

令和4年度 第1回野田市児童福祉審議会資料

- 資料1 会長の選任について
- 資料2 令和3年度野田市エンゼルプラン第5期計画進捗状況調査表
- 資料3 令和3年度野田ひとり親家庭支援総合対策プラン（第4次改訂版）進捗状況調査表
- 資料4 保育施設の確認にかかる利用定員の変更・設定について

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
1	P65	既存	低年齢児の受入れ体制整備促進	保育課	・計画に位置付けた3号認定（低年齢児）の保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用などを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。 ・保育の量の確保に当たっては、認可保育所の設置を原則とするが、今後の保育量の確保の状況により、0歳児から2歳児までを対象とする地域型保育事業についても検討する。	受入実績（3月1日） 25園 0歳児183人 1歳児371人 2歳児449人 計1,003人	年度末における年少児の入所受入確保量の不足及び年度当初の供給過大について検討する必要がある。	0	公立保育所における低年齢児の受入について、保育士の確保に努めていく必要がある。 低年齢児の待機児童数を見極めた整備を検討する。	0
2	P66	既存	保育所の施設整備の推進	保育課	・計画に位置付けた保育の量を確保するため、民間活力により必要な施設の整備を進める。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。	・(3月1日現在) 定員(24か所) 2,447人 入所実績 2,407人 (内訳) 公設公営(3か所) 367人 公設民営(6か所) 765人 私立(11か所) 926人 認定こども園(3か所) 335人 事業所内(1か所) 14人 ・4年4月1日（2年10月1日移管） 野田市立東部保育所を指定管理者へ移管 「アートチャイルドケア野田東部みどり保育園」が開園 2年度及び3年度において施設整備（増改築）を実施し保育の量を増加(120人から128人) ・4年4月1日 認可保育所「しみず空と杜の保育園」が開園 定員60人	待機児童と入所保留者の状況を踏まえつつ、保育所等の整備の検討する必要がある。	335,708	保育所等の施設整備に対する建設補助や開設に向けた事務的支援を行う。 (施設概要) 施設名称 (仮称) コピーブリスクールつつみの 事業者 社会福祉法人コピーソシオ 開園予定日 5年4月1日 定員 72人（保育部分）	319,305
3	P68	既存	駅前保育の整備	保育課	・駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。 ・現状においては駅前保育の利便性を享受できるニーズは少ないため、緊急の必要性は低いものの、今後の住宅開発等による需要と供給のバランスを把握しつつ、民間保育所の動向を注視していく。	・4年4月1日清水公園駅東口駅前に認可保育所「しみず空と杜の保育園」開園	保護者の通勤形態等を検証し、4年4月1日に開園した清水公園を除く、その他の駅について、駅前保育所の利用ニーズ等を見極める必要がある。	181,767	現在の市内鉄道各駅の駅前若しくは駅周辺に整備されている保育所の利用状況について検証し、各駅周辺の整備による必要性を検討する。	0
4	P69	既存	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保 H12.8～ (乳児保育所)	保育課	・生後3か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として民間保育園及び事業所内保育所において産休明け保育を実施する。 ・産休明け保育については、計画に位置付けた0歳児の保育の量の確保を進めることでニーズに対応していく。 ・引き続き育児休業明けの保育所利用申請者については、利用調整に当たり優先的な配慮を行う。	・利用実績 乳児保育所 2人 アスク川間保育園 2人 コピーブリスクールさくらのさと保育園 1人 やまざき杜の保育園 1人 柳沢くるる保育園 1人 ひばり保育園（地域枠）1人 合計8人 《参考》 令和2年度利用実績 4人 令和元年度利用実績 1人 平成30年度利用実績 2人	公立1か所、民間保育園等12園、事業所内保育所1か所で産休明け保育を実施しており、施設数は拡充されているが、育児休業制度の普及により、利用者が少ない。 利用状況を踏まえ、今後、民間活力を導入していく場合は産休明け保育の実施の必要性があるかを検討する必要がある。 30年度から育児休業明け保育所利用予約を実施し、育児休業を取得している保護者が円滑に職場復帰をすることを支援した。	0	育児休業制度の普及を踏まえ、今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意しつつ、子ども・子育て支援新制度における基本指針を踏まえ、事業の充実を検討する。 引き続き産休・育休明け保育所利用申請者については、利用調整に当たり優先的に配慮することを継続する。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
5	P70	既存	子ども・子育て支援法に基づく事業所内託児施設の設置促進	保育課	・仕事と育児の両立、雇用環境整備のため、「事業所内託児施設助成金」制度の周知とともに、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付に関する情報提供を行う。 ・地域型保育給付への移行については、計画に位置付けた3号認定（低年齢児）の保育量の確保の状況により、方策の一つとして推進する。	・令和3年度の事業所内保育施設の利用状況実績（実人数） 野田病院内保育室 男8人 女3人 計11人 かぞヤクルト販売㈱春日町保育ルーム 男1人 女2人 計3人 かぞヤクルト販売㈱関宿保育ルーム 男2人 女3人 計5人 かぞヤクルト販売㈱野田保育ルーム 男2人 女2人 計4人 キッコーマン総合病院内託児所（まめっこ保育室） 男12人 女13人 計25人 岡田病院たんぼぼ保育室 男3人 女9人 計12人 船形サルビア保育園 男4人 女1人 計5人	・子ども・子育て支援新制度では地域型保育事業に「事業所内保育施設」が位置付けられ、市の認可・確認により地域型給付に移行できることとなっている。しかし、これまでに移行した施設は1施設（ひばり保育園・H28移行）のみである。地域型保育施設への移行は待機児童等の解消に繋げられものと考えることから、移行していない施設に改めて移行の意思等を確認する必要がある。	0	・子ども・子育て支援新制度では「事業所内保育施設」の位置付けが明確になったことから、低年齢児の待機児童及び入所保留者の推移を見ながら、地域型保育施設への移行を推奨していく。 ・また、国が実施している「企業主導型保育施設」等と子ども・子育て支援新制度に位置付けられている「地域型保育施設」の相違点について、新設や移行を検討している事業者に対し、周知していく。	0
6	P71	既存	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課、保育課	・保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。	・公立幼稚園は実施していない。 ・私立幼稚園5園で実施している。	・公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、現時点で実施する考えはない。 ・多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要がある。	0	保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。 なお、公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、現時点で実施する考えはない。	0
7	P73	既存	3歳児の保育士配置基準の改善	保育課	・子ども・子育て支援法が定める「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における3歳児の保育士の配置基準を改善する。 （子ども20人に保育士1人の配置から、子ども15人に保育士1人に改善） ・計画に位置付けた保育の量の確保とともに、質改善のためにも保育士が確保できるよう、早期の対応と工夫に努める。	・公定価格における「3歳児配置改善加算」の活用により、国基準以上の保育士の配置について支援した。 ・実績 私立保育所 10園 聖華保育園 コビープリスクールのだ保育園 コビープリスクールせきやど保育園 アスクセ光台保育園 アスク川間保育園 コビープリスクールさくらのさと保育園 すくすく保育園 アスク古布内保育園 コビープリスクールあたご保育園 アートチャイルドケア野田東部みどり保育園 公立（指定管理）保育所 5園 花輪保育所 南部保育所 北部保育所 尾崎保育所 木間ヶ瀬保育所 認定こども園 3園 聖華未来のこども園 のだのこども園 やなぎさわ幼稚園・保育園	・野田市ではほぼ全ての施設で3歳児の配置基準の改善（15：1）を実施している。 近年の保育士不足の中で、この保育士配置基準の改善（15：1）を維持するためにも保育士全体の処遇改善を図り、保育士を確保することで配置基準の改善に努める必要がある。	私立 15,009千円 公立 12,418千円 認定こども園 6,864千円	保育士合同就職説明会の実施や保育士就労奨励金等の助成により保育士の処遇改善を図ることで保育士の市内施設への就労を促進する。	私立 16,541 公立 15,467 認定こども園 7,082
8	P76	既存	乳児家庭全戸訪問事業・産婦訪問事業	保健センター	・新生児、産婦家庭訪問 ・乳児家庭全戸訪問	妊産婦及び新生児訪問 産婦 806人 新生児 224人 乳幼児 582人	・専門職による新生児全戸訪問を実施することで、新生児・産婦の健康状態や育児状況等の問題を把握し、指導することで問題解決や継続支援の必要なケースを地区担当保健師や関係機関と連携することができた。 ・出生連絡票の未提出や新生児訪問希望なしの場合でも予防接種の説明や1～3か月健診までのフォローのために保健師と助産師が訪問し、産婦や新生児の健康状態の把握や育児不安の軽減に努めた。 ・低出生体重児やハイリスクの家庭は地区担当保健師が訪問し、継続支援を行い、里帰り先への訪問依頼や野田市への里帰り訪問希望者にも対応した。	1,224	・専門職の訪問で産婦の健康状態や育児環境を把握し、育児不安の軽減に努めると同時に新生児の発育発達状態を確認し、アドバイスや指導を行う。 ・地区担当保健師が低出生体重児やハイリスク家庭に対し訪問を行い引き続き支援していく。 ・専門職による訪問により問題点や支援内容を確実に把握し、必要時はその場で問題や悩みの解決につなげる。 ・新型コロナウイルス感染対策として、職員の検温、マスク着用、訪問直前に訪問先家族全員及び訪問する職員の体調を電話にて確認してから訪問する。	1,675

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
9	P78	既存	育児支援家庭訪問 事業	子ども家庭 総合支援課	・子どもの養育について支援が必要でありなが ら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭 に支援員を派遣し、過重な負担がかかる前の段階 において育児、家事の援助等を行う。	・利用者数 4人 (内訳) 出産後1年以内の母親 3人 養育上の問題を抱える家庭 1人 ・派遣日数 60日 ・派遣時間 117時間	・支援が必要と思われるケースで、利用を勧め ても利用につながらない場合や、利用につな がった後、利用が継続されないケースにつき、 積極的利用について対応を検討する必要がある。 ・委託先の野田市社会福祉協議会と連携し、訪 問員の人員や質を確保していく必要がある。	315	・子ども家庭総合支援拠点事業及び家庭児童相談室の相談 業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭 全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出 産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感 じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助 や育児相談・指導を行う。	503
10	P79	既存	ファミリー・サ ポート・センター 事業	児童家庭課	・生後6か月以上から小学校修了前までの児童を 対象とし、育児の援助を受けたい人（利用会員） と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員と する組織により、保育所までの送迎や降園後の一 時的な預かり等育児について、相互に助け合いを 行う。	・利用実績 ○利用会員 1,037人 ○提供会員 131人 ○両方会員 38人 合計 1,206人 ○延べ利用件数 3,543人 ・ひとり親世帯や非課税世帯に対し利用料に1/2助成を行い、 48件、1225.5時間の利用があり、430,080円を助成した。 ・令和3年10月から、当該事業の一時預かりが、無償化の対象 となったが、昨年度の利用はなかった。	・市報やホームページ、窓口等で事業の周知を 図ったことで、利用会員が増えた。 ・利用件数については、学童や保育所の送迎が 多い傾向にあるが、会員の利用頻度によって年 度より件数が増減する。 ・今年度は1,500件程度と前年度から利用が倍増 したが、新型コロナウイルス感染症が流行する 前の水準までは回復していない。 ・一時預かりの利用割合が低いことから、家庭 保育をしている保護者への周知等を促進する必 要がある。 ・利用会員が増えていることから、提供会員の 確保を重点的に進める必要がある。 ・低所得者等に対する利用助成は増加したが、 一部の会員の利用頻度により変動する。引続き 助成制度、保育の無償化について広く周知する 必要がある。	7,182	・社会福祉協議会に委託し事業を継続するとともに、援助を受け ることが多い学童保育所利用者の入会を促進するとともに、ホー ムページや児童センター等を活用し家庭保育をしている保護者へ の周知・啓発に取組む。 ・ホームページや各種通信により提供会員への協力について広く 募集する。 ・利用会員の対象外となった会員に提供会員への移行を促すなど 提供会員の増加に努める。 ・利用助成制度や保育無償化について、ホームページやSNSを通 じて周知に努める。 ・アドバイザーの子育て支援員研修受講について促進する。	8,389
11	P81	既存	充実した学童保育 サービスの提供	児童家庭課	・指導員の確保に努めるとともに、指導員に対す る研修を実施し、資質向上に努める。 ・放課後児童指導員となる資格を有する全ての指 導員に認定研修を受講させる。 ・会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可 能となることから、児童の保育環境を第一に考 え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも 含めて検討する。	・指導員の質の向上を図るために、市内全学童保育所指導員が 集まる学童保育所定例会において研修を2回実施した(4月虐待 通告、11月感染症)。また、直営学童保育所指導員のための研修 を2回予定していたが、開催時期が緊急事態宣言発出と重なっ たことから感染症予防のため11月に1回実施した（コーチン グ）。 ・県が行う放課後児童認定資格研修を6名(直営2名・委託4名) 受講させ指導員の質の向上に努めた。 ・会計年度任用職員の待遇等の条例改正を行い継続雇用につい ての整備が完了した。 ・保護者に速やかに連絡周知等が行えるようメールによる配信 サービス「マチコミ」の活用を開始した。	・直営指導員が会計年度任用職員となったこと でさらに一定の継続性が担保されたため引続き スキルアップのための研修を実施する必要があ る。 ・会計年度任用職員の本格導入後の処遇（給料 及び勤務形態等の勤務条件）が決まっていない ことから委託の見直しを含めた方針の検討には 至らなかったが、保育環境の改善と運営の効率 化が図れることから、第一学童と第二学童の統 合や運営の一本化について検討する必要があ る。 ・今年度導入した「マチコミ」はコロナ関連の 連絡において非常に有用であった。	373,305	・年2回の自主研修会を実施し、指導員のスキルアップを図 る。 ・引続き放課後児童指導員の受講資格がある指導員につい ては、県の研修を受講を進める。 ・委託の見直しについて、基本的に直営による運営を前提 とし、第一学童と第二学童の統合や運営の一本化につい て、具体的な方針を示し、社協や組合と協議を始める。 ・保護者に速やかに連絡周知等が行えるメールによる配信 サービス「マチコミ」の有効な活用方法について検討す る。	417,260
12	P82	既存	学童保育所の受入 れ体制の整備	児童家庭課	・運営指針に基づき、おおむね40人以上の集団を クラス分けし、指導員を適切に配置する。 ・学校区単位での過密化解消のため、年間を通し て過密化する場合は、学童保育所の整備を進め る。 ・複数の学童保育所がある学校区において、入所 児童数バランスにより過密化が懸念される場合 は、抽選による児童の振分けを行い過密化の改善 に努める。	・直営14学童14クラス、委託18学童31クラスを開所し希望者全 員入所できた。 ・過密化解消のために、新1年生を対象に過密化している学童 への通所希望者を同一学校区内の過密化していない学童へ振り 分けるための抽選会を3学校区3学童に対し行い、15人の児童を 学校区内の過密化していない学童へ振り分けた。 利用状況(延べ) 直営 5,645人 委託 11,808人 計 17,453人	・学校区単位で年間を通した過密化は、令和2 年度以降解消していることから、今年度も施設 整備は実施していないが、児童数の推移を注視 し年間を通して過密化する場合は、施設整備を 検討する。 ・過密化が懸念される小学校区については、引 き続き抽選会を実施し過密化の改善につなげて いく必要がある。	0	・児童数の推移を注視し、年間を通して過密化する場合 は、施設整備を検討する。 ・児童の入所バランスにより過密化が懸念される場合は、 抽選により1年生の振分けを行う。	0
13	P83	既存	学童保育所の施設 環境整備の推進	児童家庭課	・老朽化が著しい学童保育所施設について、ファ シリティマネジメントに基づき長寿命化を図ってい くとともに緊急度を勘案し整備を行う。 ・また、校外にある老朽化した学童保育所につい ては、可能な学校から余裕教室を活用し移転を検 討する。	・野田学童トイレ改修工事 1,287千円	・昭和50年前半に建設され、35年以上経過した 学童が多くみられことから、ファシリティマネ ジメントに基づき長寿命化とともに余裕教室の 活用を進める必要がある。 ・トイレの洋式化を計画的に進める必要があ る。	1,287	・緊急性や安全性を踏まえ施設修繕等を行う ○トイレ改修工事（清水） ○テラス屋根改修工事（岩木） ○床張替え工事（南部）	2,219

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
14	P84	既存	病児・病後児保育 の充実	保育課	・病気又は病気回復期の児童が集団保育できない 状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を 対象に、施設型の病児・病後児保育事業として小 張総合病院に委託し、定員4人とする「ひばり ルーム」を病院敷地内に開設し、保育を実施す る。 ・利便性の向上に配慮していくとともに、感染症 における利用の制限等についても理解を得るた め、周知を図る。	小張総合病院「ひばりルーム」 延べ 0人 (参考) 利用状況 (延べ人数) H29年度 354人 H30年度 500人 R1年度 495人 R2年度 0人	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防 止のため小張総合病院「ひばりルーム」におけ る病児・病後児保育の利用を停止し、利用人数 は0名となった。	0	・令和4年4月1日に新たに、保育所併設型病児・病後保 育事業として「フォレストルーム」を開設したが、開設間 もないことから、積極的な広報活動をし、本事業について の周知を図る。	13,771
15	P85	既存	一時預かり事業の 拡充	保育課	・保護者の疾病その他の理由により、家庭におい て保育されることが一時的に困難となった乳児又 は幼児について、適当な設備を備える保育所等に おいて、保育を行う。 ・既に実施している民間保育園4園（コビープリ スクールせきやど保育園、コビープリスクールさ くらのさと保育園）で引き続き実施していく。 ・子ども・子育て支援新制度において、地域子育 て支援事業の一つとして位置付けられ委託事業と して再編されることから、他の地域子育て拠点の 事業や幼稚園（自園預かり）の事業を含め、ニー ズ量への対応を図る。	・一時保育 コビープリスクールせきやど保育園 延べ 104人 コビープリスクールさくらのさと保育園 延べ 310人	年間の利用状況は26年度をピークに減少傾向にあ ることから、必要量は充足しているものと思われ る。 今後は子育てサロン等、他の地域子育て拠点事業 も含めた、一時預かり事業の適切な実施と内容の充 実を図る必要がある。	4,367千円	民間保育園において引き続き実施するとともに、民間保育所等 の整備計画の中で実施の可能性を検討する。	5,352
16	P86	既存	子育てサロン事業 の充実	児童家庭課	・子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを行 う「子育てサロン」を運営するNPO法人等に対 し、子育て支援法に基づく地域子育て支援事業で 位置付ける基本4事業（交流・相談・情報提供・ 講座）を委託により実施する。	・利用状況(延べ) ○ゆう&みい 3,628人 ○ゆっくっく 521人 ○どろんこの会 1,821人 計 5,970人 ・新型コロナウイルス感染症予防のため 4月、5月、6月、9月は電話相談のみとし、8月、10月、及び1月22日 から3月31日までサークル、イベントを中止した。 ・直接会うことが出来ない状況における子育て支援として「電話相 談」と共に、SNSによる相談支援「ＬＩＮＥ相談室」を開設したが、 利用はなかった。「電話相談」は主にサークル利用者等連絡先が分か る保護者へ架電し現在の状況確認や不安の解消を行った。 電話相談件数 133件 LINE相談件数 0件	・野田地域における乳幼児とその保護者が気軽 に集い打ち解けた雰囲気で語り合う中で交流を 図るとともに育児相談等を行う場として子育て 中の保護者の負担感の緩和に努めた。 ・市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通 化のため交流・相談・情報提供・講座関係の4事 業を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により開設 できない期間があったことや利用を控えた状況 から、保護者が孤立しないように支援を実施す る必要がある。 ・SNSによる相談の利用実績がなかったため、周 知の方法や利便性の向上を図る必要がある。	10,045	・地域の子育て支援拠点として、多様なサービスを提供で きるよう引き続きNPO法人に運営を委託し、地域子育て支援 拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業） の共通化を継続する。 ・利用者へ聞き取りなどを実施するとともに、電話相談やSNS による相談を周知し、子育てに悩み、孤立する保護者がな いように支援を行う。	10,011
17	P87	既存	つどいの広場事業 の充実	児童家庭課	・関宿地域において、乳幼児を持つ保護者同士が 打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設 けるだけでなく、アドバイザーが保護者からの相 談や助言を行うことにより子育てへの不安感を取り 除き、育児負担を軽減する場として、「つどい の広場」をNPO法人に委託し、子育て支援法に基 づく地域子育て支援事業で位置付ける基本4事業 （交流・相談・情報提供・講座）を実施する。	・利用状況(延べ) ○大 人 490人 ○乳幼児 511人 計 1,001人 ・新型コロナウイルス感染症予防のため 4月、5月、6月、9月は電話相談のみとし、8月、10月、及び1月22日 から3月31日までサークル、イベントを中止した。 ・直接会うことが出来ない状況における子育て支援として「電話相 談」と共に、SNSによる相談支援「ＬＩＮＥ相談室」を開設したが、 利用はなかった。「電話相談」は主にサークル利用者等連絡先が分か る保護者へ架電し現在の状況確認や不安の解消を行った。 電話相談件数 24件 LINE相談件数 0件	・関宿地域における乳幼児とその保護者が気軽 に集い打ち解けた雰囲気で語り合う中で交流を 図るとともに育児相談等を行う場として子育て 中の保護者の負担感の緩和に努めた。 ・市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通 化のため交流・相談・情報提供・講座関係の4事 業を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により開設 できない期間があったことや利用を控えた状況 から、保護者が孤立しないように支援を実施す る必要がある。 ・SNSによる相談の利用実績がなかったため、周 知の方法や利便性の向上を図る必要がある。	3,349	・関宿地域の子育て拠点としてNPO法人への委託により事業 を継続する。 ・地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提 供・講座の4事業）の共通化を継続する。 ・利用者へ聞き取りなどを実施するとともに、電話相談やSNS による相談を周知し、子育てに悩み、孤立する保護者がな いように支援を行う。	3,337
18	P88	既存	地域子育て支援セ ンターの整備	保育課	・地域における子育て拠点として、子育て世代の 交流・相談・サークル支援等を実施する。 ・基本的には地域における子育て拠点として、4 か所（アートチャイルドケア野田東部みどり保育 園、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来 のこども園）を整備することとし、地域バランス に配慮しつつ新設の民間保育所等での実施を検討 する。	支援センター参加人数（延べ人数）（合同イベントの参加者数に重複 あり） ・野田東部みどり子育て支援センター 905人 （アートチャイルドケア野田東部みどり保育園内） ・さくらんぼルーム 225人 （聖華保育園内） ・ぽかぽかひろば 39人 （アスク七光台保育園内） ・コアラルーム 133人 （聖華未来のこども園内） 150人	・令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の ため、支援センターは4月から6月は電話での育児相 談のみ、8月フロア開放のみ、9月電話での育児相談 のみ、10月フロア開放のみ、1月21日から3月31日ま で電話での育児相談のみとしたため、利用者が減少 した。	27,580千円	・新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、電話での 子育て相談、子育て支援情報の提供、子育てに役立つ講座・講演 会の開催等の事業を実施し子育て支援や、情報交換、子育て世代 同士の交流しやすい環境の充実に努める。	28,064

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
19	P89	既存	巡回相談等による 相談支援体制の充 実	子ども家庭 総合支援課	・虐待などの未然防止のため、日程を工夫しながら、各保育所、学童保育所、子ども館などを訪問し、保護者などからの相談等を受け、適切な支援を行う。	・子ども家庭支援員が、小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所、公民館等の施設を訪問するとともに、就学時健診、園庭開放、家庭教育学級等へ参加し、保護者及び職員に家庭児童相談室のリーフレットを渡すことで子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）の利用啓発を図った。 ・施設訪問 144施設 職員からの相談25件	・子どもと家庭の総合相談窓口として、子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）への相談につながるよう、さらなる利用啓発を実施する必要がある。	0	・子ども家庭支援員が、小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所、公民館等の施設を訪問するとともに、就学時健診、園庭開放、家庭教育学級等へ参加し、保護者及び職員に家庭児童相談室のリーフレットを渡すことで、子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）の利用啓発を図る。 ・令和4年8月に開設予定の児童センターと連携し、子ども家庭支援員等が、相談者の希望に応じて児童センターを訪問し、子育て等に関する相談を受ける。 ・施設等の職員が相談しやすいよう、相談があった場合、施設に赴いての相談も積極的に行う。	0
20	P90	既存	公民館での電話及 び面接相談の実施	公民館	・東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談員とし、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施する。	・各公民館に配属されている社会教育指導員を相談員として電話及び面接による相談事業を行った。 ○相談件数 3件	・現場に精通する指導員ならではの相談対応に、相談者からも高い評価を受けている。 ・課題としては、平日の指導員出勤日以外にも、毎月の第3日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要がある。	0	・2年度に引き続き、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じていく。	0
21	P91	既存	心配ごと相談事業 の充実	社会福祉協 議会	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設。 ・相談所のPR活動を図るとともに、事例検討や定期研修等を実施し、相談員の資質向上を図る。	・相談件数 1 8 件	・相談の内容によって、対応できる窓口へ案内した。 ・悩み事の相談に対応するため、更なる相談員の資質向上に努める。	228	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設する。 ・相談所の周知を図るとともに、事例検討や定期研修会を実施し、相談員の資質向上を図る。	460
22	P92	既存	子育て支援総合コー ディネート事業	保健セン ター	・「にじいろnavi」の周知につとめる。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも定期的に情報発信する。 ・母子保健事業に参加し、子育て情報を提供する。	・情報収集 861件 ・相談 71件 ・関係機関との調整 25件 ・各施設への取材 5件 ・LINE配信 46回 ・ホームページ閲覧 11, 448件	・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、こども館や各事業の中止・再開等の情報に併せて自宅や外で行える遊びや情報等を発信した。 ・「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載した。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも毎月3回程度情報発信した。 ・両親学級や乳幼児健診に参加し、子育て情報を提供した。	3, 329	・引き続き、「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも毎月2回程度情報発信する。 ・両親学級や乳幼児健診に参加し、子育て情報を提供する。	3, 420
23	P94	既存	延長保育の充実	保育課	・全公立保育所で午前7時から午後7時までの延長保育を実施する。 ・保育所の指定管理者導入に伴い、公立保育所において午後7時以降の延長保育を実施する。 ・私立保育園において午後8時までの延長保育を実施する。 ・事業所内保育所では、ひばり保育園（午後8時）で延長保育を実施する。 ○午後8時 （公立）清水、花輪、東部、北部、尾崎、木間ヶ瀬保育所 （私立）聖華保育園 コビーのだ保育園 コビーせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コビーさくらのさと保育園 すくすく保育園 コビーあたご保育園、 やまざき杜の保育園、 アスク古布内保育園、 アートチャイルドケア 野田東部みどり保育園、 ひばり保育園（事業所内保育所） ○午後10時 （公立）南部保育所	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長保育としている。また令和3年度から短時間認定保護者からも延長保育料を徴収して延長保育利用の適正化を図った。 ・延べ利用児童数 公立 （月極利用） （日割利用） （短時間認定） 午前8時30分まで ― 490人 午後6時まで ― 1, 369人 午後7時まで 1, 559人 8, 154人 午後8時まで 115人 1, 690人 午後9時まで 0人 389人 午後10時まで 0人 106人 計 1, 674人 12, 198人 私立 （月極利用） 午後7時まで 1, 016人 午後8時まで 84人 計 1, 100人	・保育所における延長保育の実施時間の拡大については、今後の利用状況や実施に係る人材確保の状況を見極めながら検討する。	0	引き続き全保育所で延長保育を実施する。 民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績と保育無償化の影響を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
24	P95	既存	休日保育の充実	保育課	休日出勤やその他の理由により保育できない場合等に対応するため、指定管理者を導入した公立保育所1カ所及び民間保育所1カ所で休日保育を行います。 特定非営利活動法人2施設において保育を必要とする全ての保護者が保育認定事由に関わらず利用できる休日預かり保育事業を行います。	・休日保育 コビープリスクールあたご保育園 延べ 511人 尾崎保育所 延べ 166人 ・休日預かり保育事業 ゆうアンドみい 延べ 48人 子育てネットワークゆくつく 延べ 25人	就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要がある。休日保育の利用減少については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため登園自粛要請を発令した影響が考えられる。 また、休日預かり保育事業は令和2年10月に創設したこともあり利用数が少ないため周知を図り促進を進める必要がある。	3,960	多様な保育サービスの周知を図り、利用促進に努める。 利用児童数の推移を注視しながら、保育無償化の影響を踏まえ、利用ニーズを把握し、定員や実施施設について検討する。	3,960
25	P95	既存	病児・病後児保育の充実	保育課	【事業番号14再掲】					
26	P95	既存	子ども・子育て支援法に基づく幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課、保育課	【事業番号6再掲】					
27	P96	既存	子育てサービス等利用支援事業の実施	保育課	保育所等の利用の決定を保留されている保護者、利用予約により保育所の利用が決定した保護者、保育所・幼稚園等入所者に対し、子育てサービス（ファミリー・サポート・センター事業、認可外保育施設、一時預かり事業）を利用した費用の一部を助成します。	子育てサービス等利用支援事業 ・助成金の額 利用した子育てサービスに要した費用の1/2（児童1人につき1か月当たり上限2万円） ・支給延べ件数 442件 【内訳】 保育所保育者 156件 2,514,038円 保育所等入所者 286件 2,441,453円	令和2年10月から事業を開始した。当該事業は保育所入所を申し込んだが、保育所に入所できず、認可外保育施設等を利用する保護者の経済的負担を軽減し、また、既に入所している人でも、入所施設以外に子育てサービスを利用した場合に費用の一部を助成するものである。 令和2年10月以前の「代替保育利用支援事業」と比較し、対象者を拡大したことで、利用件数等が大幅に増加したため、制度改正についての一定の効果はあった。	5,143	対象となる保護者への周知を図るとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえ保護者の様々な保育ニーズに対応できるよう、必要に応じて子育てサービス等利用支援事業の事業内容等の見直しを検討する。	6,940
28	P97	既存	保育所の耐震補強の実施	保育課	・平成24年度から25年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する5保育所5棟（清水、中根、東部、北部、尾崎）について、他の公共施設の計画や推進状況、具体的な補強等の方法及び時期等について検討する。	・耐震補強工事等の実績は無し。 東部保育所については2年10月に民間事業者へ移管を行い、園舎建替えにより旧園舎は解体、4年3月末に新園舎完成。	・他の公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする尾崎保育所の整備計画を検討する。また、工事費の財源確保等についても検討する必要がある。	0	経年劣化が進んでいる状況ではあるが、引続き日常点検等による施設の保全に努めていく。	0
29	P98	既存	保育環境向上のための施設整備の推進	保育課	・施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施。また、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行う。	・空調設備改修工事実施保育所保育室 花輪（1台） ・空調設備設置工事厨房 木間ヶ瀬（2台） ・保育所施設改修工事実施保育所 汚物処理室排水管改修工事（北部） ・便所改修工事（北部：令和4年度へ契約繰越） ・つばめ組床改修工事（福田）	・更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進する。また、未整備となっている調理室のエアコン設置についても計画的に検討する。 ・経年劣化が顕著な保育所の修繕や保育児童数等の変化に対応した改修工事、財源確保も含めて検討する必要がある。	11,673	・保育に必要な施設等の修繕及び改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の整備に努める。 （4年度工事実施予定） ・空調設備改修工事実施保育所保育室等 清水（2室）南部（厨房） ・事務室、廊下床改修工事（尾崎） ・便所改修工事（北部：令和3年度から契約繰越）	19,488

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
30	P99	新規	教育・保育の無償化	保育課、児童家庭課、学校教育課	・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模・家庭的保育・事業所内・居宅訪問型）、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちと、0歳から2歳までの利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となる。また幼児教育・保育無償化に伴い、保育所の副食費は実費徴収（保護者負担）となる。 ・未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後保育事業、子育て援助活動支援事業など子育てのための施設等の利用も無償化になる。 ・国や県の動向を注視しながら無償化開始後の保育量を分析し財源確保を行い、無償化の影響による待機児童増加が懸念される現状においては、公立保育所を含め保育士不足の解消を目指すために、現在の保育士確保対策の周知に努めるとともに、新規事業等の効果的な対策の検討を進める。 ・保育量の確保については、就学前児童数の割合や推移、女性の就業率をはじめ保育のニーズ量を様々な方向から十分に分析を行い、無償化に伴う増加予測が難しい中でも、既存の民間認可保育施設の建て替えや移設等の整備予定を把握するとともに、地域型保育事業等の多様な事業形態を踏まえて検討していく。 ・子育てのための施設等利用給付制度においては、保護者の利便性等を勘案しつつ施設等利用費の公正かつ適正な支給に取り組み、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等においても県との連携や情報共有を図りながら適切な取組を進める。 ・幼児教育・保育無償化の影響が不透明であり、量の見込みが予測困難であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度の令和4年度に見直しを行う。	（学校教育課） ・幼児教育・保育の無償化の一環として公立幼稚園の年収360万円未満の低所得世帯及び多子世帯（小学校第3学年の兄又は姉から数えて第3子以降に該当する世帯）の保護者に対して給食費のうち、副食費（おかず代等）の免除を実施した。 ・副食費の免除に併せて、市の単独事業として公立幼稚園の副食費が免除される保護者について、主食費も免除した。 副食費免除者 野田幼稚園（前期）26名 （後期）24名 関宿南部幼稚園（前期）12名 （後期）14名 関宿中部幼稚園（前期）7名 （後期）7名 ※前期…4月から8月まで 後期…9月から3月まで （保育課） 私学助成幼稚園、認可外保育施設等の利用料を無償化した。（施設等利用費） 【民生費】 ・新制度幼稚園、認定こども園の預かり保育783件3,699,550円 ・認可外保育施設770件23,543,713円 ・一時預かり4件34,000円 【教育費】 ・私学助成幼稚園11,817件299,528,210円 ・私学助成幼稚園の預かり保育1,257件6,744,088円 私学助成幼稚園の年収360万円未満の低所得世帯及び多子世帯（小学校第3学年の兄又は姉から数えて第3子以降に該当する世帯）の保護者に対して、主食費・副食費の補助を行った。 主食費1509件298,386円 副食費1509件4,472,219円	保育課回答 ・保育士合同就職説明会を開催し、4人の保育士を確保した。今後も保育サービス提供体制を構築するために保育士確保に努める。 ・柳沢くくる保育園の開設により、定員19名の保育量を確保した。無償化に伴う保育需要の多様化に対応するため多様な事業形態を模索する。 ・施設等利用費の適切な支給を行うために、県と連携しながら施設に対して指導を行う必要がある	（保育課） 施設等利用費決算額 【民生費】27,277 【教育費】306,272 給食費4,770 （学校教育課）0 （児童家庭課）0	保育課回答 ・保育士合同就職説明会 ・事業者への実地指導 ・東武鉄道の病児保育整備 ・アートチャイルドケア野田東部みどり保育園の建て替え 施設等利用費及び給食費については、令和2年度と同様	（保育課） 施設等利用費【民生費】27,843 【教育費】314,235 給食費5,670 （学校教育課）0 （児童家庭課）290
31	P100	新規	特別な支援が必要な子どもの施策の充実	保育課	・子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、新たに障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実が位置付けられ、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築が挙げられていることから、現在実施している障がい児保育のための加配とともに、支援体制の構築について検討する。	障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築について検討し、受入れに必要な体制を確保するため、令和3年度予算として直営保育所に会計年度任用職員のフルタイム看護師を配置した。	医療的ケア児の総合的な支援体制を構築するために必要な研修等の方法を確立していく必要がある。	0	障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築するために、必要な研修等の方法を確率していく。	0
32	P102	既存	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	・子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムを支援することで、子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る。子ども館6館合同により、子育てに関する講演会を開催する。	・子ども館6館合同行事として子育てに関する講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会を実施せず動画配信にて実施した。 1. 動画配信期間 令和3年11月1日（月）から 2. 演 題 「みんなで食べると楽しいね ～食べるの大好き～」 ※5本の動画に分割し配信 3. 講 師 板良敷信子氏 動画配信閲覧数733件	・子育てに関する有益な情報を身近に伝えることができた。	30	・8月1日から指定管理者による運営となるため、本事業については指定管理者に引き続く。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
33	P103	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、保健センター	・子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布する。 ・子育て支援情報サイト「にじいろnavi」に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」を活用した情報発信を行う。	【子ども支援室】 ・LINE配信 46回 ・ホームページ閲覧 11,448件 【児童家庭課】 ・平成30年度から企業広告を活用し、経費をかけずに子育てガイドブックを作成し情報提供を行っている。令和2年度版として6,500部を作成し、公立保育所や幼稚園、転入、出生世帯、子育て支援相談世帯に配布を行った。	・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、関係機関の事業の中止や再開など最新の情報を載せるよう努めた。ホームページ閲覧数が減少したが、外出しなくても家で楽しめるような役立つ情報をLINEで発信した。 ・「にじいろnavi」の周知につとめ、常に最新の情報を収集・掲載する。あわせて「にじいろnavi LINE公式アカウント」でも毎月3回程度情報発信した。 【児童家庭課】 (子育てガイドブック) ・毎年更新が行えることから、より時機にかなった情報が提供できる。	0	・母子手帳交付時や相談来室時等に子育てガイドブックを配布し、子育て情報の案内を行う。 ・「にじいろnavi」「にじいろnavi LINE公式アカウント」の周知に努めとともに、新型コロナウイルス感染状況に合わせて必要な情報を発信していく。 【児童家庭課】 ・(子育てガイドブックの制作)企業広告を活用し、経費をかけずに最新情報を掲載し発行する。	0
34	P106	既存	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実	保育課	・地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深める。また、地域施設に訪問し、交流を図る。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	保育所では、高齢者との「伝承遊び」や「園芸菜園の耕作」等を年間行事に取り入れるなど、地域住民との交流に努めています。 【交流実績】公立保育所（9施設）では、年3回から10回実施しておりましたが、2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となりました。	2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため全て中止となったが、保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することにより、高齢者と子どものふれあい事業の継続や充実が求められている。 高齢者と一緒に花の苗植えや芋掘りを行なうことで高齢者は社会参加になり、子どもたちは世代間交流を図ることができる。	0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあい事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討し、引き続き地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	0
35	P107	既存	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 229件 ・主任児童委員連絡会研修 第1回 制度改正等について (R3. 6. 24) 第2回 18歳以下の給付金について (R4. 2. 1)	・ひとり親家庭の実態把握については、民生委員児童委員に対しての個人情報の提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もあるが、母子・父子自立支援員と情報を共有し、児童の健全育成のため、地域での見守りをさらに推進する必要がある。	920 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施します。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施します。	960 (主任児童委員報償費)
36	P108	既存	青少年相談員活動の充実	青少年課	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内8地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	・活動の充実を図るため青少年相談員連絡協議会に対し、補助金(365千円)を交付し、相談員活動の自主事業の開催した。「スケートで遊ぼう」開催日R4. 1. 15 ・他事業の協力支援は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントが中止になった。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していたイベント等を開催することができなかった。 ・青少年相談員の活動を積極的にPRしていく必要がある。	365	・スポーツ、文化活動、野外活動等子どもたちが人と関わる喜びを実感できるような事業の展開に努める。 ・市内8地域に分かれ、より地域に根ざした身近な青少年相談員を目指す。	1,000

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
37	P109	既存	青少年センターの 機能の充実	青少年課	・ 青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施する。	・ 街頭補導の実施 実施回数：56回 延べ従事者数：280人 ・ 補導少年数（前年比　－15人） 男：3人　女：0人	・ 新型コロナウイルス感染症の影響で市内で行われる行事等が中止になったこと、参加する補導員の人数を制限したこと、街頭補導を中止した時期があったことから、補導の回数及び延べ従事者数とも減少した。 ・ 非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力しながら継続することが重要である。 ・ 学校周辺でのたむろ及び喫煙等に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要がある。	13,567	・ 青少年補導員と社会教育指導員の連携により、青少年センターを中心とした街頭補導を実施する。	13,757
38	P110	既存	友だちづくり推進 事業の推進	青少年課	・ オープンサタデークラブによる各種講座の開講 ・ 土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行うことにより、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成と共に規範意識を育む」場を創出する。	・ 新型コロナウイルス感染症感染の感染拡大防止のため、24会場・30講座で開講することとなった。（年間最多10回開催） ・ 参加数 延べ　3,411人 出席率65%（前年比0.9%増）	・ 新型コロナウイルス感染症の影響で参加児童の発表イベント（クラブフェスタ）を開催することができなかった。 ・ 指導者の高齢化により後継者を育成していく必要がある。	3,564	・ 27会場・33講座で開講。（年間最多16回開催）	7,436
39	P111	既存	世代間交流事業の 充実	青少年課、 指導課	（青少年課） ・ 世代間交流事業として、「ふるさと伝承講座」を実施し、地域の方々子どもたちとの世代間の交流を図る。 （指導課） ・ 学校・保護者・地域が連携し教育活動を支援するため学校支援地域本部の設置と地域教育コーディネーターの配置 ・ 地域の教育力を最大限に活用する。	（青少年課） ・ 学校支援地域本部の活動と内容が重複することから「ふるさと伝承講座」は廃止。 （指導課） ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて、地域人材による特別授業、授業補助や補習支援、図書室活用の推進、キャリア教育の推進、学校の教育環境の整備等に取り組んだ。 なお、毎年実施していた北部小、北部中、野田中央高校及び地域活動の方々の合同による交流の会は感染拡大防止の観点から中止となった。	（指導課） ・ コロナ禍での活動となり、地域の方はどこまで協力できるか手探りな状況であった。感染対策を徹底し、オンラインなどを利用しながら、地域のボランティアに協力していただく機会を可能な範囲で設けることができた。 ・ 地域教育コーディネーターの活用や人材発掘をすすめる。また、教職員及び地域住民に学校支援地域本部の活動を周知していく。	3,383	（青少年課） ・ 「ふるさと伝承講座」は廃止。 （指導課） ・ 地域人材による特別授業、授業補助や補習支援、図書室活用の推進、キャリア教育の推進、地域行事との交流、学校の教育環境の整備等に取り組んでいく。 ・ コロナ禍でも持続可能な活動を推進する。	4,840
40	P112	既存	こどもまつりの充 実	青少年課	・ 令和2年度以降は休止する旨、実行委員会で決定した。	休止			休止	
41	P113	既存	子ども館の機能の 充実	児童家庭課	・ 子ども館の休館日（月・火・祝日）を解消するために、年末年始を除き休館日に該当する日を業務委託することで児童に子ども館を開放している。 ・ 親子が年間を通じて気軽に交流できる場を作るとともに地域における児童の活動拠点として遊びの指導などの事業を展開する。	・ 開館日　359日間　27,029人 うち社会福祉協議会への委託により 開館　114日間　5,239人 ・ 子ども達の健全な遊びの場として休館日を解消するが、新型コロナウイルス感染症予防のため　4月、5月、6月、9月は電話相談のみとし、8月、10月、及び1月22日から3月31日までサークル、イベントを中止した。	・ 子どもたちの健全な遊び場として休館日を解消しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により開設できない期間があったが利用者は回復してきている。 ・ 18歳までを対象とした異年齢の子どもが共同で利用する施設であることから、安全に利用できるように日々の施設管理を徹底する必要がある。	6,596	令和4年8月1日から指定管理者制度導入に伴い、月曜日、火曜日及び祝日についても児童厚生員が配置できることからサービスの向上が図れる。	2,181
42	P114	新規	新しい子ども館の 整備	児童家庭課	・ 子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に異年齢の子供たちが集い遊びを通じて交流することで自主性や社会性創造性を身に着ける「学び」の場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え多世代の交流が図れる場として子育て支援や地域交流の拠点として子ども館を整備する。	令和4年8月1日開館に向け、建築工事を実施した。 屋外遊具については広く障がい者団体等の意見を取り入れるとともに、指定管理者の募集要項案を検討するため、検討委員会を発足し4回開催した。また、令和4年2月に指定管理者の審査を行い、3月に指定管理者の選定の議会承認を得た。	開館に向け、概ねスケジュールどおり作業を進めることができた。	641,435	5月末に建築工事が完了し、6月に備品・什器の選定・契約・納品を行い、8月1日の指定管理者による運営を開始したが、新型コロナウイルスの感染が急増したため児童センターのオープンについては開館を延期した。	424,987
43	P116	既存	プレーパーク活動 への支援	児童家庭課	・ 自然を活かし様々な道具を使って子ども達と遊ぶプレーパーク活動への支援について、活動する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する。	・ プレーパーク活動を行っていた団体が令和元年度に解散したが、団体がいつでも活動できるよう活動場所の提供や子ども館事業との連携等の支援について継続する。	・ プレーパーク活動を行う団体がないことから支援することはなかった。	0	活動を行う団体が現れた際には実施する団体へ活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を工法により周知する支援を行う。プレーパーク活動への支援を周知するとともにプレーパーク実施団体の活動を支援する。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
44	P117	既存	育児サークル活動の充実	児童家庭課、保育課	・子ども館、子育て支援センターにおけるサークルの活動については、機関紙・ホームページを始め広く参加者を募集し、多くの親子が交流を深めている。 ・各施設のスタッフはサークル参加者に対して、スムーズに活動ができるよう、適切な助言を行うことにより支援する。 ・主なサークル活動（親子サークル・サンデー工作・わくわくタイムなど）	【児童家庭課】 ・サークル参加人数（延べ人数） ・子ども館(6館合計) 1,597人 ・子育てサロン（3か所合計）247人 ・つどいの広場 131人 【保育課】 支援センターサークル利用者数 ・野田東部みどり子育て支援センター 265人（アートチャイルドケア野田東部みどり保育園内） ・さくらんぼルーム 79人（聖華保育園内） ・ほかほかひろば 新型コロナウイルスの影響により中止（アスク七光台保育園内） ・コアラルーム 26人（聖華未来のこども園内）	・令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子ども館、子育てサロン、つどいの広場においては、4月、5月、6月、9月は電話相談のみとし、8月、10月、及び1月22日から3月31日までサークル、イベントを中止した。支援センターは4月から6月は電話での育児相談のみ、8月フロア開放のみ、9月電話での育児相談のみ、10月フロア開放のみ、1月21日から3月31日まで電話での育児相談のみとしたため、サークル利用者が減少した。また、感染拡大のため、サークル活動を控えた園もあった。 ・コロナ禍でのサークル活動の実施の仕方を検討していく。	0	・サークル活動を推進していく。 ・育児サークル等の活動に出来ない状況を想定した支援を検討する。	0
45	P118	既存	ブックスタートの推進	興風図書館保健センター	・0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配付する。 ・ブックスタートボランティアを募集・養成し、3か月児健康相談の際に、親子に読み聞かせを実施する。 ・読み聞かせ終了後に、好きな絵本2冊と布製バッグを配付する。（興風図書館） ・0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配布する。 ・ブックスタートボランティアを養成し、3か月児健康相談時の親子に読み聞かせを実施する。 ・ブックスタートボランティアの募集を行い、3か月健康相談時の親子に読み聞かせを実施する。（保健センター）	3か月児健康相談時に、779人に1558冊の本を出生祝品として贈った。 （新型コロナウイルス感染防止のため、読み聞かせは中止し、事前に選んでいた本を配付した）	対象者の97.3%に絵本とバッグを配布できた。 感染対策が緩和された際には、ボランティアの協力も得ながら、読み聞かせの楽しさを伝えていく。	1,195	・引き続き、0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配布する。 ・感染対策を講じた上で、絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として3か月児健康相談時の親子へ絵本を贈る。	1,524
46	P119	既存	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進	みどりと水のまちづくり課、生活支援課	・利用しやすく、安全な公園管理を基本に地元自治会等の要望を取り入れながら公園施設の整備を促進する。	（みどりと水のまちづくり課） ・上宿第三公園の滑り台の安全領域確保のため砂場を改修 ・三ツ堀里山自然園の観測デッキを修繕 ・みずき緑道及びみずき四丁目公園のベンチ改修 ・みずき一丁目公園の車止め設置 ・みずき一丁目公園のゴムチップ舗装修繕 （生活支援課） 子どもの遊び場遊具は、安全点検の結果により、緊急度の優先順位をつけ、2か所2遊具の撤去、3遊具の補修、2遊具の設置を実施。	・公園施設については老朽化が進んでおり、安全点検の結果により緊急度の優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要がある。	3,066	・公園を安全で快適に利用できるよう、老朽化した遊具等の改修を引き続き実施していくとともに、地元の要望等を聞きつつ整備を図っていく。	2,585
47	P120	既存	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	保育課、学校教育課	・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 ・①子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、②スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。 ・また、その他の社会資源の活用を検討する。	（保育課） ・園庭開放 公立保育所（9施設）の実績 年間開放回数 43回 年間延べ利用人数 229人 （学校教育課） ・小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等のスポーツ、レクリエーション等の活動に対して学校開放を実施した。 ・利用実績 ・小学校：屋外施設1,140回、39,762人 屋内施設2,420回、52,886人 ・中学校：屋外施設 4回、630人 屋内施設 479回、9,627人	（保育課） ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から親子ふれあい保育所体験を中止とした。 園庭開放事業については4月から6月、8月、9月、1月21日から3月31日までは中止、7月、10月は室外利用のみとしたため、利用者が減少した。 ・事業継続及び実施にあたっては地域における子どもの遊び場の状況把握やその使用ニーズを踏まえ、より有効的な活用方法などを検討する。 （学校教育課） 今後も、学校教育に支障のない範囲で、学校開放の促進に努めていく。	0	幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 ①子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、②スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。また、その他の社会資源の活用を検討する。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
48	P121	既存	公立幼稚園の機能 の充実	指導課	・園庭を開放し、地域との触れ合いの場を提供する。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮して、可能な範囲で実施。…地域の女性団体等の交流活動を実施(収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等) ・絵本読み聞かせの実施	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3年度の園庭開放、プレイルームの開催（未就園3歳児保育体験教室）、行事を通しての地域の方との交流は、ほとんど実施できなかった。 ・本の読み聞かせを実施した園はある。本のキャラクターの色塗りをを行い、作品を市役所に展示した。 ・対面型の交流は難しいが、手紙を書いて送る・返事を贈るような形で小学校と交流を行った園もある。 ・ひまわり相談は実施し、子育てに悩む保護者への支援につなげた。	・新型コロナウイルス感染症を配慮し、どの程度、交流の活動を行えるか、慎重に検討する必要がある。 ・次年度に入園する子ども・保護者にとって、幼稚園がどのような所かを理解していただくためにも、できる限りの取り組みを行ってきたい。 ・次年度は、保健センター子どもの発達相談室と連携し、就学相談へと移行することで、早期からの相談・スムーズな就学につなげたい。	—	・園庭の開放、プレイルームの開催（未就園3歳児保育体験教室）、行事への地域住民の招待等について、年間計画に位置付けている。（新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みる。） ・可能な限り、地域の方々とのふれあいの場を設定する。（紙芝居ボランティアの方の協力など） ・今後も、幼児教育センターとしての情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さを伝える。保健センター子どもの発達相談室との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援を行う。	—
49	P122	新規	市長と話そう集会 の実施	市政推進室	・市長と話そう集会の実施・市長と話そう（手紙編）の実施 野田市の未来を担う子どもたちが野田市の良さを理解し、郷土愛を持ってずっと住み続けてもらうため、子どもたちが今何を考え、何を望んでいるのか、素直な意見を聞き、できる限り市政に反映させることを目的に、実施する。	・市長と話そう集会については、コロナ禍の中、できる限り参加人数を制限しながらも、意見交換を行っている映像を各教室に配信するなどの工夫を行い、10月15日から12月1日までの期間で市内31の全ての公立小中学校を訪問した。 児童生徒から多くの質問や要望には、市長が直接、児童生徒に対して、市の事業や市の考え方を分かりやすく伝えた。 ・市長と話そう（手紙編）については、9月中旬に市内31の全ての公立小中学校の子どもたちに、各学校で市長からのメッセージ動画の配信とあわせ、市長宛ての封筒に手紙の用紙を入れ配布し、336通の手紙が届いた。手紙に書かれた児童生徒からの意見や要望等については、それぞれ回答するとともに、直ちに対応すべきものは、担当部署と連携しながら対応した。	・野田市の未来を担う子どもたちが今何を考え、何を望んでいるのか、素直な意見を聞き、意見や要望等で直ちに対応すべきものなどについては、担当部署と連携を図りながら対応を実施（通学路の枝や草の伐採、公園へのポイ捨て禁止の看板設置、防犯灯の設置など）した。 ・子どもたちの考えや何を望んでいるのかなどを聞き、市の方針や市長の考えを回答することによって、子どもたちに野田市のことをより知ってもらい、野田市に愛着を持ってもらうきっかけの一つとなっている。	121	・市長と話そう集会については、市内の全ての公立小中学校で、市長と話したいと希望する全ての子どもたちが、市長と直接、意見交換できるよう引き続き実施していく。 ・市長と話そう（手紙編）については、市内の全ての公立小中学校の子どもたちに、各学校で市長宛ての封筒と手紙の用紙を配布するとともに、学校にも設置し、子どもたちが市長と話そう集会では直接言いにくいこと、相談したいことや言いたいことなどを用紙に記入し、郵便ポストに投函することで、直接市長宛てに手紙が届く仕組みにより多くの児童生徒の意見や要望を伺う。	144
50	P123	既存	子ども会育成連絡 協議会活動の充実 のための施策の推 進	青少年課	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全等を目指し、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付。 ・子ども会育成連絡協議会事業の支援を行った。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止が多かった。 ・子ども会への加入者が年々減少傾向にある。	959	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付。 ・各種事業の支援をする。	1,747
51	P124	既存	あおいそら運動推 進委員会活動の充 実のための施策の 推進	青少年課	・青少年健全育成団体地区別懇談会をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体が地域における情報交換を行う場を設ける。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施できなかった。	・青少年の健全育成のためには地域の協力が不可欠であることから、コロナ禍の情報交換方法について、検討が必要である。		・新型コロナウイルスの感染状況を見て開催を検討する。	
52	P125	既存	野田レクリエー ション協会活動の 充実のための施策 の推進	青少年課	・令和2年度からはこどもまつりを開催しないため、参加・協力していただく事業が減ったが、オープンサタデークラブの指導者として活動いただく。	・オープンサタデークラブ「バドルテニス」（会場：柳沢小）の指導者として、活動いただいた。 参加数 延べ 108人 出席率 66,7%	・指導者の高齢化により後継者を育成していく必要がある。		・オープンサタデークラブ「バドルテニス」（会場：柳沢小）の指導者として、活動いただく。	
53	P126	既存	野田市民俗芸能連 絡協議会活動の充 実のための施策の 推進	生涯学習課	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	・第23回野田市民俗芸能のつどいの開催⇒新型コロナウイルスによる影響で次年度に延期 ・後継者育成指導等は新型コロナウイルスによる影響で中止	・継続して子どもたちの学習機会の拡充を図る。	0	・一層の連携体制の構築を図る。 ・継続して子どもたちの学習機会をより一層充実させる。 ・野田市民俗芸能のつどいを実施する。	279

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
54	P127	既存	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備について検討し、整備済み区間についてもサイクリングの妨げとならないよう除草を行う。	・野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から 1 m幅について年 2 回除草を実施。	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要である。	5, 605	・平成18年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了したが、今後も事業の継続を図る。 ・除草の実施。	5, 673
55	P128	既存	野田市スポーツ協会活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	野田市スポーツ協会 加盟28種目、8,315人 ・行事調整会議(令和4年度実施用) 期日：令和3年12月1日(水) 会場：野田市役所8階大会議室 参加：約40団体 ・市スポーツ協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付。	・市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要がある。	2, 866	・今後も事業を継続し、野田市スポーツ協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。 ・また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	6, 173
56	P129	既存	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援するもの。	・野田市スカウト連絡協議会補助金の交付。	・市内の青少年健全育成団体として重要な役割を担っており、奉仕活動や体験活動を通して子ども達の健全育成に大きく寄与している。	263	青少年の健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し、事業活動を支援する。	263
57	P130	既存	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	スポーツ推進課	・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。	・野田市スポーツ少年団 加盟団体18団体、団員数300人 ・近隣交流大会4種目(ミニバスケットボール、空手道、サッカー、バレーボール) →バレーボールについては、新型コロナウイルス感染症予防対策により中止 ・野田市スポーツ協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付	・少子化の影響により団員数が減少傾向にある。	113	・今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。 ・野田市スポーツ協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・各単位団の認定指導者を増やすために、認定員になるための講習会費を補助する。	148
58	P131	既存	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	・新型コロナウイルス感染症の予防のため、ほとんどの地区社会福祉協議会の活動が中止となった。 ・ファミリー・サポート・センター 利用会員 1,037人 提供会員 131人 両方会員 38人 ・学童保育所運営委託 15学童保育所	・コロナ禍において実施可能な活動内容について検討する必要がある。 ・受託している15学童保育所の円滑な運営に努めた。	0	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリー・サポート・センター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	0
59	P132	既存	性に関する啓発活動の充実	子ども支援室 保健センター	・エイズ等、性に関する健全な意識の涵養と併せて、思春期の心と身体の健康、命の大切さ、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発を図るため、また現代はSNS等からの知識の吸収が大変多く、その知識がすべて正しいとは限らないので、専門職が講義することにより正しい知識を普及する。 ・市内の中学校の生徒及び保護者に対し、講演会を実施する。	・保健センターが野田市内の中学校を対象に、開催希望校において実施 ○中学校：11校 1370人 対面式：6校 Zoom式：5校	・学校の授業では取り扱うことが難しい内容や知識を学べる機会となっている。近年はSNSによる見知らぬ人との出会いから望まぬ妊娠や若年妊娠、性感染症等が増加傾向にあり、助産師という専門職による講演会は 正しい知識の普及や啓発に有効であったことがアンケートから読み取れる。 ・今後も引き続き思春期講演会で正しい知識を伝えるとともに、各中学校での課題等にも対応していく必要があるため、各中学校の養護教諭の関わりが重要になっている。	224	・性に関する健全な意識の涵養と併せて思春期の心と身体の健康、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及と啓発を図る必要がある。そのため、引き続き千葉県助産師会の助産師による思春期講演会を市内全中学校に実施する。 ・性的トラブルの多様化や性的マイノリティに対するとらえ方等思春期の多岐にわたる課題について、養護教諭向けに令和4年度から千葉県助産師会助産師による研修会を年1回設け、養護教諭が主体的に各中学校の課題にかかわれるよう支援する。	255

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3年度実績	評価及び課題	3年度決算額 (千円)	4年度の事業内容	4年度当初 予算額(千円)
60	P133	既存	性教育の充実	指導課	・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。 ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。 ・発達段階に応じたLGBT、性の多様性理解に関する教育を実施する。	・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習した。（主に1年生で学習） ・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習した。（4年生） ・LGBTQ、性の多様性理解について学校人権教育指導者育成講座や初任者研修など野田市主催の研修会を実施した。	・性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差がある。指導方法や表現など、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要がある。 ・LGBTQ、性の多様性については、個々の教員ごとに理解が十分でないこともあり、教職員への研修が今後必要となると思われる。	—	・LGBTQ、性の多様性理解について教職員の研修などを実施し深めていく。 ・学年や男女の別、実態等をふまえて指導方法や表現など、適切に行う。	—
61	P134	既存	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について	人権・男女共同参画推進課	・子どもじんけん映画会の開催（人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発） ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室の開催（啓発ビデオの視聴・話し合い） ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会の開催（市内中学校11校を3年で一巡）	・子どもじんけん映画会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 ・小学生人権教室 人権擁護委員による人権教室の開催 関 宿小学校：31名 二ツ塚小学校：54名 七光台小学校：60名 ・中学生人権講演会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため講演会は中止となったが、DVDの視聴及び啓発冊子を配布した。 東 部中学校：DVD視聴 146名 木間ヶ瀬中学校：DVD視聴 203名 南 部中学校：冊子852部配布	・子どもじんけん映画会は、実施日と会場を産業祭当日に合わせることで、多くの親子が参加し、人権の大切さをPRできるため、引き続き実施する必要がある。 ・小学生人権教室は、毎年小学校3校を選出し、3・4年生を対象に子ども達に身近な問題である「いじめ」について自らが考え、他人への思いやりや、いたわりあう心を持つことで人間関係の大切さを学ぶこととなるため、引き続き実施する必要がある。 ・中学生人権講演会については、講師の実体験により、命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会、命の大切さを改めて考えさせることができるため、引き続き実施する必要がある。また、コロナ過でもDVD視聴等で実施できた事は良かった。	0	・継続的に人権教育・啓発事業を実施する。 ・他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に実施する。 ○子どもじんけん映画会 ○小学生人権教室 ○中学生人権講演会	0
62	P135	既存	いじめ・少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	・非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努める。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行う。 ・スクールロイヤーによる子どもに人権に関する出前授業を行う。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる、法的な観点から子どもの人権に関する研修会を教職員に対して実施する。	・市スクールカウンセラー、スクールサポートカウンセラー、市ソーシャルワーカーなどが、学校と連絡を取りながら子ども同士の関係を調整し、個別の相談を行うことにより、解決につなげた。 ・市スクールサポーターの配置 小学校3校、中学校2校 ・市スクールサポートカウンセラーの配置 小学校12校、中学校5校 ・ひばり教育相談相談件数延べ2, 407件 「保護者の会」参加人数40人 ・スクールロイヤーによる教職員研修、教育委員会アドバイザーによるいじめ防止の授業を実施し、子どもの人権について理解を深めた。	・学校や地域の関係機関と連絡を密にとり、情報共有を図った。それにより、非行問題等に悩む家庭や子どもに対し、早期の対応や役割分担による組織的な対応が図れた。 ・ひばり教育相談では、感染症対応のため、対面の相談を7月から開始し、後期以降増加した相談にカウンセラー中心に対応した。 ・「保護者の会」4回のうち、2回はオンライン開催とした。在宅のまま参加できたため、夫婦での参加や幼児を抱えた方の参加も見られた。 ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる研修では、法的観点から子どもたちを守るための手立てや保護者対応について学ぶことができた。	33, 641	・学校、指導課、子ども家庭総合支援課、青少年課を核とし、他の連携機関のネットワークを強め深めることにより、非行等の悩みを持つ家庭や子どもの見守りや支援、心のサポートなどの相談体制を強化する。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では、懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。（「保護者の会」については、感染症の状況によりオンライン開催も視野に入れる） ・スクールロイヤー、教育委員会アドバイザーによる教職員対象の子どもの権利に関する研修会を実施し、子どもの人権に関する意識の高揚をはかる。	36, 258
63	P137	既存	1日体験保育の充実	保育課	・保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所行事に参加して頂き、子育ての相談や情報交換の場を提供する目的として、1日体験保育を実施する。	・公立保育所（9施設）の実績 運動会 0人 消防車見学 0人 人形劇鑑賞 0人 お楽しみ会・クリスマス会 0人 親子ふれあい体験 0人	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業を縮小し実施した。	0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまでの事業が実施できていないが、感染防止対策を講じた上で実施可能な事業等を検討していく。	0
64	P138	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課、高齢者支援課	・6年生のお別れ会・合同運動会・クリスマス会などを通して交流を行う。（新型コロナウイルス感染症対策を一番に考慮する。）	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3年度は交流活動を実施しなかった。 ・1～2月頃に子ども達が描いた絵をデイサービスセンターに飾っていただき、利用者の方々に見ていただいた。	・1～2月の絵の展示に関しては、利用者の方に喜んでいただけた。 ・まだ新型コロナウイルス感染症の収束が見られない現在、健康面・安全面を考えると、直接ふれ合う交流活動の実施は難しい。代替となる活動を模索している。	0	・4年度も引き続き、対面型によるふれ合い活動は控える必要がある。 ・どのような活動ができるか、現在検討中。新型コロナウイルス感染症が収束するまで、交流を見合わせることで合意している。再開時期については未定。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
65	P141	既存	妊婦・乳児一般健康診査の促進	保健センター	・妊娠中の定期健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行う。 ○妊婦一般健康診査 14回 ○乳児一般健康診査 2回 (3～6か月児・9～11か月児)	・妊婦健康診査 延 8851件 ・妊婦償還払い 延 174件 ・乳児健康診査 延 1308件 ・乳児償還払い 延 5件 ・新生児聴覚 延 627件 ・新生児聴覚償還払い 延 60件	・妊婦健康診査においては、県外医療機関受診の希望があった場合には、市と医療機関との契約を迅速に進めている。また、契約不可の場合には、償還払いの制度の活用を必ず説明し、すべての妊婦が健診を受診しやすい制度整備に努めている。 ・乳児健康診査の制度について、母子健康手帳交付時、新生児訪問、3か月児健康相談等で説明している他、里帰り先でも受診できる償還払いの制度について説明を行い、周知を図っている。	84,971	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦一般健康診査の受診勧奨や啓発に努める。 ・母子健康手帳別冊の乳児健康診査受診票の利用を積極的にすすめ、適切な発達や病気の早期発見につなげる。	90,069
66	P141	既存	妊産婦・新生児訪問指導の充実【事業番号8再掲】	保健センター	【事業番号8再掲】					
67	P142	既存	保健推進員活動の充実	保健センター	・市の保健サービスの周知 ・研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加	役員会：6回 43名 地区連絡会：3回 延 88名 全体研修会：3回 延 81名	・年度当初に「保健推進員へ今後の活動へのアンケート」を実施し、保健推進員としての活動への思いを表出することで、保健推進員としての役割を明確にすることができた。 ・地区連絡会や全体研修会については「ゆびあみ」など「ホッとひといき子育て応援ルーム」等で実践できる内容とし、保健推進員の今後の活動への意欲を引き出すことができた。 ・「ホッとひといき子育て応援ルーム」を計画し市民へ周知したが、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった。 ・保健推進員としての自主的な活動が少ないことが以前からの課題である。「ホッとひといき子育て応援ルーム」や「保護者向け講演会」を軸に保健推進員として個人の潜在能力を生かして人材育成をしていく必要がある。	302	・年度当初から保健推進員としての役割を明確にし、感染症予防策を講じ、「ホッとひといき子育て応援ルーム」、「保護者向けの講演会」を中心に計画し、実施内容や当日の準備や役割などを保健推進員自ら計画し、個人の潜在能力を生かして自主性を引き出せるような活動にしていく。	371
68	P143	既存	保健師の適正な人員配置	保健センター	・保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応する。	・保健センター 19名 ・関宿保健センター 3名 ・子ども支援室 3名 ・介護保険課 3名 ・子ども家庭総合支援課 2名 ・こぶし園 1名	・保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えている。 ・多様な相談に対応するための資質向上を目的とした現任教育マニュアルを整備した。		・支援が必要な対象者の増加等から、引き続き適正な配置に努める。 ・保健師現任教育マニュアルを活用し、見直しを行っていく。	
69	P144	既存	乳幼児健康診査等の促進	保健センター	・乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援する。 ・発育・発達や親子関係等気がかりな親子に対し関係機関と連携して、乳幼児とともに支援する。	・3か月児健康相談 対象者 801人 受診者 772人 受診率 96.4% ・すくすく子育て相談 対象者183人 受診者 132人 受診率72.1 % ・1歳6か月児健康診査 対象者 970人 受診者 930人 受診率 95.9% ・3歳児健康診査 対象者 1146人 受診者 1062人 受診率 92.7% ※令和3年度より低出生体重児健康診査はすくすく子育て相談に名称変更 3カ月児健康診査は、3か月児健康相談に名称変更	・未受診者の状況把握を他課と連携し、状況に応じ、受診勧奨等の支援につなげている。また、発育、発達、親子関係等気がかりなケースは関係機関と連携し支援に努める必要がある。 ・子ども家庭総合支援課と調整会議をひらき、育児支援の必要なケースについては今後も関係機関と連携して対応する必要がある。 ・心理士、理学療法士が乳幼児健康診査に参加することにより、発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関して早期に相談に繋がれた。 ・複数の部屋を確保し三密にならないように配置の工夫をした。	8,999	・コロナ禍であっても適切な時期に受診ができるように感染予防に努める。 ・未受診者に対しても訪問を行い適切な時期に受診できるように受診を促す。 ・新型コロナウイルスにより育児の孤立化が進む中で、様々な専門職と相談できるようにし、母子の育児不安の軽減につなげる。 ・医師の診察に関しては、母子健康手帳別冊の乳児健康診査受診票の利用を積極的にすすめ、適切な発達や病気の早期発見につなげる。	10,242
70	P145	既存	乳児家庭全戸訪問事業・妊婦訪問事業	子ども支援室 保健センター	・妊娠届出、母子健康手帳交付時に保健師が子育て支援総合コーディネーターとともに全員に面接し、妊娠、出産、育児に関しての不安の解消及び今後の支援の基礎とする。					

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
71	P146	既存	両親学級の充実	保健センター	・初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得する。 ・両親学級修了者を対象としていた同窓会、交流会は乳児を含むため、新型コロナウイルス感染症が収束するまで開催を中止する。 ・子育ての不安を解消し自信をもって育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。 ・新型コロナウイルスの感染症予防対策を講じる。	・コースⅠ 7回（平日4回、土日3回）受講者 延134人 ・コースⅡ 12回（平日6回、土日6回）受講者 延196人 ・同窓会 0回 参加者 延0人 ・交流会 0回 参加者 延0人	・子ども支援室職員による、「産後うつに関する内容」「子育てに悩んだときの相談場所の案内」の講義や、共働き夫婦向けの土曜日・日曜日開催は好評であった。 ・令和3年度については、昨年同様新型コロナウイルス感染症が流行し、国では緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などの対策がとられた。 事業内においても新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、人数を縮小して開催するとともに、野田市公式動画チャンネル(YouTube)にて両親学級の動画を配信し、直接参加できない方にも内容を見てもらうことにより、育児の知識や手技を学んでもらうよう努めた。 また、「妊産婦のための食生活指針」の改定を受け、パンフレットなどを取り入れてよりわかりやすい講義になるよう努めた。	63	・新型コロナウイルス感染症予防策を講じながら開催する。（マスク着用、手指消毒、換気、距離を保つ） ・初妊婦（経産婦の希望者含む）及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得してもらう。 ・子育ての不安を解消し自信をもって育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。 コロナウイルスの感染予防のため同窓会や交流会は中止。 アンケートの内容から、父親向けの妊婦体験に対する要望があったことから、感染予防策を講じながら実施できるよう見直しを行っていく。	69
72	P147	既存	親子教室の充実・育児相談の充実	保健センター	・親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行う。 ・育児相談は乳幼児の育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行う。	・親子教室 31回 実118 人 延べ 260人 ・子育て相談会 実 95人 延べ 152人	・親子教室は、感染症対策を講じて、教室を開催した。教室終了後は、必要に応じて、電話や個別相談を実施し、継続した支援を行った。 ・1歳6ヶ月のフォローである「みつばち教室」は参加者が多く、タイムリーに教室の案内ができない場合があった。2歳3か月のフォローである「どんぐり教室」は、子どもの発達課題が明確になる時期であることから、子ども支援室の発達相談支援事業「のびのび教室」との役割の整理が必要。 ・子育て相談会では、子育てや児の発育に不安がある保護者を対象に、多職種による相談を実施した。	224	・親子教室は、感染防止策を講じ、幼児と保護者を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行う。また、月齢に合わせた遊びや季節の遊びなども取り入れていれながら、自宅でも実施できるような内容に変更し実施していく。 ・みつばち教室は、月2回から月3回へ変更する。 ・2歳3ヶ月児のフォローに関しては「子ども相談」「のびのび教室」「子育てサークル」等の案内を行うよう整理し、どんぐり教室は廃止した。	321
73	P148	既存	健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進	保健センター	・市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会とする。	・新型コロナウイルス感染予防のため中止した。	・感染予防に配慮するため、レイアウトの変更や開催内容を検討する必要がある。	1	・感染対策を講じた上で、開催予定。	13
74	P149	既存	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進	保健センター	・乳幼児健康診査の際に事故防止に関するパンフレットを配布する。 ・離乳食講習会時の事故予防の健康教育	・パンフレット配布 3か月児健康相談 772人 ・事故予防の健康教育（離乳食講習会時）101組	・乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要である。3か月児健康相談や離乳食講習会等を活用して、保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットの配布や健康教育を通して、家庭での事故防止に役立てられるように啓発を継続していく。	21	・離乳食講習会にて、健康教育を実施し、起こりやすい事例や予防策について伝えていく。また、3か月児健康相談時に事故予防についてのパンフレット配布やポスター掲示を行う。	30
75	P150	既存	口腔衛生指導の充実	保健センター	・むし歯予防の知識の普及啓発のため、歯科健診・歯科相談及びはみがき教室などの指導を実施する。	・はみがき教室 3回 16人 ・2歳3か月歯科相談 48回 717人 ・保育所・幼稚園・学校等の巡回指導 23回 1,279人 ※新型コロナウイルス感染予防のため、年度途中で中止または延期をした事業があり、すべての歯科事業の内容を縮小して行っている。	・乳幼児期は、まだ自分で十分に歯や口の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染予防のため、歯科事業の内容を縮小して行っていることから、リーフレットや新規の媒体の作成など工夫をしながら各事業を行っている。	869	・子どもへのむし歯予防の知識普及に加え、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図るため、感染症対策を講じながら各種事業を実施していく。	1,250

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3年度実績	評価及び課題	3年度決算額 (千円)	4年度の事業内容	4年度当初 予算額(千円)
76	P151	既存	予防接種の推進	保健センター	(定期予防接種) ・結核 (BCG) ・百日せきジフテリア破傷風(DPT) ・ジフテリア破傷風(DT) ・麻しん風しん混合(MR) ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 ・ヒブ感染症 ・小児の肺炎球菌感染症 ・ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん等) ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (DPT-IPV) ・不活化ポリオ ・水痘 ・B型肝炎 (平成28年10月～) ・ロタウイルス感染症 (令和2年10月～)	定期予防接種 ・BCG 832人 ・ジフテリア破傷風(DT) 1065人 ・麻しん風しん混合(MR) 1期 841人 2期 1049人 ・日本脳炎 1期初回 723人 1期2回目 771人 1期追加 304人 2期 341人 ・ヒブ感染症 1回目 815人 2回目 816人 3回目 814人 4回目 830人 ・小児の肺炎球菌感染症 1回目 818人 2回目 818人 3回目 815人 4回目 826人 ・子宮頸がん 1回目 94人 2回目 87人 3回目 73人 ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (DPT-IPV) 1回目 813人 2回目 817人 3回目 831人 4回目 871人 ・不活化ポリオ 1人 ・水痘 1回目 841人 2回目 802人 ・B型肝炎 1回目 812人 2回目 812人 3回目 785人 ・ロタウイルス感染症 1価 1回目 486人 2回目 477人 5価 1回目 311人 2回目 315人 3回目 300人	・ヒトパピローマウイルス感染症予防接種 (以下「HPV」) に関する国の動向に注視して、積極的予防接種勧奨の再開について適宜、ホームページや、市報にて、お知らせした。 ・日本脳炎の予防接種の供給量の不足に関して、毎月医療機関に在庫量調査を行い、接種希望者からの問い合わせに対して、情報提供を行い、大きな混乱なく対応できている。 ・小児の定期接種における間違い接種が12件あった。接種間隔や接種時期の違いなど、気を付ければ防げた案件があった。市独自で作成した接種方法一覧表を配布し、間違い接種を減らすことが必要。 ※なお、決算額は小児の予防接種委託料と償還払い額、電算委託料 (大人も含む) とした。	204,616	令和4年度は定期接種対象者と積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃した方に対して、公平接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種年齢を超えて接種を行う方 (「以下キャッチアップ接種」という。) へ個別通知を行うにあたり、混乱が生じないよう、対応していく。また、HPVの予防接種を受けるかどうかの判断に迷われている方や副反応の症状に不安を感じている方へ、適切な情報提供を実施していく。	237,607
77	P154	既存	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化	保健センター	・母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行う。	・地域母子保健研修会等の母子に関する研修会への参加 ・要保護児童対策会議への参加 ・集団健診説明会 (教育委員会) への参加	・円滑な母子保健の推進を図るため、会議や研修会に参加し、情報交換を行い連携を図ることが必要である。切れ目ない支援を行うため、医療機関、学校、保育所、幼稚園等との更なる緊密な連携が求められている。	0	・医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携強化に努めていく。	0
78	P155	既存	母子等医療費の助成の推進	保健センター	・妊産婦の疾患の医療費に対し助成する。 ・母子等医療費制度は、出産育児一時金や子ども医療費が整い、制度の役割は十分に達成できたことから、令和3年度事業終了とした。	25件 2,241,865円	・事業は、令和3年3月31日で終了したが、経過措置として令和4年3月31日まで申請を受付した。	2,242		
79	P156	新規	子どもの発達相談室による支援の推進	保健センター 子どもの発達相談室	・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として様々な相談に対応する。 ・発達に課題のある未就学児へ専門職が個別での相談、集団での支援、地域での支援を行う。	・妊娠届出時面談: 725件 (プラン356件) ・転入妊婦面談数: 58件 (プラン24件) ・相談件数: 4035件 (プラン616件) 関係機関連絡調整: 248件 ・巡回相談 実施箇所: 11か所 実施回数: 30回 延対象者数: 91名 ・親子教室 実施回数: 81回 延参加者数: 246名	・保育所や幼稚園等を巡回し、発達に課題がある子どもの早期発見につとめ、対応する保育者等の職員に対して助言等の支援を行った。 ・発達に課題があるが、保護者の受容が難しい場合や、スムーズに療育につながらないことがあるため、児童発達支援の利用に向けて時間をかけて促していく場合や、利用までに時間がかかり待機となっている場合等の際には子ども支援室での親子教室や個別での対応 (発達支援事業) を実施した。 ・支援を要する児は増加しており、今年度はグループ数を増やし対応した。今後も増加の予想もあるため、子ども発達相談支援事業の充実を図っていく必要がある。	12,969	・令和4年度は、組織編成により、子ども支援室を子どもの発達相談室に再編した。 ・言語聴覚士も新たに配置し、発達に心配のあるお子さんの専門の相談機関となった。 ・引き続き専門職にて、発達相談支援事業である親子教室や巡回相談、個別相談等、切れ目のない支援を行う。 ・また、ことば相談室・あさひ育成園・こだま学園の所管が子どもの発達相談室になり、各所と密に連携をとりながら支援を実施していく。	2,640
80	P158	新規	子育て世代包括支援センターの充実	保健センター	・妊娠期から18歳までの児童に関する様々な相談に対応する。 ・要支援者には支援プランを作成し関係機関と連携のもと切れ目なく継続的に支援をすることで、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。	支援プラン数: 2,530件 支援方針会議実施回数 12回	・未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾患を抱える妊婦や発達に課題を抱える児とその保護者について支援のためのプランを作成し、関係機関と連携しながら支援を実施した。 ・プランの作成に際しては、支援方針会議を行い、意見交換をしながら作成をした。対象者へ理解が深まり、支援の方向性について情報共有を行うことでスムーズな支援につながった。		・組織改編に伴い、子育て世代包括支援センターの主な対象者の年齢が「妊娠期から就学前までの児童がいる家庭」に変更となり、様々な相談に対応する。 ・要支援者には支援プランを作成し、関係機関との連携により、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。 ・定期的に支援方針会議を開催し、管理職を含む複数名で支援方針を見直し、切れ目なく継続的に支援をする。	0

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3年度実績	評価及び課題	3年度決算額 (千円)	4年度の事業内容	4年度当初 予算額(千円)
81	P159	新規	産後ケア事業の整備	保健センター	・令和2年度より出産直後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等の支援を実施する産後ケア事業を開始する。	申請者 6人 利用者数 3人 利用延べ日数 5日	母子健康手帳交付時、妊娠中のケース対応、新生児訪問等で周知を図ったが申請者数も利用日数も少なかった。今後周知方法及び制度の拡充について、検討が必要である。	158	出産後退院時から生後4か月未満まで利用できること及び支援内容として産婦の身体的回復と心理的な安定、授乳指導や育児指導等の支援を行うということを広く周知する。そのために母子手帳交付時、妊娠中のケース対応時、新生児訪問時等、申請の機会を増やしていく。	453
82	P161	既存	食生活改善推進員活動の充実	保健センター	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行う。 ・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。	・健康づくり料理講習会 (94回 参加者106人) ・おやこの食育教室 (16回 参加者20人) 教室としての開催は感染症予防のため、できなかったが、訪問で実施した。	訪問での普及啓発は教室に参加したことがない対象者に実施することができ、効果的だった。一方で教室では一度にたくさんの方に情報提供ができるため、教室での実施も少しずつ再開していく。	461	・各地区で健康づくり講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行う。 ・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。 ・食育を身近に感じてもらうため、派遣依頼なども積極的に受けていく。	1,249
83	P162	既存	食育事業の充実	保健センター	・食や健康への関心を育み、健全な食生活が実践できる市民が増えるよう、教室の充実を図り、ライフステージに応じた食育を推進していく。	・離乳食講習会 11回 101組(母子95、母のみ6) ・新型コロナウイルス感染予防のため、食育講座は中止 ・市ホームページにて食育に関する情報を発信	・離乳食講習会は、市の公式動画チャンネル(YouTube)に動画を配信し、来所できない保護者へのサポートを行った ・新型コロナウイルス感染症予防のため、食育講座は中止になったため市のホームページを活用し食育に関する情報の発信。また、事業内容等の見直しを行い令和3年度から健康づくり料理講習会と統合することとした。	21	・離乳食講習会を開催する。 ・市ホームページ等を活用し、食育に関する情報を発信する。 ・食育に関する情報を市のホームページから発信する。	30
84	P163	既存	講習会、講演会の充実	保育課	・0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。	・食育及び子育て支援の一環として、市内在住の未就学児親子を対象に例年実施していた「食とあそびの講習会」(栄養士による幼児食のお話や調理実習をはじめ、保育士によるおやこ遊びの紹介など、親子で楽しめる講習会)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 講習会に代えて食育及び子育て支援策として、「おうちde食の世界旅行」と題し、1年遅れのオリンピックイヤーにちなみ、世界の食文化に関する情報やその地の料理のレシピ紹介動画を作成し、配信した。	コロナ禍の状況から、対面式での講習会を開催することはできなかったが、年4回の情報発信を行うことで、子育て家庭の食育推進を図ることができた。 今後もコロナの感染状況等を見ながら、効果的な開催方法や情報発信の手段を検討していく。	0	コロナウイルス感染状況に応じ、できる範囲で、講習会の開催や食に関する情報発信などを行い、子育て支援及び食育推進を図っていく。	0
85	P163	既存	おやこの食育教室の充実	保健センター	【事業番号82再掲】					
86	P165	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	【事業番号59再掲】					
87	P165	既存	性教育の充実	指導課	【事業番号60再掲】					
88	P165	既存	薬物乱用防止対策事業の推進	学校教育課	・小学校では、体育(保健体育)の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努める。	大部分の学校においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかったが、一部実施可能な学校については、感染防止を徹底した上で実施した。 ○小学校実施 5校 ○中学校実施 5校	・薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要がある。	0	・小学校では、体育(保健体育)の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
89	P167	既存	休日診療・緊急時の 医療体制の周知徹底	保健セン ター	・休日診療、緊急時の医療体制の周知	・休日診療や急病センターについて、市報、市ホームページ、 ちば救急医療ネット、声の便利帳を活用し、周知した。	・新型コロナウイルス感染症に対応した発熱外 来も体制が整っており、引き続き休日診療、緊 急時の医療体制をわかりやすく周知する必要が ある。 ・急病センターは令和2年8月10日から休診中。	2, 231	・ホームページ等による休日診療、緊急時の医療体制の周 知を継続実施する。 ・急病センターについては、新型コロナウイルスワクチン 接種における利活用が想定されることから、今後のワクチ ン接種の方向性が確定したのちに、閉院手続を進める。	2, 261
90	P170	既存	ひとり親家庭等の 居住支援の充実	営繕課	・民間賃貸住宅居住支援制度を活用し、住宅情報 の提供や入居保証及び家賃助成を行う。 ・市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を 確保している。	・協力不動産物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供 0件 ・入居保証制度利用 0件 ・民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成 11件	・保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り 扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件 も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等 から利用者が少ない状況となっている。 ・家賃助成については、入居時の経済的負担軽 減を図ることができた。	入居保証料 助成 0 家賃助成 1, 176	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	入居保証料 助成 20 家賃助成 1, 067
91	P172	既存	街路樹管理事業の 推進	みどりと水 のまちづく り課	・街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除 草、剪定や害虫駆除等を実施する。	・市内全域の街路樹等の除草、剪定、害虫駆除等の実施。 除草面積58, 267㎡ 高木剪定2, 090本 低木剪定22, 330㎡ 害虫駆除 4 路線	・市内都市計画道路や区画整理事業の完了によ り植栽された街路樹が、巨木化し、管理面積や 数量の増加により管理費用が増大している。	73, 329	・継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努める。	102, 790
92	P173	既存	市民の森保全事業 の推進	みどりと水 のまちづく り課	・市内9か所の市民の森及び中央の杜の緑地保全 を推進する。	・市民の森9か所と中央の杜の除草、剪定、害虫駆除を実施。	・都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふ れあい親しめる環境が減少しており、市民の森 を継続して保全し良好な住環境を確保していく 必要がある。	8, 481	・現在の市民の森と中央の杜を適正に管理し、良好な緑地 の保全を図っていく。	9, 015
93	P174	既存	公共施設等植栽事 業の推進	みどりと水 のまちづく り課	・公共施設等に植栽し、緑化の推進を図る。	事業廃止 (みどりのふるさとづくりの推進に統合)	事業廃止 (みどりのふるさとづくりの推進に統合)		事業廃止 (みどりのふるさとづくりの推進に統合)	
94	P175	既存	みどりのふるさと づくりの推進	みどりと水 のまちづく り課	・公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環 境をテーマにしたイベントなどを開催し、緑化活 動と啓発普及活動を展開する。	・拠点植樹： 6本 新型コロナウイルス感染症対策のため、関宿城まつり、みどりの ふるさとづくりフェスタが中止となり、産業祭がバーチャル 産業祭となったため、花苗、苗木、球根の無料配布は行えなえ なかった。	・より一層子供たちも参加できる市民参加型の 緑化活動を実施すること、「みどり」普及活動 に貢献する人員を増やしていく必要がある。	83	・都市化により減少した潤いややすらぎなどの恩恵を与え る「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連 携した緑化活動等を展開する。	865

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3年度実績	評価及び課題	3年度決算額 (千円)	4年度の事業内容	4年度当初 予算額(千円)
95	P177	既存	子どもに配慮した交通安全対策の推進	市民生活課、管理課、指導課	・交通安全施設の設置及び補修については、市内小中学校の通学路を把握するとともに、安全点検を実施し、その結果を基に、関係各課とともに通学路改善会議を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努める。 ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	(市民生活課・管理課) ・信号機の設置(改良)については、令和3年度は設置64件、改良24件を野田警察署に要望している。 ・通学路改善会議での指摘等を踏まえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行った。(指導課) ・朝の見守り活動について、ボランティアや職員の立哨の場所や児童の推移及び交通状況を確認した。	(市民生活課・管理課) ・信号機の設置(改良)の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができない箇所も多い。 ・警察、交通安全協会、自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要がある。また、交通事故防止については、警戒標識等の交通安全施設の設置も、子どもの事故防止には効果がない場合があり、新しい交通安全施設の開発・導入が求められる。 (指導課) ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して、今後とも活動場所を変更する。また事件・事故多発箇所については、学校と情報共有しながら対策を考える。	7,993.7	(市民生活課・管理課) ・引き続き、令和3年度同様、信号機要望のあった箇所について、すべて野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組む。さらに、通学路改善会議での要望を受け交通安全施設の設置、補修に努める。 ・朝の見守り活動についても、交通状況を把握しつつ活動箇所の検討を行う。 (指導課) ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	3,000
96	P179	既存	道路パトロールによるバリアフリー化の推進	生活支援課	・パトロールでの歩道等の改修は一巡したことから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化して実施する。	公共施設のバリアフリー化 ・関宿中央公民館バリアフリースイレ等整備 ・関宿会館及び関宿複合会館階段手摺設置工事	公共施設のバリアフリー化について、「ファシリティマネジメントの基本方針」に基づき、平成28年度から総合計画実施計画に位置付けし、公共施設のバリアフリー化工事を毎年度実施している。	7,706	パトロールでの歩道等の改修は一巡したことから、一旦凍結し、公共施設のトイレの洋式化やスロープ・手すり設置等のバリアフリー改修に特化して実施する。パトロール凍結に伴う歩道等の改修については、常時、全市的という観点から、公共施設周辺の施設管理者での点検に加え、協議会の方々からの日常生活圏域の中での危険箇所などのご指摘を福祉部が窓口となって受け付けていく。	8,500
97	P180	既存	子育て世帯にやさしい設備の整備	児童家庭課	・多目的トイレの設置、ベビーキープ、ベビーシート、授乳スペースの設置 ・乳幼児の授乳やおむつ替えスペースとして「移動式赤ちゃんテント」の貸出。	【児童家庭課】 ・移動式赤ちゃんテント貸出実績 0件 (感染症予防としてイベントが自粛されたため) 【営繕課】 ・令和3年6月にボックス型授乳室「mamaro」を設置した。	・子ども連れて訪れる施設についてより一層の設備の充実が必要である。	0	・子ども連れて訪れる施設について、設備の充実に努める。	0
98	P180	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課、保健センター	【事業番号33再掲】					
99	P181	既存	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課、道路建設課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	・愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進する。 ・重点整備地区以外の駅(準重点整備地区)についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進する。	・愛宕駅西口駅前広場は用地買収が完了し、整備等を進めている(事業費進捗率80.9%) ・愛宕駅及び野田市駅の整備進捗率に伴い、駅のバリアフリー化が図られた。 <参考> 愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、連続立体交差事業の整備により図られていることから、早期完成を促進している。(決算見込額643,042千円、事業進捗率83.2%) ・まめバスの運行事業者の社内で行う教育研修において、妊婦や子供連れの方の乗降に際して、十分な配慮を乗務員に徹底させるよう運行事業者に指導し、ベビーカー持ち込み時の乗車のサポートを行うなど、一定の成果が出ている。 ・まめバスに使用するバス車両についてはベビーカーの持ち込みに支障の少ないノンステップバスを継続して導入している。	・愛宕駅及び野田市駅周辺の道路及び駅前広場の整備は、千葉県施行の連続立体交差事業の実施にあわせて整備を行うため、完成まで時間を要する場合がある。 ・引き続きまめバス乗務員の接客サービスの向上を図っていく必要がある。	愛宕駅西口駅前広場 312,382	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、引き続き愛宕駅西口駅前広場を整備し、バリアフリー化を図る。 ・準重点整備地区の野田市駅周辺は、野田市駅前広場を整備し、バリアフリー化を図る。 <参考> ・愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業によりバリアフリーが図られることから、事業の早期完成を促進している。(当初予算額417,389千円) ・まめバスの乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接客サービスの向上を図る。 ・まめバス車両については今後もノンステップバスの導入を継続する。	愛宕駅西口駅前広場 137,856

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
100	P184	既存	防犯灯等の防犯設備整備の推進	市民生活課	・学校や自治会長等からの要望に基づき、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施する。	・通学路にも配慮した形で、令和3年度は防犯灯を76灯新設し、35灯の寄付を受け、116灯の撤去を行い、令和4年3月末時点、20,901灯となっている。 ・従来の蛍光灯からLED型防犯灯への切り替えを1,652灯行った。 ・防犯カメラを6台並びに協定で5台の計11台を設置し、令和4年3月時点で143台稼働している。	・防犯灯の新設については、通学路にも配慮した設置に努めている。 ・防犯灯の設置に伴い、修繕費用及び電気料の負担が増加している。 ・防犯カメラの設置箇所については、各小学校の要望に基づき通学路及び中学校周辺の安全対策として設置した。	85,997	・防犯灯については、引き続き、予算の範囲内により計画的な新規設置、既設の維持管理を進める。 ・LED防犯灯への切り替えを進める。 ・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスを考慮しながら新設していく。	71,934
101	P185	既存	防犯に関する広報啓発の推進等	市民生活課	・市のイベント等における啓発物資等の配布や市報やホームページを活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール（まめメール）防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施する ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を利用した振り込み詐欺に対する注意喚起を行う。	・警察との連携により市内スーパーマーケット店内放送において、振り込み詐欺に対する注意喚起を行った。 ・市ホームページに防犯対策を掲載するとともに、市報に16回掲載した他、安全安心メール（まめメール）で防犯情報を109件配信した。	・市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されている。 ・今後、さらに市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要がある。	495	・引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していく。 ・野田警察署やスーパー、コンビニエンスストアと連携し、振り込み詐欺に対する注意喚起を行う。	627
102	P188	既存	家庭教育に関する意識の醸成	保育課、指導課	・中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を例年実施しているが、今年度については新型コロナウイルス感染防止の観点から、様々な体験行事、小中学校における合同行事等を中止し、形を変えての実施を考えている。 また状況に応じて小学6年生の中学校一日体験入学や他学年との交流活動を実施してゆく。 ・例年実施している幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場についても状況を勘案しできる範囲で実施して行く。	【保育課】 中根保育所では小学生2年生の町探検として、保育所の業務の説明などを実施した。 【指導課】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和3年度の職場に訪問しての体験学習小学6年生と中学2年生は中止となったため、小中学生の保育体験は実施できなかった。また、小学校における幼稚園・保育園等との交流活動も中止となった。 ・小学6年生の中学校一日体験入学では、代表生徒のプレゼンや教科担任による交流授業を実施した学校があった。その他、オンラインでの交流会や近隣の高校見学を実施した学校があった。	【保育課】 保育所では中根保育所のみとの交流となったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を取りながら幼稚園や小中学校と連携を推進していく。 【指導課】 ・小中学校の家庭科では、保育や家庭生活について学び、地域、家庭と連携して家庭教育に関する意識を高めることができた。幼稚園、保育所での体験を継続実施することができなかったが、コロナ禍でも可能な取組がないか検討し、幼稚園や小中学校と連携を推進できるようにしていく。	0	【保育課】 【指導課】 新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる範囲で幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を設定し、さまざまな年齢層と交流できるようにしていく。	0
103	P189	既存	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供	保育課、指導課	・中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学ぶ。その際、幼児とのふれあいができるよう留意する。 ・例年キャリア教育の一環で、家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進しているが、幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会については、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況によって判断する。	【保育課】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和3年度の職場に訪問しての体験学習は中止となったため、小中学生の保育体験は実施できなかった。 【指導課】 ・中学3年生では、技術・家庭科の家庭科分野で家族と家庭と子どもの成長について学習した。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和3年度の職場に訪問しての体験学習は中止となったため、小中学生の保育体験は実施できなかった。	【指導課】 ・地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、コロナ禍ではあるが、可能な範囲で幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との連携を図っていく。	0	【指導課】 家族の役割、幼児の遊ぶ意義などについて授業の中で学び、新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる範囲で幼稚園や保育所との交流活動を推進していく。	0

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
104	P190	既存	男女共同参画の視 点に立った意識改 革の推進	人権・男女 共同参画推 進課、子ど も家庭総合 支援課	・男女共同参画を進める上で、開催方法等を工夫しながら性別や年代に合わせたテーマによる講演会やセミナーなどを開催し、意識改革を図る。また、男女共同参画に関する様々な制度や情報を収集し、広く市民に提供する。 ・男女共同参画に関する講演会等の開催 ・女性情報コーナーの整備充実 ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行	(人権・男女共同参画推進課) ・女性情報コーナーの整備充実 興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コーナーに男女共同参画関連の図書3冊を整備 (興風図書館2冊、せきやど図書館1冊) ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行 ・男女共同参画社会についてや相談窓口の紹介などを市報に掲載し、周知した。 (子ども家庭総合支援課) ・男女共同参画に関する講演会等の開催 【デートＤＶ講演会】 ○開催日及び対象 令和3年10月28日(木) 千葉県立関宿高校 1～3年生 196人 令和3年11月11日(木) 千葉県立清水高校 1年生 120人 ※千葉県立野田中央高校は、新型コロナウィルス感染拡大防止対策のため中止 ○講師 NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏 【市内各施設の女性トイレへのＤＶ啓発ボードの設置】 ○設置施設数 市施設 30施設 駅 6駅 スーパー等 10店	(人権・男女共同参画推進課) ・女性情報コーナーは、図書館に設置することで、啓発や情報提供の役割を果たしているため、引き続き図書の整備を実施する必要がある。 ・男女共同参画だより「フレッシュ」は、市報に掲載し、全戸配布することで、相談申込につながるなど、啓発の役割を果たしているため、引き続き実施する必要がある。 (子ども家庭総合支援課) ・デートＤＶ講演会は、異性との交際を始め交遊関係が広がる高校生に対して、県と共催で実施し、予防教育の充実に資することができた。 ・施設の女性トイレへのＤＶ啓発カード設置から啓発ボード設置へ変更して相談窓口の周知を図った。啓発の効果を高められるよう、今後も工夫しながら取り組む必要がある。	人権・男女共同参 画推進課5 子ども家庭総合支 援課 10	(人権・男女共同参画推進課) ・男女共同参画出前講座 希望団体等に対し出前講座を開催し、男女共同参画の周知に努める。 ・女性情報コーナー 蔵書の貸出状況や、男女共同参画において注目を集める事柄を踏まえ、啓発や情報提供に努める。 ・男女共同参画だより「フレッシュ」 国の事業や、男女共同参画における問題点を取り上げ、市報に掲載し全戸配布を行い、さらなる意識改革に努める。 (子ども家庭総合支援課) ・男女共同参画に関する講演会等の開催 【デートＤＶ講演会】 ○開催日及び対象 ※開催日は調整中 千葉県立清水高校1年生 千葉県立野田中央高校1年生 千葉県立関宿高校1～3年生 ○講師 NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏 ・市内各施設の女性トイレへのＤＶ啓発ボードの設置 ○設置施設数 市施設 30施設 駅 6駅 スーパー等 10店	人権・男女共同参 画推進課 5 子ども家庭総合支 援課 15
105	P192	既存	学校教育における 男女平等教育の推 進	指導課、人 権・男女共 同参画推進 課	(指導課) ・学校人権教育研究指定校を柳沢小学校と宮崎小で指定。2年間の研究をとおして、男女平等教育の啓発を含む学校人権教育の実践を行う。 ・全ての子どもたちにわかる授業を提供するためユニバーサルデザインの視点を持った教育を推進する。 ・LGBTQ、性の多様性理解に関する教職員の理解促進を図る。 (人権・男女共同参画推進課) ・小学校6年生及び中学校2年生に「自分らしく」を配布し、キャリア教育の遂行に役立てる。	(指導課) ・学校人権教育研究指定校を宮崎小学校と第二中学校で指定した。宮崎小学校は2年目として公開研究授業を行い、男女平等教育を含めた人権教育に基づいた授業やユニバーサルデザインを意識した授業を展開した。 ・各校一名参加する職員研修において、「虐待」「同和」問題についての研修を盛り込み、LGBTQ、個別課題に関する教職員の理解促進を図った。 (指導課、人権・男女共同参画推進課) ・前年まで人権・男女平等参画課が作成配付していた男女平等教育教材「自分らしく」を指導課と人権・男女共同参画推進課で協働で改訂し、デジタル版として配付し、一人一台端末での閲覧ができるようにした。	(指導課) ・男女平等の視点が児童生徒の日常生活の中にさらに根付かせるよう職員研修を進める。 ・児童生徒への理解を深めるために各校で授業実践を行う必要がある。 (指導課、人権・男女共同参画推進課) ・今後の「自分らしく」については、デジタル配信の特性を生かし、指導課と人権・男女共同参画推進課で情報を共有し、制度改正時など必要に応じて最新の情報を取り入れていく。	(指導課) 182	・学校人権教育研究指定校を第二中学校と川間小学校に指定。2年間の研究をとおして、男女平等教育の啓発を含み、ユニバーサルデザインの考え方も盛り込んだ学校人権教育の実践を行う。 ・県や市が重点とする各種人権課題について、教職員の理解促進を図る。 (指導課、人権・男女共同参画推進課) ・デジタル配信している「自分らしく」について、制度改正などで改正の必要があるか検討する。	(指導課) 267
106	P193	既存	学校での子育て意 識の啓発	指導課、生 涯学習課	・子育てに関する講演を、各学校で実施する。 ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、学校や関係機関における活用促進を図り、家庭での過ごし方や親子のコミュニケーションなど家庭教育に関する情報を提供する。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行う。	(指導課) ・ひばり教育相談や県のスクールカウンセラー(中学校11校、小学校6校に配置)による教育相談を通年行い、子育てに対するアドバイスや支援を行った。 (生涯学習課) ・新入生保護者説明会の場を活用し、家庭教育講演会等を開催した。 ○就学時健康診断時家庭教育講演 小学校7校 334人 ○出前家庭教育講演(中学校) 中止	(指導課) ・不登校の背景として複数の要因を抱えている児童生徒、または長期にわたる対応が必要な児童生徒について、教育相談担当者や児童生徒と関わる周囲の人材の一層の研修が必要である。 (生涯学習課) ・子育てに関する情報提供や相談機関など、周知を図る必要がある。情報や相談の活用が円滑に行われる仕組みが必要である。	(指導課) 14, 891 (公民館) 70	(指導課) ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を充実させ、子育て支援を行う。 ・県から配付される様々なセミナーのチラシ等を配付・周知し啓発を促す。 (生涯学習課) ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」「家庭教育リーフレット」について、一層の周知を図り、家庭教育に関する具体的な手立てなどの情報提供を行う。千葉県のホームページからのデータ入手が可能であり、入手方法についても周知を図る。 ・教育相談活動や学校における教育活動を通して、家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにする。	(指導課) 15, 717 (公民館) 310

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
107	P195	既存	確かな学力の向上	指導課	・学力向上を目指し、市内全小中学校で第2・第4土曜日を中心に月1回程度の土曜授業を実施する。 ・土曜授業は教育課程に位置付け、通常授業の他、平日になかなか取り上げられない補足的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行う。	・年間11回を実施した。 ・土曜授業を活用し、児童生徒の学習機会の保障と学習内容の定着のため、授業時数の確保を図った。 ・通常授業の実施により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業分の授業時数を確保した。 ・通常授業と並行して、各学校の実態に応じて、学校ごとにカリキュラムを組み、補習・発展的な学習を行った。	・「主体的・対話的で深い学び」がある授業改善を推進するため、及び感染症による臨時休業等に伴う学習機会の確保のため、土曜日も平日と同様、通常の授業時間とする。 ・各校の実態に応じて、柔軟に学習内容を設定する。新学習指導要領の趣旨の実現に向けた様々な取組を推奨する。	4, 535	・通常授業を実施することによって増加する時間により、市内全ての児童生徒に学習の機会を確保し、きめ細かな指導ができるようにする。 ・有意義で規則正しい学校生活を通じて、児童生徒の生活改善に資する。 ・授業時数を確保し、「主体的・対話的で深い学び」がある授業改善を推進する。	5, 641
108	P196	新規	子ども未来教室の開催	生涯学習課	・全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援を行う。	【中学生】 教科:数学・英語 実施月:7月～3月(24回程度／週1回) 実施場所:公民館(10館)・コミュニティ会館(2館)・中学校(1校) 延べ参加人数:3, 770人 出席率:54. 2% 【小学校3年生】 教科:国語・算数 実施月:4月～10月(12回程度／週1回) 実施場所:通学する小学校 延べ参加人数:4, 455人 出席率:95. 7%	・前年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生の部は、7月からの開催となったため、当初の予定からは実施回数が減となり、申込者は減少した。また新型コロナウイルス感染症のまん延により、欠席者が増え、出席率は減少となった。 小学3年生の部は、当初の予定どおり4月から開始することができたが、新型コロナウイルス感染症の影響により申込者が減少した。しかし、会場が学校であることから、出席率は横ばいであった。 今後も感染症対策を実施しながら、子どもたちの基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、実施できない期間における学習のフォローを工夫する必要がある。	23, 955	・3年度に引き続き、中学生及び小学3年生を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高められるよう「子ども未来教室」を実施する。 ・特に中学生においては苦手分野を把握し、学習プリントによる反復学習を取り入れるなど自ら学習努力を重ねていけるように学習のサポートを行っていく。	37, 567
109	P197	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課、青少年課、子ども家庭総合支援課	【事業番号62再掲】					
110	P198	既存	教育相談・指導体制の充実	指導課	・ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・ひまわり相談により、個に応じた就学につなげる。 ・適応指導学級では、学校や家庭と連携し、保護者や児童生徒に寄り添いながら、不登校の解消を目指す。	・ひばり教育相談、適応指導学級において、学校や保護者との連携を図りながら、悩みや不登校の解消につないだ。 (R3年度相談実績 延べ2, 407件) ・野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校に訪問し、教育相談及び登校支援にあたった。 (R3年度訪問相談実績 延べ26件、支援回数 延べ203回)	・教育相談の内容は、複雑化、深刻化している。研修や事例検討会を通し相談員の専門性を高めたり、相談員・適応指導学級教科指導員同士や、関係機関との連携をさらに密にし、対応する体制を充実させていく必要がある。	31, 763	・ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・適応指導学級では、学校や家庭と連携し、保護者や児童生徒に寄り添いながら、不登校の解消を目指す。	33, 487

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
111	P199	既存	体験学習等教育内容の充実	指導課	・学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備など教育活動を支援する体制づくりを行う。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図る。 ・体験的活動の有効性から、教育活動全体を通し、多くの場面で体験的活動を取り入れられるよう工夫していく。	・コロナ禍での活動となり、可能な範囲で実施できるように大学側と調整した。今年度は、東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の一つ「特別授業」を対面で実施を基本線に、小学生444名、中学生248名が体験した。7名の講師が、児童生徒の興味・関心を高める授業を展開した。 ・小学校1校、中学校1校で、なほど科学体験館でプログラミング学習を実施した。 ・感染拡大防止の観点から、キャリア教育の一つである研究室訪問を中止した。 ・講師を招いての講話や体験学習を企画するなど、地域人材を活用した学習支援や環境整備を実施した。	・コロナ禍でも可能なキャリア教育、読書環境、特別授業の実施、環境整備を継続することができ、地域人材が学習支援ボランティアとして学校に関わり、「開かれた学校づくり」につなげることができた。 ・特別授業は、学校の年間計画に組み込まれ、発展的な授業として定着してきている。感染対策を取りながら地域ボランティアの活用を推進していく。	2,762	・担当課と学校、地域教育コーディネーター等が地域住民への広報活動に努める。 ・学校のニーズに合わせ支援内容を共有化させ、学校支援地域本部の活動を推進する。 ・司書、地域コーディネーターを中心として読書環境の充実に努める。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業を推進し、児童生徒の学力向上に努める。	3,223
112	P201	既存	学校外体験活動の推進	公民館、生涯学習課	・公民館・生涯学習センター主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。	・北部公民館 ○「折り紙で作る正月飾り」 1回 18人 ○「冬の虫たちの観察教室」 1回 30人 ・川間公民館 ○「秋期・清水公園親子体験講座」 3回 40人 ○「明治安田生命・親子防災講座」 2回 54人 ・福田公民館 ○「紙工作」 1回 6人 ○「陶芸教室」 2回13人 ○「ガラス工芸教室」 2回17人 ・二川公民館 ○「夏休み子ども学び舎」 6回 99人 ・木間ヶ瀬公民館 ○「おはなし広場」 5回 215人 【以下、新型コロナウイルス感染症対策により中止】 ・東部公民館 ○「冬休みチャレンジ講座」 ・南部梅郷公民館 ○「生物多様性講座 のぞいてみよう里山から顕微鏡まで」 ・福田公民館 ○「子どもチャレンジひろば」 ・関宿公民館 ○「関宿あおぞらまつり」 ・二川公民館 ○「学校支援講座～マナー講座～」 ・木間ヶ瀬公民館 ○「幼・保就学前園児交流会」 「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」 ・10公民館・生涯学習センター	・少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱いため、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければならない。 ・新型コロナ感染症対策により、中止となった講座がある。コロナ禍の状況で、他校の子どもたち同士の交流や地域住民との交流を図ることは難しい。	334	・新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、各種の創作活動や体験学習講座を開設していく。また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設し、夏休み中の子どもの学習意欲を維持する。	1,519
113	P203	既存	国際理解教育の推進	指導課	・外国語指導助手（ＡＬＴ）や英語に堪能な地域人材をさらに有効的に活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てる。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」は中止となるが、日頃の授業における学習指導の内容を工夫し、生徒の自己表現力や学習意欲の向上を図る。 ・小中学校教員を対象にした研修を実施し、指導力向上に役立てる。	・外国語指導助手（ＡＬＴ）を各小学校には定期的に、各中学校には一定期間、配置し、外国語や外国語活動の授業において専門教員や担任とともにチームティーチングで授業を行った。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」は3年生対象の部は実施したが、2年生対象の部では、緊急事態宣言の発令を受け、中止とし、参加予定だった生徒にはＡＬＴからメッセージを送った。 ・小中学校教員を対象にした小中合同研修と中学校英語科教員を対象として授業力向上研修をオンラインにて実施した。	・外国語指導助手や地域人材を有効に活用することにより、児童生徒のコミュニケーション能力の向上や英語を学ぶ意欲の向上につながった。 ・「野田市イングリッシュ道場」では、野田市の生徒の実情を考慮しながらオリジナルプランを考え、実施したことで、生徒の自己表現力や英語に関する今後の学習意欲をさらに高めることができた。 ・オンライン交流ができたことで、実践的なコミュニケーション活動ができた。 ・中学校英語科教員向けの研修については、コロナの影響で延期となった学校行事等と重なってしまい、参加できなかった教員がいた。多くの受講者が参加できるよう、日程の調整は必要であった。	54,910	・今後も外国語指導助手（ＡＬＴ）や英語に堪能な地域人材をさらに有効的に活用し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てていく。 ・「野田市イングリッシュ道場」は、今年度も新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、相手や場面、状況に応じて即興的にコミュニケーションが図れるようなプランを練っていく。 ・小中学校教員を対象とした研修についても、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、オンラインではなく対面で実施し、実際に受講者同士が交流や協議をしながら受講できるよう計画・運営をする。	55,581
114	P204	既存	文化センター事業の充実	生涯学習課	・委託文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、文化会館が集団ワクチン接種会場となったことから、開催することができなかった。 (実施：指定管理者)	新型コロナウイルス感染症が収束した段階で、子どもたちや子どものいる家庭に対して、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を計画し、提供する。 また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。 (実施：指定管理者)	0	・新型コロナウイルス感染症の蔓延により会場となる文化会館の利用が制限されていることから、解除時期や定員数を見ながら、中止となったしまじろうコンサート、ミュージックフェスタ等の開催を検討する。 (実施：指定管理者)	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
115	P205	既存	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	生涯学習課、公民館、スポーツ推進課、青少年課	(生涯学習課・公民館・生涯学習センター) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。 (スポーツ推進課) ・今後も引き続き大会内容の充実を図る。 (青少年課) ・子ども釣大会、少年野球教室を継続し、子ども達が心から楽しみ、何かを学びとることが出来るような行事を実施する。	(生涯学習課 10公民館・生涯学習センター) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」(事業番号112再掲) 【新型コロナウイルス感染症対策により中止】 (スポーツ推進課) 新型コロナウイルス感染症予防対策により、市主催イベント中止 (青少年課) ・子ども釣大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。 ・少年野球教室については、新型コロナ対策のため、参加人数の制限をして開催し、168名の参加があった。	(生涯学習課 10公民館・生涯学習センター) ・各公民館・生涯学習センターで実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった公民館があり、コロナ禍の状況で他校の子どもたち同士の交流や地域住民との交流を図ることは難しい。 (スポーツ推進課) ・引き続き大会内容の充実を図ってまいります。 (青少年課) ・子ども達が楽しめるように、引き続き事業を実施する。 ・子ども釣大会の会場の確保について従来使用していた、閑宿クリーンセンター跡地の整備状況を確認し、事業の再開を検討する必要がある。	(生涯学習課・公民館) 296 (スポーツ推進課) 0 (青少年課) 106	(スポーツ推進課) ・市民駅伝競争大会 ・第2回野田むらさきの里ふれあいウォーク(青少年課) ・子ども釣大会については中止。 ・少年野球教室については継続して実施する。(青少年課) ・子ども釣大会については中止。 ・少年野球教室については継続して実施する。	(生涯学習課・公民館) 1,289 (スポーツ推進課) 1,036 (青少年課) 134
116	P207	既存	学校保健教育の推進	学校教育課	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	・新型コロナウイルス感染症に伴い、生活習慣病検査は実施しなかった。 ・生活習慣病対策の一環として例年行っているサマースクールは、新型コロナウイルス感染症に伴い実施しなかった。 ・肥満傾向のある児童生徒のうち、希望者163名について保健指導を行った。	・健康問題の解決には学校での推進及び体制の確立のみならず、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組むことが必要であり、地域に根ざした健康教育の取組が必要である。	0	・生活習慣病検査の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施	0
117	P208	既存	外部指導者を活用した運動部活動の充実	指導課	・市内全中学校を対象に、柔道3人、剣道2人の講師を各校に1人ずつ派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域及び運動部活動をチームティーチングにより指導を行う。 ・部活動指導員の導入をすすめ、効率の良い部活動運営を目指すとともに、教員の業務削減につなげる。 ・今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から身体接触がある柔道、多くの生徒が防具を共有する剣道の授業のあり方を工夫する。	・市内中学校の保健体育「武道」の授業の安全と指導の充実のため武道講師を派遣し、保健体育担当教員とともに授業を行った。 ・保健体育担当教員の指導力と技術向上のための連絡会を3回予定していたが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止とし、代替として資料を配付した。 ○剣道：講師2名(3校に派遣) ○柔道：講師2名(7校に派遣) ・4校に1名ずつの部活動指導員を雇用し、顧問の業務削減と生徒への専門的な指導を進めた。	・各中学校の保健体育担当教員と武道講師の専門的な指導・協力のもと、礼法や基本となる技を中心に武道の学習を行うことができた。安全面については、今後も配慮を続けていく。 ・若い教職員が増えているので、若手の育成も課題である。 ・各学校で選択している種目にかかわらず、実技講習会への参加を勧める。 ・柔道は3名の採用を予定していたが、応募者が2名しかおらず、2名での指導となった。 ・部活動指導員については、今年度、4名(レスリング部、野球部、ソフトテニス部、吹奏楽部)を配置し、顧問の業務削減につながった。	2,479	・柔道3人、剣道2人の講師を中学校に1名派遣する。講師は、体育科の授業の武道領域を保健体育担当教員とチームティーチングにより指導を行う。また保健体育担当教員の指導力と技術向上のための全体連絡会はコロナ感染症対策で行えないが、学校ごとに行う。 ・部活動指導員については、次年度のさらなる増員により、効率の良い部活動運営を目指す。	3,374
118	P209	既存	学校評議員制度の充実	学校教育課	・地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ・その他校長が必要と認める事項	152名の学校評議員を委嘱した。(1校当たり5名以内)	・開かれた学校づくりを推進するには、保護者や地域住民等の意向を把握・反映すると共に、情報発信が必要がある。その点で学校評議員は地域と学校を結ぶパイプ役としての大切な役割が今後も期待されている。 ・今後は、地域を目で学校運営を点検・評価・支援することをより強力に推進し、学校が実施した自己評価の結果を評価する学校関係者評価について、中心となって進めていただくことが求められている。	149	・地域に開かれた学校づくりのために、各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関する事項 ・その他校長が必要と認める事項	310

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
119	P210	既存	幼稚園の施設整備 の推進	教育総務課	・事業内容 園児の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、園児が安全で豊かな幼稚園生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。	・保育室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 ・野田幼稚園手洗い場水槽設置工事 ・関宿南部及び関宿中部幼稚園雨漏り修繕工事	経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていく。	4, 776	・野田幼稚園遊具塗装工事 ・関宿中部幼稚園階段絨毯改修工事	1, 579
120	P211	既存	学校施設整備の推進	教育総務課	・事業内容 児童生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修する。 ・方針 個別施設計画の方針に基づき、学校施設の適切な整備及び財政負担の軽減に努めていく。 また、児童生徒用トイレの洋式化率100%を目標として、更なる洋式化に取り組んでいく。	・トイレの洋式化工事、普通教室、特別教室等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 ・福田第一小学校校舎南側爆裂等改修工事 ・清水台小学校管理教室棟屋上防水改修工事 ・東部中学校屋上防水改修工事 ・福田中学校体育館バレーボール支柱基礎修繕工事 ・手洗い場等自動水栓化工事	・経年劣化に伴う建物の整備を実施し、施設の耐久性の確保と教育環境の整備に継続して努めていく。 ・国の補助金を活用し、トイレの洋式化率の向上に取り組む。	558, 525	・中央小学校 7 年館外壁改修工事 ・岩木小学校他 4 校トイレ改修工事 ・北部中学校給水設備改修等工事 ・木間ヶ瀬中学校屋上防水工事	289, 459
121	P213	既存	公立幼稚園の機能 の充実	指導課	【事業番号48再掲】					
122	P213	既存	幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携強化	指導課、保育課	・小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施する。 ・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、反省をまとめる。（1回目の実施は中止。） ・新型コロナウイルス感染予防という観点から、交流の新たな形を模索して行く。	・新型コロナウイルス感染症予防のため、1・2回とも書面での開催となった。就学前の生活環境、就学状況等の情報交換・引き継ぎは貴重なものである。各園・各所・各校で「遊びや生活を通した学びと育ち」「就学前後における円滑な接続について」を意識して取り組んだ活動報告書をまとめていただき、集約した。 ・講演会を行うことができなかったため、講師の先生に資料を送っていただき、未就学児施設と小学校との連携の際に参考となるようにした。	・集合型の連絡会・研修は実施できなかったが、コロナ禍での各園・各所・各校の取組や工夫を書面提出いただき、各園・各所・各校へ配付した。 ・交流活動もほとんど実施できなかったが、人数を削減して実施したり、手紙等の物を介したやりとりを通じて未就学児施設と小学校でふれ合う機会を持つ報告もあった。 ・コロナ禍における、幼児期・学童期のスムーズな接続、カリキュラムの工夫、研修の場の持ち方等について今後も考えていく必要がある。	0	・新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、可能な範囲で幼・小の交流の場を持つたり、接続期のカリキュラムを検討したりする。（オンラインの利用や感染対策を講じた上での交流の検討） ・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、共通理解を図る。 ・現代的な課題を加味し、今後を見通した幼・保・こ・小連携に関する研修の持ち方を検討する。	0
123	P215	既存	家庭教育学級の整備、充実	公民館	・講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱いている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図る。 ・引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	・家庭教育学級(小学コース) 8コース 24回 508人参加 ・家庭教育学級小学コース運営委員会 7コース 8回 132人参加 ・家庭教育学級(幼児コース) 2コース 11回 180人参加 ・就学児健康診断時家庭教育講演(小学校) 7回 334人参加 ・出前家庭教育講演(中学校) 中止 ・すくすく広場 南部梅郷公民館 4回 28人	・就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めた。今後も、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り家庭の教育力の向上に努めていく必要がある。 ・また、子育て期にある親の全ての参加が望ましいが、参加できない親もいるのが実情である。そのため、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り、家庭の教育力の向上に努めていく必要がある。	464	・3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	1, 321

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
124	P216	既存	世代間交流事業の 充実	青少年課、 指導課	【事業番号39再掲】					
125	P216	既存	岩木小学校老人デ イサービスセン ターにおける交流	指導課、高 齢者支援課	【事業番号64再掲】					
126	P216	既存	野田市総合公園の 整備	スポーツ推 進課	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合 衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施す る。	・陸上競技場屋内消火栓設備改修工事 ・汚水処理施設流量計設置工事 ・スケートボードパーク改修工事 ・スケートボードパーク改修工事(その2)	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総 合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施 する。	17,580	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して 優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	3,751
127	P217	既存	野田市スポーツ公 園の整備	みどりと水 のまちづく り課	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働 による施設の維持管理やイベントの開催等を実施 し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理 が実施できた。	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協 働による施設の維持管理やイベントの開催等 を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供す る。	2,196	・今後も「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働に より、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け維持 管理やイベント等の開催を実施していく。	2,298
128	P218	既存	春風館道場の整備	スポーツ推 進課	・利用者の安全性を確保し、武道に親しむことが できる場所を提供する。	・腰壁板修繕工事	・今後も広く子どもたちが安全に武道に親しむ 場を提供していく必要がある。	462	・柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことが できる場所として提供する。	0
129	P219	既存	キャリア教育を通 しての地域教育力 の向上	指導課、 商工労政 課、 保育課	・キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家 庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を 中心としたキャリア教育に取り組む。 ・地域において、子どもと大人が互いに認知し、 互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性につい て、いろいろな機会呼びかける。 ・今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点か ら、小中学生が各事業所に出向いてのキャリア教 育に伴う体験・見学は実施せず、講演会等の形で 実施する。	(指導課) ・小中高の12年間を見通したキャリア教育の充実を図るた めに、キャリア・パスポートの活用を推進した。 ・新型コロナウイルス感染防止の観点から職場に訪問しての体 験学習を中止にした。その代替として、事業所の方を講師とし て学校に招き、講話や体験学習を実施した。 ・商工労政課は該当なし。 【保育課】 保育所では例年、職場体験として小学生や中学生等の異学年を 受け入れているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染防止 の観点から職場に訪問しての体験学習を中止にした。	(指導課) ・「キャリア教育」をとおして、仕事に対する 意識を改めたり、仕事をする大人との関わりを とおして将来について考えたりするという有効 性について、学校・家庭・地域が連携して進め ていけるように努めた。コロナ禍で体験学習等 が、例年どおり実施できなかったが、職業診断 のようなアンケートや、小グループでの体験学 習、オンライン等を活用しながら、キャリア教 育を推進することができた。 ・商工労政課は該当なし。 【保育課】 令和3年度は実施できなかったが、今後は指導課 と連携しつつ、コロナ禍においても実施できる 事業を検討していく。	285	(指導課) ・「職場体験・職場訪問」を実施することにより、子ども が自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動 する力を養う機会をつくるが、新型コロナウイルス感染予 防の観点から、小中学生が事業所に訪問しての体験学習は 実施せず、講演会などを実施していく予定である。 ・地域において働く大人と地域の学校に通う子どもとが知 り合う機会を捉え、より一層「地域の子どもは地域で育て る」という意識の高揚に努める。 ・商工労政課は該当なし。 【保育課】 新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先に考え、できる 範囲で幼稚園や保育所との交流活動を推進していく。	715
130	P221	既存	青少年センターの 機能の充実	青少年セン ター	・年間1回、補導員及び相談員の合同で、子ども 達を取り巻く環境を良くするための活動をする。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中 止となった。	0	・「189（いちはやく）」の広報ビラの配布活動。	0

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
131	P221	既存	青少年問題行動防 止活動の推進	青少年セン ター	・生徒指導主任連絡会議への参加 ・補導活動の推進 ・大人（保護者）を対象とした情報モラル講習会 の実施	・生徒指導主任連絡会議に参加し、各学校での問題行動のある 子どもについて情報交換を行った。 ・年間を通し補導活動を行った（延べ56回、延べ280人） ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大人向けの情報モ ラル講習会は中止となった。	・生徒指導主任連絡会議の開催も、新型コロナ ウイルスの影響で不定期になった。 ・大人（保護者）向けの情報モラル講習は開催 方法を検討する。	0	・生徒指導主任連絡会議に参加。 ・大人（保護者）向けの情報モラル講習は、新型コロナウ イルスの感染状況を見ながら、開催方法を検討する。 ・青少年補導員及び社会教育指導員による補導活動を実 施。	0
132	P222	既存	情報モラル教育の 推進	指導課	・市主催教員向けのICT活用研修会等を活用する などして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導 の中において、積極的にモラルの向上につながる ような授業展開が行われるよう指導に努める。 ネット社会の中で生活していかなければいけない ことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと 同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指 導に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもた ちがICT機器を扱う時間が大幅に増えること、ま たこの機会に始めて使用する子どもが増えること が予想されるため、様々な機会を通し情報モラル 教育に取り組んでいく。	・一昨年度に引き続き、各校の実態に応じて市が提携している 情報モラルサービス等を活用し、児童生徒や保護者を対象に情 報モラル学習が実施された。 （実施授業回数） 小学校：児童向け 1 5 回 保護者向け 1 3 回 中学校：生徒向け 3 回 保護者向け 1 回 ※コロナ事由による中止 7 回 ・いじめの早期発見を目的とし、中学生に向けて、匿名で通 報・相談ができるアプリ「STOPit」による相談を実施した。	・市提供の情報モラルサービス等を活かし、児 童生徒の実態にあわせた情報モラル教育が進め られた。 ・学校により情報モラル教育実施回数に差があ るので、実施方法等を見直す必要がある。 ・いじめの早期発見を目的とし、中学生に向け て、匿名で通報・相談ができるアプリ 「STOPit」による相談を実施した。	880	・市で提携している情報モラルサービスやGIGAスクール構 想におけるGoogleとの連携、生徒指導部会等、様々な機会 を活用し、学校の実態に合わせた情報モラル学習を実施し ていく。 ・GIGAスクール構想に伴う児童生徒のICT活用状況にあった 情報モラル教育が実施できるよう、関係各所と連携をとっ ていく。	880
133	P225	既存	幼児・園児に対す る交通安全教育	市民生活 課、学校教 育課、保育 課	・子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と （一社）野田交通安全協会が、毎年市内の保育所 や幼稚園に出向き交通安全教室等を行う。	（市民生活課） ・平成27年度から、社会情勢の変化・多様化などから、野田警察署と （一社）野田交通安全協会が、各幼稚園からの要望を受けて幼稚園に 出向いて、より身近な交通安全教室等を行う方針に転換した。 （学校教育課） 野田幼稚園、関宿南部幼稚園、関宿中部幼稚園の3園が実施。 ○野田幼稚園 【実施日】 令和4年1月19日 【参加数】 64名 ○関宿南部幼稚園 【実施日】 令和3年11月18日 【参加数】 25名 ○関宿中部幼稚園 【実施日】 令和3年12月14日 【参加数】 16名 （保育課） ・認可保育施設24施設で実施した。 【実施日】 令和3年10月5日から11月30日まで 【参加者数】 2,231名 （保育課） 認可保育施設24施設で実施した。 【実施日】 令和3年10月5日から11月30日まで 【参加者数】 2,231名		（市民生活課・学校教育課） ・引き続き交通安全教室を実施し、さらに交通安全協会等による 交通安全推進活動を実施しながら、交通事故のない安全で明るいまちづくりに取り組んでいく。 （保育課） ・身近な生活における交通安全の決まりに関心を持ち、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標に実施していく。	0	
134	P226	既存	チャイルドシート 着用の推進	市民生活課	・チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に 関する正しい理解の促進を図る。交通安全運動実 施時に街頭キャンペーン等により広報啓発に努め る。	・交通安全運動実施時に広報啓発活動を年4回実施した。また、 6月の「シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間」 に広報啓発活動を実施した。	・チャイルドシート着用の推進について交通安 全運動実施時に広報啓発活動を実施しているが、 更なるシートベルト着用の必要性和着用効果に 関する正しい理解の促進に努める必要がある。	0	・引き続き交通安全運動実施時及び6月の「シートベルト とチャイルドシート着用推進月間」に広報啓発活動を実施 し、チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正 しい理解の促進に努めていく。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
135	P222 7	既存	チャイルドシート 貸出事業の推進	社会福祉協 議会	・市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月 （1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシート を貸出す。また、里帰り等により市内に短期的に 在住する乳幼児のために、最長3か月間のチャイ ルドシートを貸し出す。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施する。	・貸出実績 170件	・新型コロナウイルス感染症の影響により、前 年度に引き続き貸し出し台数が減少した。 ・貸出待機者もなく、円滑な貸し出しを実施し た。 ・老朽化しているチャイルドシートの入替えを 引き続き実施する。	394	・引き続き、市内に在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月 （1回延長可能で最長1年間）のチャイルドシートを貸し出 す。また、里帰り等による市内に短期的に在住する乳幼児 のために、最長3か月のチャイルドシートを貸し出す。 ・老朽化したチャイルドシートの入れ替えをする。	573
136	P229	既存	青少年の消費者問 題対策の推進	市民生活 課、青少年 課	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通 じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題に ついて啓発する機会が増えるよう努めるととも に、青少年の消費者問題について広く市民に啓発 する。	・千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業を活用し、 千葉県消費生活相談員の会と連携し、希望する小学校1校、中 学校1校、高等学校2校へ消費生活相談員を派遣し、児童、生 徒を対象に消費者教育講座を行い、消費者教育の充実と強化を 図った。 ・出前講座、安全安心メール（まめメール）、SNSを通じ、 消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する 機会が増えるよう努めるとともに、消費者問題について広く市 民に啓発を図った。 ・出前講座：3回 ・安全安心メール（まめメール）・SNS：23回 ・消費生活展:WEB開催(産業祭と同時開催) ・消費生活セミナー：1回	・令和3年度から実施した消費者教育講座によ り、これまで難しかった青少年の消費者問題対 策の推進を図ることができた。 ・令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げ られたことに備え、18歳までに消費生活に関す る適切な知識が身につけられるよう、引き続き 児童生徒への消費者教育を充実させる必要があ る。	344	・千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業を活用 し、千葉県消費生活相談員の会と連携し、希望する小学 校、中学校、高等学校へ消費生活相談員を派遣し、児童、 生徒を対象に消費者教育講座を行い、消費者教育の充実と 強化を図っていく。 ・安全安心メール（まめメール）、SNSを通じ、消費生 活センターのPRを行い、青少年に係る消費者問題につい て啓発する。	385
137	P230	既存	子どもを犯罪等の 被害から守るた め、関係機関・団 体との連携及び情 報配信の実施	市民生活 課、指導 課、青少年 課	(市民生活課) ・野田市防犯組合、野田警察署との連携による防 犯活動の実施 ・防犯推進員(警察官経験者)による「まめばん」で の在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、 児童を対象とした防犯教室の実施 ・安全安心メール（まめメール）防犯情報の配信 （指導課） ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築す る。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連 絡し適切に処理・対応する。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有 し、早期対応を心がける。 (青少年課) ・安全安心メール（まめメール）不審者情報の配 信 ・野田市学校警察連絡協議会との連携	(防災安全課) ・野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されると ともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に 実施された。 ・防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後2時から午後7時まで 防犯推進員を配置し業務にあたった。 北部まめばんの令和3年度利用は、延べ49件。 ・青色回転灯搭載の防犯パトロール車2台を活用した防犯推進員による防犯 パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合 わせ延べ 242日間実施した。 ・安全安心メール（まめメール）で防犯情報を109件配信し、防犯意識の向 上を図った。 ・防犯推進員による防犯教室を市内全20校の小学校で実施し、犯罪から身を 守る方法を指導した。 (指導課) ・児童生徒を守るため、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切 に処理・対応した。場合に応じてパトロール等も行った。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有した。新型コロナウイルス 感染症拡大防止の観点で開催できなかった時は、書面での情報共有を図っ た。 (青少年課) ・学校等から提供された不審者情報を速やかに配信（配信件数19件）すると ともに、不審者の発生状況に対応したパトロールを実施した。	(防災安全課) ・市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及 び自主防犯組織による防犯パトロール等が実施 されたが、市内の犯罪件数は令和3年は872件で 前年より69件の減少となり、今後も継続的に行 い犯罪の抑止に努める必要がある。 (指導課) ・児童生徒が被害に遭った場合、安全安全メー ル（まめメール）配信やパトロールを行う青少 年課との分担して、連携して対応しているが、 さらに迅速且つ確実な対応をしたり、配信す る・しないに關しての規準を明確にしたりする 必要がある。また、被害にあった児童生徒がい た場合、カウンセラーを派遣する、パトロール を強化するなどの対応を継続する必要がある。 (青少年課) ・不審者情報を配信することで、家庭、地域、 学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・ 安心に役立つことができた。	—	(市民生活課) ・防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田警察署と連携し各地域の防犯 活動を推進していく。 ・防犯推進員による「まめばん」での在所警戒に加え、巡回パトロール を実施していく。 ・防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より 相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全の強化を図る。 ・防犯推進員による防犯教室を小学校で実施し、犯罪から身を守る方法を 指導する。 ・安全安心メール（まめメール）により、防犯情報を配信していく。 (指導課) ・児童生徒が被害にあった場合の対応について、役割分担の明確化を進 める。 ・学校警察連絡会を活用し、各学校の情報を共有し、引き続き早期対応 を心がける。対面して会議ができない場合は、他の形で行う。 (青少年課) ・安全安心メール（まめメール）の不審者情報の配信及び不審者の発生 状況に対応したパトロールを実施。	—

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
138	P233	既存	子どもに配慮した 防災対策の推進	防災安全 課、指導 課、保育課	(防災安全課) ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考慮した野田市地域防災計画の修正、備蓄品の整備及び自主防災組織の設立を推進し、自主防災組織の資機材整備に対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 (指導課) ・各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組む。特に、着実に避難訓練を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作る。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成する。 ・水害におけるハザードマップや避難所に関する確認や学習を日頃より進める。 (保育課) ・保育所においては、年12回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。さらに、保護者に不審者に対応するための避難訓練や引渡し訓練を実施し、不審者に対しての意識を高めるとともに災害に対する防災意識を保護者に高めてもらえるよう周知する。	(防災安全課) ・令和2年度に引続き災害時における乳幼児用備蓄品として粉ミルク(アレルギー対応含む)及び液体ミルクの備蓄更新を行った。また、自主防災組織の設立を推進するため、自主防災組織に対する助成として資機材整備に対する助成を実施(修繕等3団体)した。 (指導課) ・各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保を図った。 ・各学校において防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組んだ。 ・避難訓練の振り返りや社会科の学習等を通じて改めてハザードマップや自身の避難場所の確認をしたり、避難所について学習したりした。 (保育課) ・保育所は防災計画に従い避難訓練を継続して実施し、災害等に備える意識を高める。また、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知する。併せて不審者対応への訓練等を実施することで保護者に不審者への対応等についての周知徹底を図った。 ・直営3園においては携帯電話を活用し、保護者への通信手段として迅速に情報提供することができた。	(防災安全課) ・自主防災組織は令和3年度の時点で、組織率が47.8%となっており、組織化率が低い状況であるため、「自助・共助」の取組を推進し、引続き自主防災組織の整備育成を図っていく必要がある。 (指導課) ・市の避難所開設訓練に参加した学校があった。生徒が実際に活動しながら学ぶことで防災意識がより高まったと思われる。 ・浸水地域に立地する学校が多く、今後これらを想定した避難訓練をしていく必要がある。 (保育課) ・災害等に対する避難訓練の実施に併せて、保育所職員と保護者にも防災意識を高める必要がある。また、保護者には不審者への対応等について、意識向上に努めてもらう必要がある。さらには、風水害に対する体制を見直す必要がある。	1,731	(防災安全課) ・災害時の子ども(乳幼児)の生活も考慮した野田市地域防災計画の修正、備蓄品の整備及び自主防災組織の設立を推進し、自主防災組織の資機材整備に対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信 (指導課) ・着実に避難訓練(水害対策を含めて)を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作る。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成する。 ・水害における避難の仕方などの確認や学習をさらに進める。 (保育課) ・保育所では防災計画に従い避難訓練を実施し、災害等に対して備える意識を高めるとともに、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知していく。また、火災や地震だけではなく風水害に対する訓練を実施し、併せて不審者への対応訓練等を実施するとともに保護者への周知徹底を図る。	5,166
139	P236	既存	子どもの施設や学校付近・通学路等における関係機関等と連携した安全点検及びパトロール活動の推進	指導課、保育課	(指導課) ・学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努める。 ・「子ども110番の家」の協力を広める。 ・学校からの要請でスクールサポーターの派遣を依頼する。	(指導課) ・会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催や感染防止対策を講じて対面で開催した。 ・地域に合わせた安全指導として、各小学校のPTAが、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施した。 ・登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施した。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をした。 ・不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に情報を提供した。 ・登下校の安全指導は各校において実情に応じて行った。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用した。 (保育課) 園外活動により未就学児が日常的に集団で移動する経路について道路管理者や警察等と連携し、現地の点検を行った。	(指導課) ・緊急事態宣言中は、不審者の発生件数が減少した。 ・登下校時における、保護者の車の送迎について課題があった。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校が連携をとって問題行動に対応することができた。 ・緊急事態宣言中、市スクールサポーターが市内の公園やゲームセンターなどの見守りを行った。 (保育課) 信号や横断歩道等の物理的な対策が困難な個所について、迂回するなどのより安全に配慮するよう保育所に周知することができた。	(指導課) 11648	(指導課) ・地域に合わせた安全指導として、各小学校のPTAが、登下校の見守りサポートや横断歩道での旗振り係を実施する。 ・登校時のスクールゾーンでは、交通安全協会の方の安全指導を実施する。また地域の方の協力のもと、登下校時のパトロール活動の推進をする。 ・不審者情報等については各課と連携をとり情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に迅速に情報を提供する。 (保育課) 引続き現地状況の変化や安全施設の破損等の確認を含め各関係機関と連携し、定期的な安全点検を実施する。	(指導課) 11824
140	P238	既存	被害にあった子どもの保護の推進	子ども家庭 総合支援 課、指導課	・児童が被害にあった場合、被害の種類や状況により、要保護児童対策地域協議会の各関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とし児童相談所に送致する。 重篤な虐待や犯罪被害に関する相談・通告には、警察や児童相談所と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。	・市で虐待を把握したケースで、一時保護や専門的対応が必要と判断しケースを児童相談所へ送致した人数 25人 うち、一時保護された人数 10人 うち、3月末現在一時保護解除人数 7人	・柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の抜本的見直しを行い、関係機関の連携強化を図ったところであるが、今後もさらに児童の安全を第一に考えた支援を検討していく必要がある。 ・市には一時保護の権限がないことから、一時保護の実施が必要と判断されるケースについては、柏児童相談所に送致するとともに、関係各課の役割分担についても明確にした支援計画に基づく支援を徹底する必要がある。	0	・児童虐待に関する情報提供等があった場合、48時間以内に子どもを目視により直接確認するとされているが、野田市においては原則当日に行うこととし、ケースに応じて柏児童相談所職員の同行、同席も依頼する。 ・緊急を要する虐待や犯罪被害の対応に当たり児童の安全確保を最優先にし、ほかに優先する手段を取る明確な理由がない場合、直ちに立入調査・一時保護を児童相談所または身柄付き送致を警察署に要請する。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
141	P241	既存	児童虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援課、指導課	・「野田市児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、子育て支援事業との連携と要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携等により、児童虐待防止の推進を図る。 ○母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ○要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理及び実務者会議、個別支援会議の充実 ○虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ○学校等から依頼があった場合の、警察官〇Ｂの同行訪問の実施 ○ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施 ○児童虐待相談受付電話「子どもＳＯＳ」の運営 ○進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ○毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有	・要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議2回 実務者会議13回 個別支援会議89回。 ・児童虐待相談受付件数 487件 ・進行管理件数（延べ人数） 677人 ・進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 35件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 35件 ・児童虐待防止推進月間の取組 ・「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数429点（小学校428点・中学校1点） 優秀作品を市ホームページにて公開 ・児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。 ・児童虐待を伴うＤＶ相談件数 令和3年度新規ＤＶ相談58件中 29件 ・児童虐待対策とＤＶ対策を一本化した「野田市児童虐待防止・ドメスティックバイオレンス総合対策大綱」の策定	・要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図った。要保護児童等への支援及び対応に漏れないよう、引き続き情報共有及び連携の強化を図っていく必要がある。 ・受理した1ケースごとに重篤性の判断が軽くならないよう確実にリスクアセスメントをする必要がある。	0	・野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）、（学校編）、（保育所・幼稚園・学童編）、（母子保健編）、（警察編）の見直し〔随時〕 ・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 ・学校等から依頼があった場合の、警察官〇Ｂの同行訪問の実施 ・児童虐待防止推進月間におけるポスター展等の啓発事業、教職員等対象討論会、実務者研修会の実施 ・進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 ・毎月開催される民生委員児童委員地区定例会での情報共有	0
142	P243	新規	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援課	・子ども家庭総合支援課を、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点として位置付け、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を切れ目なく継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結びつけている。 ・従来から実施している家庭児童相談室の相談業務も併せて実施している。	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）対応件数（巡回相談含む） 相談件数 708件 うち要保護以外 555件 要保護 153件	子育て世代包括支援センター（保健センター・関宿保健センター）との情報共有、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携を行っていく必要がある。	0	広く市民に子ども家庭総合支援拠点事業を周知し、18 歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図る。	0
143	P244	新規	子育て短期支援事業	子ども家庭総合支援課	・保護者の子育て支援、要保護児童対策の一環として、保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かる。	・宿泊 利用人数 5人 利用日数 82日 ・日帰り 利用人数 4人 利用日数 4日 ・夜間 利用人数 1人 利用日数 2日	前年度に比べて利用者数は増えたが、保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）での相談等から、引き続き積極的に支援につなげていく必要がある。	2, 672	保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図る。	2, 020
144	P246	既存	千葉県柏児童相談所との情報の交換・連携	子ども家庭総合支援課	・要保護児童対策地域協議会実務者会議では、毎月、全ケースについて情報交換を行うとともに、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論し、個別支援会議の開催が必要となった案件については、速やかに開催し、関係機関の情報共有、支援の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図る。	援助依頼人数 11人（11人） 送致人数 25人（25人） 一時保護人数 52人（53人） うち市送致 10人（10人） 他機関送致 42人（43人） 一時保護解除人数 49人（52人） ※（ ）内は延べ人数	・緊急に子どもの一時保護を必要とするケースは、児童相談所へ送致し、市のみでの対応や判断に苦慮するケースは、児童相談所に助言や同行訪問を依頼することで、主担当を明確にしつつ連携を図ることができた。 ・令和元年度に策定した、柏児童相談所との連携に特化した、「野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）」を活用し情報の共有及び連携の強化を推進している。	0	・要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所等の関係機関と要保護児童等に関する情報共有、支援の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、情報連携の強化を図る。 ・令和元年度に策定した、柏児童相談所との連携に特化した、「野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）」を活用し情報の共有及び連携の強化を推進するとともに、マニュアルの運用にあたり修正や加筆等の必要がある場合は随時対応する。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
145	P248	既存	要支援家庭の早期 発見・早期対応	子ども家庭 総合支援 課、保健セ ンター	・乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、未受診の理由や背景等が把握できない等虐待発生リスクが高いと考えられるケースなど、支援に関して検討を要する家庭の早期発見に努める。 ・所在を確認できない児童の早期把握のため、関係機関との連携体制を強化する。 ・家庭訪問等で保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等、関係機関と連携して支援し、虐待の予防に努める。 ・養育支援が必要と思われる家庭について、早期に情報を共有して、サービスの検討を行い、効果的な育児支援ができるよう関係機関と連携をとる。	・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 関係機関から子ども家庭総合支援課への情報提供件数 35件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数 35件 ・母子保健事業から育児支援家庭訪問事業につないだ件数 1 件 事業番号69を参照 (子ども家庭総合支援課)	・早期発見のためには、地域の声も大切であることから、更なる啓発活動の推進を図る必要がある。(子ども家庭総合支援課)	0	・虐待につながりやすい兆候があると思われる要支援家庭を早期に把握し、育児支援家庭訪問事業につなげる等、関係機関との連携を更に強化する。 ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況の早期把握のため、関係機関との連携体制をさらに強化する。 ・要支援と考えられる家庭について、関係機関と情報を共有し、継続的で適切な支援につなげる。 ・通告を受理した場合は、国が規定する48 時間以内ではなく、当日に即対応する。	0
146	P248	既存	乳児家庭全戸訪問 事業・妊婦訪問事 業	保健セン ター	【事業番号8再掲】					
147	P250	既存	ひとり親家庭等の 情報提供・相談機 能・支援体制の充 実	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努める。 ・母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図る。	〔3年度実績〕 ・母子家庭、父子家庭相談：904件 ・婦人相談：129件 ・市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載 ・「ひとり親家庭支援のしおり」（令和3年11月改訂版）作成 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレット作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、お菓子作りなど）、就業支援講習会などの各種事業、助成等の案内 ・母子・父子自立支援員研修会 (令和4年3月4日開催) 内容：「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業について」 「野田市ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業について」 「野田市営住宅及び県営住宅の入居について」 講師：営繕課担当職員 ・ひとり親家庭情報交換事業の実施(野田市母子寡婦福祉会に委託全2回実施) 参加者合計18人	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての的確な情報提供を行なう必要がある。 ・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	6, 041	・市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による情報提供 ・ひとり親家庭支援のしおり改訂（R4. 4） ・ひとり親家庭就業支援事業のご案内改訂（R3. 6） ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親同士の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	6, 516

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3年度実績	評価及び課題	3年度決算額 (千円)	4年度の事業内容	4年度当初 予算額(千円)
148	P252	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支持し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。 ・職業訓練センターを活用した就業支援講習会を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図る。 ・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行う。 ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の支給により、ひとり親家庭を支援する。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行った。なお、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 (R3年度啓発活動訪問事業所件数 28件) ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 (21人策定のうち、父子家庭の父 0人) 就業実績 正規雇用：11人 非正規雇用：8人 ・就業支援講習会 【パソコン】 受講者数 10名 うち資格取得者数 ワード10名、エクセル9名 【日商簿記3級】 受講者数 5名 うち資格取得者数 0名 【医療事務】 受講者数 6名 うち資格取得者数 4名 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 2人に支給：介護福祉士実務者研修2人 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数：16人 資格の種類：看護師6人、社会福祉士2人、美容師2人、理容師2人 歯科衛生士1人、介護福祉士2人、精神保健福祉士1人 母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数：7人 就業実績：正規6人 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金 1人 合格時給付金 実績なし	・ひとり親家庭等については、依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため雇用と収入の増に結び付く情報の開拓に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、個々のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施し、雇用促進に効果を上げた。 ・職業訓練について、受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業は、長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる事業で、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与するため、事業の周知に努める必要がある。	24,166	・ハローワークや市の無料職業紹介所と引き続き連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業において就業希望状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、平成28年4月より、アフターケアとして、同プログラムで設定した目標を達成した後においても、達成後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・就業支援講習会について、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、引き続きパソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業については、31年4月から雇用保険法の特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業について、3年度に限り、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者が対象者となったが引き続き令和4年度も拡充されたことから、さらに利用促進を図る。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、4年4月から、受講開始時給付金が創設され、受講終了時給付金の割合及び合格時給付金の割合が改正されたことから、引き続き事業の周知を図る。	27,392
149	P254	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	・ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図る。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学、病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行った。 なお、保育所入所申請後の待機時の求職活動中などに家庭生活支援員を派遣する生活援助を平成23年10月から拡充している。 更に、市の制度が、平成28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大された。 ・子育て支援及び生活援助利用者数 〔3年度実績〕 子育て支援 1人延べ4日 44時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) 生活援助 実績なし	・就業支援講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えたいよう検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。 ・類似の事業と格差があることから、格差を是正する必要がある。	149	・本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携し、事業の一層の周知に努める。 ・利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報（資格、対応範囲、対応時間）をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 ・R2年4月から、定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大されたことから、さらに周知を図る。 ・類似事業と格差があることから、格差を是正するための検討を行う。	1,203
150	P255	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】					
151	P255	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	・養育費問題の解決を図るために、「野田市版養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」を毎月1回実施する。また、弁護士による「養育者等個別法律相談会」を実施する。	・無料法律相談事業 〔R3年度実績〕 実施：12回 相談者：31名 相談員：法律専門家1名 ・養育費等個別法律相談会 〔R3年度実績〕 3回実施 ○実施日：R3年10月1日（金） 相談者：5名 相談員：弁護士1名 ○実施日：R3年12月12日（日） 相談者：3名 相談員：弁護士1名 ○実施日：R4年2月18日（金） 相談者：3名 相談員：弁護士1名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得できるための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。 ・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるため、児童扶養手当の通知や窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。 ・ひとり親世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、約40%、実際に養育費を受けている世帯は、約25%と低いことから、養育費の確保について助成し、ひとり親家庭等の経済的な安定につなげていく必要がある。	83	・母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と「養育費法律相談」を連携するため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・養育費確保のために実施する公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援について、令和5年度から開始できるよう例規策定等必要な手続きを行う。	83

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3年度実績	評価及び課題	3年度決算額 (千円)	4年度の事業内容	4年度当初 予算額(千円)
152	P256	既存	ひとり親家庭等の 経済的支援の充実	児童家庭課	・所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し、「児童扶養手当」や野田市独自の「養育者手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努める。 ・養育者支援手当については、平成26年12月の法改正により児童扶養手当の一部が支給対象となる公的年金を受給する養育者についても引き続き支援ができるよう、条例の改正を行った。	・児童扶養手当 離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図った。 〔R3年度実績〕 受給者数 1,163人 支給総額 582,767,700円 ※父子家庭支援手当については、平成22年に児童扶養手当が改正され父子家庭の父も同手当の支給対象となったことを受けて、廃止した。 ・養育者支援手当（22年8月創設） 父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育しているが、公的年金を受給している養育者、精神的負担の軽減と児童の福祉の推進を図った。 〔R3年度実績〕 受給者数 5人 支給総額 2,599,790円 ・ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の母、父または養育者及びその子が医療費等の給付を受けた場合に保険診療に係る自己負担の一部又は全部を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感軽減を図った。 〔R3年度実績〕 現物給付 16,335件 51,881,807円 償還払 2,185件 6,777,764円 合計 18,520件 58,659,571円	・児童扶養手当について相談窓口で制度の周知を図り適切に支給するとともに、事実婚などにより返還金が生じている受給者については、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 また、返還金の発生については、年1回の現況届の聞き取りも行うが、発見が遅れるほど返還金が多額となってしまうため、早期発見の必要がある。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、令和2年11月診療分から、現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正し、ひとり親家庭等の福祉の向上を図った。	645,989	・児童扶養手当や父母のいない児童を養育する公的年金を受給する養育者に支給する市独自の養育者支援手当などの制度について、適正な受給資格の認定を行うとともに、的確な情報提供と周知とあわせ、円滑な支給を行う。 ・返還金の発生の早期発見のため、現況届時の聞き取りを強化する。 ・返還金の滞納者については、督促、電話連絡を行っているが、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は通知連絡を行い接触の機会、納付を促していく。 ・令和3年3月分（令和3年5月支払）から障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正がされたことから、周知するとともに適正な支給を行う。 ・児童扶養手当現況届の手続等について、平成30年度からマイナポータル（子育てワンストップサービス）を利用した受付予約を行い、利便性の向上に努める。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、令和2年11月診療分から現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正したことから、周知を図る。	658,524
153	P258	既存	障がいにに関する理 解促進	障がい者支 援課	・共生社会の理念を普及するとともに、障がいのある人に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事を中心に幅広い層の参加による啓発活動等を推進する。	・子ども釣大会と障がい者釣大会の同時開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 ・障がいのある人ない人との交流を目的としたサンスマイルの事業を支援する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 ・市報において「みんなで支えるバリアフリー」と題して、障がいのある人に関する正しい理解の促進を図った。	障がいのある人に対する理解を深めるには、出来るだけ早い時期から障がいのある人となない人が地域等様々な場において交流する機会が必要であるため、開催に当たっては支援を継続する。	0	・2年度と同様に障がい者釣大会及びサンスマイルの事業の支援を予定していたが中止となった。 ・市報において、障がいのある人に関する正しい理解の促進を図る。	1,600 （内訳） 障がい者釣大会補助金 0 自発的活動支援事業補助金 1,600
154	P259	既存	障がいのある子の 外出支援の促進	障がい者支 援課	・障がいのある子の社会活動の範囲を広めるため、登録事業所の拡充、市内事業者に対して車いすやストレッチャー対応の福祉センターの導入を働きかける。 ・移動支援の対象となる外出内容の拡充を図る。	・福祉タクシー事業者は64事業者で、内リフト付き・ストレッチャー対応の事業者は46事業者となっており、子どもの利用登録者は58人。 ・子どもの移動支援利用実績は25人	・令和2年度実績に比べて福祉タクシー登録事業者は1事業者増加、リフト付き・ストレッチャー対応の事業者は3事業者増加した。 ・今後も移動支援事業の利用の促進を図る必要がある。	福祉タクシー協力費 51,442 （内訳） 福祉タクシー利用者助成金 2,144 福祉タクシー利用者助成金 4,297 移動支援給付費 45,001	・障がいのある子の社会参加の拡大のため、登録事業者の拡充や車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの利用の促進を図る。 ・引き続き移動支援事業の利用の促進を図る。	53,506 （内訳） 福祉タクシー協力費 2,418 福祉タクシー利用者助成金 4,723 移動支援給付費 46,365
155	P260	既存	障がいのある子の 相談体制の充実	障がい者支 援課、 子どもの発 達相談室	・障がい者総合相談の機能を障がい者支援課に置き、一般的な相談、当事者・関係者相談を実施する。 ・障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の整備を推進し、連携の向上を図る。 ・相談支援事業所に相談支援業務を委託し、障がい特性に配慮した相談を行う。 ・障がい者相談による障がいのある人の生活全般に関する相談を実施する。	・障がい者支援課の障がい者総合相談実績 280件 ・障がい者基幹相談支援センターの相談実績 4,320件 ・相談支援委託業務事業所の相談実績 2,438件 ・障がい者相談員11人による相談実績 435件	・地域生活支援拠点運営会議を開催し、障がい者基幹相談支援センターの運営について検証を実施した。 ・相談支援事業及び障がい者相談員による相談は、障がいのある子の保護者を含め多く利用された。	基幹相談支援センター等業務委託 29,376 （内訳） 相談支援業務委託 22,440 相談員報償金 6,672 相談員報償金 264	・地域生活支援拠点運営会議において、障がい者基幹相談支援センターの運営について検証し機能の充実に図る。 ・相談支援委託業務及び障がい者相談員による相談事業を継続します。 令和4年度より子どもの発達相談室を設置した。0～18歳までの発達についての相談を実施していく。（子どもの発達相談室）	31,024 （内訳） 基幹相談支援センター委託料 22,928 相談支援業務委託 7,832 相談員報償金 264
156	P261	既存	心理相談の充実	保健セン ター 子どもの発 達相談室	・子ども支援室の心理士が早期に相談を実施し、必要時継続支援を行い、切れ目ない支援をする。 ・相談後関係機関と連携し継続支援につなげる。	・子ども相談（心理相談） 延845人 ※母子保健係と子ども支援室受付分含む	・心理相談では、児童や保護者のニーズに合わせ、心理士が対応した。 ・子育てに関する助言アドバイスの他、必要なサービスや専門機関を案内し、後日電話確認をするなどして切れ目がないよう確認している。 ・担当心理士が一人で担うことがないよう、相談後、多職種にて共有し方針立てをしていく必要がある。	0	・妊娠、出産、子育て、発達に関して、段階に応じた相談を行う。妊産婦や保護者の個別の不安に対し専門的知見をもって丁寧に対応する。 ・発達に関する相談後、多職種による支援方針会議を実施することでよりよい支援方針を立てる。 ・関係機関と連携し、相談者へのフォローを行いながら切れ目のない支援を行う。	0

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
157	P262	既存	ことば相談室の機能の充実	子どもの発達相談室	・市内在住の就学前児について、言語発達遅滞、吃音等の児への個別指導を行い、保護者からの相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保する。また、就学に際しては学校との連携により、相談業務のスムーズな意向を行う。 ・「子ども支援室」との連携により適切な支援を図る。	令和3年度 利用人数 延べ利用件数 野田ことば相談室 90人 877件 関宿ことば相談室 44人 494件 ・「就学に向けての学習会」 参加人数12人 ・その他、研修等への参加を通じて指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図りたかったが、新型コロナウイルス感染症予防で研修会が中止となっていない。1回のみ研修会に参加することができた。	・適正な指導訓練について、多くの希望者に対し適切に行ったが、利用ニーズの高まりに応えるため、引き続き機能の充実が求められている。また、言語発達遅滞以外のコミュニケーション障がいや集中できない等の発達障がいの疑いのある利用者も含めて、言語発達遅滞として一括した指導を継続しつつ、子ども支援室とことば相談室との連携等について、今後も検討していく必要がある。 R2年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で研修会に参加できなかったが、R3年度は外部の研修会1回、室内研修として2回の研修を行い、機能の充実を図った。	12, 114	・引き続きことばの発達に関する相談や指導、訓練を実施する。 ・令和4年度より言語聴覚士を配置したため、指導頻度、指導方法等より適切な指導が行えるようにする。 ・就学児を対象とした就学説明会、学校見学会を実施し、学校選択の支援を行う。	12, 434
158	P262	新規	子ども支援室による支援の推進	保健センター 子どもの発達相談室	【事業番号79再掲】					
159	P263	既存	障がい児教育の推進	指導課、 子どもの発達相談室	・特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。(1回目は中止。) ・学校の実情により、専門家チームを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。 ・ユニバーサルデザインの視点を持った教育を展開するため、尾崎小学校をユニバーサルデザイン教育において研究校として指定し、市全体として誰にとってもやさしい教育を目指す。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教育委員会主催の集合型の研修会は実施できていない。特別支援学級・通級指導教室新任担当者の研修会では、要請のあった学校を訪問した。 ・野田市特別支援教育連携協議会は10月に実施できた。(5・2月は資料送付)福祉と教育の連携上における成果と課題を共有した。 ・学校の実情に応じ、専門家チームを派遣し、学校の体制づくりをサポートした。 ・R4年度に就学予定児の保護者に対し、特別支援学校の協力ののもと、あさひ育成園及びこだま学園の就学説明会を7月初旬に開催した。保護者からの就学相談等に応じ、就学に繋がるよう支援を実施した。	・市内小中学校においては、新学習指導要領への移行もあり、特別な配慮が必要な児童・生徒の教育支援計画の作成・活用が進んできた。 ・教職員を対象にした特別支援教育の集合型の研修会は実施できなかった。障がいに対する理解やユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習展開を研修に取り入れた学校があり、指導課職員も参加し、共に学ぶことができた。 ・専門家チームを派遣することで、支援を必要とする児童生徒の学習支援や環境づくりを進めることができた。 ・就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができた。 ・幼、小中学校の通常学級を含めた教員の専門性の向上を図れるように、今後も継続して取り組む。	20, 115	・新型コロナウイルス感染症の予防を配慮しながらも、可能な限り特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。 ・学校の実情により、専門家チームを派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。 ・各学校において、ユニバーサルデザインの視点を持った教育を展開できるように周知を図り、市全体として誰にとってもやさしい教育を目指す。	21, 663
160	P264	既存	障がいのある子が日中活動や社会との交流の機会を提供する施設支援の充実	障がい者支援課	・地域活動支援センターに対して、本市に居住している障がいのある人等の利用者数に応じて運営費の補助を行い、利用者に対する支援の充実と促進を図る。 ・日中一時支援事業の実施により、障がいのある子の日中における活動の場を確保する。 ・各種専門支援への研修会等の啓発により、専門職員等の配置を推進し、利用者に対する支援の充実と促進を図る。	・地域活動支援センター78か所に運営費補助を実施した。 ・子どもの日中一時支援利用実績60人 ・各種専門支援への研修のため、喀痰吸引研修を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。	・地域活動支援センターに対し、運営費を補助することにより利用者に支援の質及び事業所の運営を確保した。 ・将来にわたって様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため専門性を高めるための研修を実施していく必要がある。	94,475 (内訳) 地域活動支援センター補助金 64,878 一時支援給付費 29,597	・地域活動支援センターの運営費補助を継続し支援の質の確保、事業所の運営を確保する。 ・日中一時支援事業について、医療的ケア児の費用単価を追加し、事業者に対象者の受け入れを促す。 ・研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに実施機関と協議しながら実施を検討する。	97, 139 (内訳) 地域活動支援センター補助金 65, 188 一時支援給付費 31, 251 喀痰吸引等研修委託 700
161	P265	既存	機能訓練や医療的ケアが必要な子への支援の充実	障がい者支援課、 子どもの発達相談室	・あさひ育成園において、市の作業療法士及び理学療法士による機能訓練を実施する。 理学療法士：月～木の午前中 作業療法士：週1回午前午後 ・あさひ育成園外来療育相談を理学療法士が実施する。 毎週木曜15時～16時～	・あさひ育成園において、市の作業療法士及び理学療法士による機能訓練を実施した。 ・あさひ育成園外来療育相談を理学療法士が実施した。 ・あおい空において、医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援を実施した。利用実績4件(1人) ・市内医療機関の地域包括ケア病棟を利用した場合にかかる費用の一部を助成する事業 利用実績0件 ・災害時等の停電に備え、発電発電機の購入を助成する事業 利用実績0件	・肢体不自由児の通うあさひ育成園では、身体面の支援を多く要するため、常勤の専門職がいることが望ましいと考えられる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染者受入れ病棟として使用するため地域包括ケア病棟が閉鎖されたことから、利用者の受入れができず、実績が0件となった。	220, 630 (内訳) あさひ育成園指定管理料 34, 520 あおい空指定管理料 153, 183 日常生活用具給付等事業費 32, 927	・令和4年度から、あさひ育成園に常勤の理学療法士を配置し、園児に対する支援を充実させる。また、市の作業療法士による週1回の訓練を実施する。 ・利用実績が少ない事業について、障がい福祉ガイドブックや市のホームページで周知を図る。 ・あおい空において、医療的ケアが必要な子どもが利用できる日中一時支援を実施する。 ・市内医療機関との連携を図り、緊急時の受入れを実施する。 ・災害時等の停電に備え、医療的ケアに必要な機器に必要な発電発電機の購入助成を実施す	227, 403 (内訳) あさひ育成園指定管理料 36, 563 あおい空指定管理料 155, 489 緊急時受入支援事業助成金 26 日常生活用具給付等事業費 35, 325

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
162	P266	既存	障がいのある子の生活支援	障がい者支援課	・重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子の居宅に訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施する。 ・障がいのある子の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を実施する。	・居宅訪問型児童発達支援の利用実績0件（0人） ・日常生活用具給付利用実績340人 ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付利用実績 1 人 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入助成実績5人	・居宅訪問型児童発達支援の実施事業者が少ない状況である。	32,967 (内訳) 日常生活用具給付費 32,927 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費 40 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金 156	・居宅介護事業者の拡充を支援するほか、サービスを必要としている人に必要なサービスが提供できるよう努める。	35,366 (内訳) 日常生活用具給付費 35,325 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付費 41 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金 216
163	P267	既存	施設サービスの充実	保健センター 子どもの発達相談室	・あさひ育成園及びこだま学園は、指定管理者制度により福祉型児童発達支援センターとして児童発達支援を行っており、こだま学園では、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を実施する。	・あさひ育成園利用者11人 ・こだま学園児童発達支援 利用者31人、障がい児相談支援 利用者156人、保育所等訪問支援 利用者9人	・あさひ育成園、こだま学園ともに年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して年間希望者を受け入れできる体制の充実を図る。 ・こだま学園の利用者が増加しており、受け入れ対策が必要となっている。	143,077 (内訳) あさひ育成園指定管理料 34,503 こだま学園指定管理料 108,574	・あさひ育成園及びこだま学園は、指定管理者制度により福祉型児童発達支援センターとして児童発達支援を行っており、こだま学園では、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を実施する。また、所管が保健センター子どもの発達相談室に変わり、児の発達面の連携を密にとりながら支援を実施していく。	146,872 (内訳) あさひ育成園指定管理料 36,563 こだま学園指定管理料 110,309
164	P268	既存	福祉カー貸出事業の充実	社会福祉協議会	・障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	貸出実績 ・車いす対応軽自動車 200件 ・車いす対応普通自動車 71件	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用件数が減少した。 ・引き続き適切な利用の周知と更なる利用促進に努める。	1,089	・引き続き、障がい者（児）及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車（ミニバン）及び車いす対応軽自動車の貸し出しを行う。	1,600
165	P269	既存	車椅子等貸出事業の充実	社会福祉協議会	・市民に対して無料で車いすを貸し出す。（一時的な使用に限る）	・貸出実績 355人	・貸出待機者もなく、円滑な貸し出しが実施できた。 ・台数に限りがあるため、引き続き適切な利用の周知を図る。	132	・引き続き、在宅介護者に対する支援事業として、市民に対し無料で車いすの貸し出しを行う。（一時的な使用に限る）	158
166	P272	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課	【事業番号104再掲】					

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
167	P272	既存	雇用環境の整備・ 充実	児童家庭 課、商工労 政課	・野田地域職業訓練センターを活用した就業支援講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等により雇用環境の充実を図る。 ・母子家庭等就業・自立支援事業については、就業実績等の事業効果を検証しながら、引き続きより効果的な講座の実施に努める。 ・国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知や女性のための就職活動支援講座を実施し、就労支援に努めるとともに仕事と家庭の両立支援セミナーを実施し、雇用環境の整備・充実を図る。 ・ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて就職活動支援に取り組む。	（児童家庭課） ・母子家庭等就業自立支援事業（就業支援講習会） ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方を対象に、就業に結びつく技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援講習会を野田地域職業訓練センターに委託して年3回実施し、自立の促進を図った。 （R3年度実績） ○5月開講コース（パソコン） R3. 5. 29～R3. 9. 4 受講者：10人 ○8月開講コース（日商簿記3級） R3. 8. 28～R3. 11. 21 受講者：5人 ○12月開講コース（医療事務） R3. 12. 18～R4. 2. 27 受講者：6人 合計21人 （うち資格取得者 ワード10人、Excel9人、日商簿記3級0人、医療事務4人） （商工労政課） ・野田市雇用促進奨励金 4人に支給 ・若年者（40歳未満）を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」を野田地域職業訓練センターに委託して年5回実施 参加者：9人	（児童家庭課） ・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、元年度からはパソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・日商簿記3級については、資格取得が難しく、講座のあり方を検討していく必要があると考える。 （商工労政課） ・雇用促進奨励金制度について、ホームページへの掲載やチラシの配布等により周知を図り、活用の促進に努めた。 ・「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて就職活動支援に取り組んだ。	（児童家庭課） ①1,536 （商工労政課） 3,000 （うち、ひとり親297） 253	（児童家庭課） ・就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の習得に向けた講習を実施していくが、パソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応する。 （商工労政課） ・雇用促進奨励金制度の周知を引き続き実施し、ひとり親家庭の就労支援に努める。 ・ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、就労支援制度の一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ（就職活動支援講座）」の開催等を通じて女性の就職活動支援に取り組む。	（児童家庭課） ①1,764 （商工労政課） 3,091 （ひとり親以外の 高齢者、障がい者を含む） 253
168	P273	既存	社会教育における 男女平等教育の推進	公民館、生涯学習課	・「男性の料理教室」など、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館において開催する。 ・引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図る。さらには、調理講習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努める。	【新型コロナウイルス感染症対策により中止】 ・生涯学習センター 「男の料理教室」全3回	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会食の自粛や調理室の使用禁止等により、料理教室の開設は中止となった。	0 （公民館）0	・新型コロナウイルスの影響で開催中止していたが、感染症対策を徹底した上で、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図っていく。 ・調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事などを男性に楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図る。	（公民館）0
169	P274	既存	保育料の適正化	保育課	・保育所保育料については、国の徴収基準単価よりも軽減し、また、近隣市と比較しても低いものとなっている。引き続き経済情勢を勘案するとともに、幼児教育・保育無償化の影響を踏まえた対応に取り組む。	・未就学児のうち、3歳以上の全ての子ども及び住民税非課税世帯の3歳未満の子どもについて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始し、令和3年度についても年間を通じて無償化に対応した。	無償化後の3歳未満児の保育所保育料について、近隣市と比較した場合でも、野田市は近隣市よりも平均的に保育料額が低いこと、特に高所得層の保育料階層については、野田市のみ保育料が頭打ちとなっている等の問題点が明らかになった。引き続き経済情勢を勘案するとともに、保育料適正化に取り組む。	0	保育料改正案、改正時期等を検討する。新型コロナウイルス感染症の影響や経済情勢も勘案した上で、令和4年7月児童福祉審議会に付議。令和4年9月規則改正。令和4年11月入所申込受付。令和5年度入所より適用する予定。	0
170	P275	既存	子ども医療費助成 制度の推進	児童家庭課	・子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの子どもの通院、調剤及び入院に係る保険診療の一部又は全部を助成するもので、平成30年8月診療分から、3歳までの自己負担金を無料とし、さらに令和2年8月診療分から、未就学児までの自己負担金を無料とし、制度の拡充を図っている。 ・母子健康手帳交付時、出生届時等に助成制度の周知及び申請手続きを行う。	子ども医療費助成 [R3年度実績] 現物給付 205,865件 420,709,462円 償還払 2,195件 30,884,688円 合計 208,060件 451,594,150円 ・小学3年生までは通院・入院・調剤費を、小学4年生から中学3年生までは入院費を対象に保険診療自己負担分の医療費助成を行っていたが、平成27年8月診療分から、通院費と調剤費も中学3年生まで拡大し、通院1回・入院1回あたり自己負担額を200円から300円に変更した。 ・平成30年8月診療分から3歳までの子どもに係る医療の自己負担金を全て無料とし、さらに、令和2年8月診療分から未就学児までの自己負担額を無料とする制度拡充を行った。	・県の制度に基づき適正に運用すると同時に、補助対象外となる部分について市独自で助成を実施し、平成27年8月に通院・調剤費の助成対象年齢を中学3年生まで拡充し、所得制限は引き続き適用しないこととした。更に、平成30年度からは、自己負担額の無料化に取組み、令和2年8月診療分から無料化の対象を未就学児まで拡大した。 ・子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、無料化の対象を中学3年生まで拡大し、高校生等の18歳までの児童についても財政状況を踏まえ医療費助成の対象にする必要がある。 ・市県民税の未申告者に対しても受給券を発行しているが、未申告世帯の児童の医療費は県補助の対象外となるため、市単独での助成となることから、未申告世帯を減らすことで県補助対象が増え、市単独の助成の軽減が見込める。	467,273	・子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和4年8月診療分から小学6年生までの子どもに係る医療の自己負担金を全て無料とし、併せて中学3年生までの子どもに係わる医療の自己負担額を通院1回・入院1回あたり300円から200円と変更する拡充を行う。 ・子ども医療費助成制度の市県民税未申告者の扱いなど制度の周知に努めるとともに、未申告者への対策を検討する。 ・子ども医療費助成制度に係る財政措置について、国の制度がなく、各都道府県の制度の下で実施し、市町村が独自に上乗せしているため、県内においても地域間に格差が生じており、不平等が生じていることから、国が率先して全国的な制度として取り組むよう要望を続ける。	532,750

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	3 年度実績	評価及び課題	3 年度決算額 (千円)	4 年度の事業内容	4 年度当初 予算額(千円)
171	P276	既存	児童手当支給事業 の推進	児童家庭課	・次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前（15歳到達時後最初の3月31日）までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給する。 ・児童手当上乗せ給付金 市独自の緊急対策事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、児童手当上乗せ給付金を支給しました。 〔R3年度実績〕 対象児童数 16,953人 支給金額 169,530,000円	・児童手当 〔R3年度実績〕 延対象児童数 203,644人 支給総額 2,211,225,000円 ・児童手当上乗せ給付金 市独自の緊急対策事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、児童手当上乗せ給付金を支給しました。 〔R3年度実績〕 対象児童数 16,953人 支給金額 169,530,000円	・制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童の健やかな成長に寄与した。 ・受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあり、返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画に基づき着実に返還を履行するようあわせて指導していく必要がある。 ・児童手当上乗せ給付金をスピーディに支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯を支援することができた。	2,387,643	・児童手当の受給資格要件など制度の周知に努めて適切な運営をする。 ・国の制度改正により、令和4年6月分から児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とした。 ・国の施策である子育てワンストップサービスやマイナンバーを利用した市町村連携について、行政管理課、電算業者と連携し国の示したスケジュールにあわせ対応する。 ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対する支援の必要性を注視していく。	2,160,383
172	P277	既存	各種奨学金制度の 推進	学校教育課	・野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっている。	・新規利用者 大学生等 0名 ・継続利用者 大学生等 2名	・経済的な理由により進学や就学が困難な方の教育を受ける機会を守り、有用な人材を育成する一助とすることができた。 ・今後、国の給付型奨学金制度の動向に注視することが必要となる。	360	・野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっている。	360
173	P278	既存	就学援助制度の推進	学校教育課	・経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	・要保護児童生徒 小学校 63人 中学校 39人 ・準要保護児童生徒 小学校 910人 中学校 501人	・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、援助を実施した。 ・制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められている。	110,983	・経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	127,705
174	P280	既存	雇用環境の整備・ 充実	児童家庭課、商工労 政課	【事業番号167再掲】					
175	P280	既存	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課、保育課	【事業番号8～31再掲】					
176	P282	既存	ひとり親家庭等の 情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	【事業番号147再掲】					
177	P282	既存	ひとり親家庭等の 就労支援の拡充	児童家庭課	【事業番号148再掲】					
178	P282	既存	ひとり親家庭等の 子育て支援の充実	児童家庭課	【事業番号149再掲】					
179	P282	既存	ひとり親家庭等の 居住支援の充実	営繕課	【事業番号90再掲】					
180	P282	既存	ひとり親家庭等の 養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	【事業番号151再掲】					
181	P282	既存	ひとり親家庭等の 経済的支援の充実	児童家庭課	【事業番号152再掲】					

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事 業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和3年度実績	評価及び課題	令和3年度 決算額(千 円)	令和4年度の事業内容	4年度当初予算額 (千円)
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	①	55	情報提供の充実 H16. 4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努める。 ・市報、HPIによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供や相談対応を行った。 ・ひとり親家庭支援のしおりの作成 (R3.11改訂版) 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレットの作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業(そば打ち、お菓子作りなど)、就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての確な情報提供を行なう必要がある。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等について、毎年のように制度変更があることからの確な情報の収集と提供に努める。 ・資格取得等の就業支援事業は、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であり、児童扶養手当の削減にもつなげられることから、今後もさらに周知に努める必要がある。	8	・市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階で的確な支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPIによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供を積極的に行う。 ・ひとり親家庭支援のしおり作成(R4.4) ・個別リーフレットの作成	8	
	1	②	56	相談、支援体制の強化 H16. 4～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応する。 なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施している。 ・母子・父子自立支援員研修 実施日：R4年3月4日 内容：「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業について」 「野田市ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業について」 「野田市宮住宅及び県営住宅の入居について」 講師：営繕課担当職員 母子・父子自立支援員相談 ・令和3年度相談実績904件 (母子家庭871件、父子家庭相談：33件)	・母子・父子自立支援員の研修を独自に実施し、スキルアップの向上に努めたが、ひとり親家庭等となって間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要なため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要がある。 また、母子・父子自立支援員は婦人相談員も兼任しており、離婚前相談における養育費の取り決めや面会交流についてもきめ細かに対応する。	0	・母子・父子自立支援員の資質向上及び相談技能の向上や相談機能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加する。 ・相談業務は多岐にわたるため、パーソナルサポートセンターや子どもの発達相談室等と連携して取り組むと共に、婦人相談員も兼任していることから、DV相談も子ども家庭総合支援課と連携し対応して行く。	0	
	1	③	57	地域における支援体制の充実 H16. 12～	既存	児童家庭課 生活支援課	・地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等とによる個別同行訪問を通じた見守りを実施している。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 229件 ・主任児童委員連絡会等での研修 (計2回) ①R3.6.24 制度改正等について ②R4.2.1 18歳以下の給付金について	・ひとり親家庭の実態把握については、主任児童委員等への個人情報の提供を拒否する家庭も少なくなく、困難な点もあるが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要がある。	920 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親家庭となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	960 (主任児童委員報償費)
	1	④	58	ひとり親家庭の交流会の推進 S31. 9～(母子会設立) H20. 4～(情報交換事業)	既存	児童家庭課	・母子寡婦福祉会では、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等を進めている。 ・母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めている。	・野田市母子寡婦福祉会事業 クリスマス会(地区別交流会)36人 子どもチャレンジ広場 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・情報交換事業(2回) 18人	・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画の検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし、母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	83 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)	・児童扶養手当窓口を活用し、母子寡婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進する。 ・ひとり親家庭情報交換事業については、新規企画などのニーズを把握し、開催内容の充実を図り、参加者の増加に努める。 ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	337 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)
	1	⑤	59	養育費等支援事業の推進 H19. 2～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得等に関する法律相談(離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題を含む)を実施する。 ・平成25年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容とした。	・主任児童委員等と母子家庭を訪問する同行訪問の際に相談を実施した。 ・また、養育費に関する専門家による相談事業として、R3年10月1日(金)、R3年12月12日(日)、R4年2月18日(金)にそれぞれ弁護士1名による養育費等個別法律相談会を実施した。 (R3年度相談実績11人) ・母子寡婦福祉会が、月1回の専門家による「養育費相談」を実施した。 (R3年度相談実績31人)	・「母子家庭等対策総合支援事業」の国庫補助について、28年度から拡充が図られ養育費等相談事業も助成対象となった。 ・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子・父子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、より的確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。 ・相談事業として一定の成果があるため、定員に満たないことから積極的に周知して、活用を促進するため、更に啓発を図る必要がある。 ・ひとり親世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、約40%、実際に養育費を受けている世帯は、約25%と低いことから、養育費の確保について助成し、ひとり親家庭等の経済的な安定につなげていく必要がある。	83	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・養育費確保のために実施する公正証書等作成支援、養育費補償契約における保証料支援について、令和5年度から開始できるよう例規策定等必要な手続きを行う。	83
1	⑥	60	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化 S31. 9～	既存	児童家庭課	・養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援する。	・公共施設への自動販売機の増設実績なし 自動販売機設置状況：35施設49台	・公共施設への自動販売機の設置については新規設置の余地は少なくなっているが、引き続き配慮する必要がある。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業を精査するとともに、補助金の必要性について検討し、29年度に補助金交付要綱を制定し、対象事業を明確にした。	—	「野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書」に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財政基盤の強化に努める。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業、補助金対象事業の状況を精査し、財政基盤の状況とあわせ、補助金交付要綱に基づき対象事業に対し適正に使用されているか、実施内容を確認する。	—	

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和3年度実績	評価及び課題	令和3年度 決算額(千 円)	令和4年度の事業内容	4年度当初予算額 (千円)
2 就業 支 援 の 拡 充	2	①	61	関係機関による連携 の強化(就業支援事 業の推進) H16. 4～	既存	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推 進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収 集に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求 人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適 性に応じた就業支援に努める。 平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親 家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問 し、ひとり親家庭の雇用への理解及び雇用促進奨励制 度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働き やすい環境の事業所などの情報提供を行う。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向 け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを 行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金 制度の啓発活動に変更し実施した。 ・令和3年度啓発活動訪問事業所件数28件	・依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭 等の雇用と収入の増に結びつく情報の提供に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制 度の啓発活動では、訪問する事業所の種類や情報提供の方法を 検討する必要がある。	—	・ハローワークや市の無料職業紹介所と引き続き連携を図るととも に、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父 子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行 う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動につい て、ひとり親就業支援事業の状況にあわせて職種を選定し、就業 相談において情報を提供する。	—
	2	②	62	母子・父子自立支援 プログラム策定事業 の強化 H19. 10～	既存	児童家庭課	・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援する ため、個々の母子家庭及び父子家庭の状況、ニーズ に応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・ 父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に 関する特別措置法」の施行により、平成25年度から父 子家庭も支援の対象としている。	・21人策定 (うち、父子家庭の父 0人) 就業実績 正規雇用 :11人 非正規雇用:8人	・個々のニーズに応じて、きめ細やかな就業支援を実施する母 子・父子自立支援プログラム策定事業により、ひとり親家庭の雇 用促進に効果を上げた。 ・母子家庭においては、依然として就労収入が低いため、経済的 自立に向け収入増につながる支援をする必要がある。	978	・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入 増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得 のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談な ど、総合的な支援のためのプログラムを策定して行く。 ・アフターケアとして、同プログラムで就業した後においても、その 後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の 定期的な相談支援を実施する。 ・25年度から新たに支援対象となった父子家庭についても制度周 知に努める。	979
	2	③	63	母子家庭等高等職業 訓練促進給付金等事 業の活用 H18. 4～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結 びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、 修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給 付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」 を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を 容易にする事業の活用促進を図る。 平成25年度から父子家庭も対象としている。	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数:16人 (資格の種別) 看護師6人、理容師2人、美容師2人、歯科衛生士1人、 社会福祉士2人、介護福祉士2人、精神保健福祉士1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数:7人 (就業実績) ・正規6人	・長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事 業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と 安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努 める必要がある。	16,566	・R3年度に限り、養成機関において1年以上から6月以上のカリュ キュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者が対象者と なったが、令和4年度も引き続き上記内容に拡充されたことから、 さらに利用の促進を図る。	19,293
	2	④	64	母子家庭等自立支援 教育訓練給付金事業 の活用 H16. 7～	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向 けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指 定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を 支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」 を実施している。「母子家庭の母及び父子家庭の父 の就業の支援に関する特別措置法」の施行を受け、平成 25年度から父子家庭も支援の対象となっている。	・2人に支給 (資格の種別) 介護福祉士実務者研修2人	・市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、雇用保 険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない 者については、支給額を受講料の20%(上限10万円)から60% (上限20万円)に引き上げられ、また、31年4月に雇用保険法の専 門実践教育訓練給付金において、支給額を受講料の60%(修学 年数×上限20万円)と事業が拡充されたことから、さらに利用の 促進を図る。 ・25年4月から父子家庭の父も支援の対象となっており、さらに制 度の周知に努める。	104	・父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努め、利用促進を図 る。 ・31年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の特定一般教 育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金が対象となり制度拡 充されたことから、さらに周知を図る。 ・R4年4月から、国の制度改正に伴い、雇用保険法の規定による 専門実践教育訓練給付金の支給を受けるとができない者につい ては、受講料の60%(修学年数×上限40万円)が引き上げられた ことから、さら利用の促進を図る。	153
	2	⑤	65	在宅就業推進事業導 入の検討 未実施	既存	児童家庭課	・国の「在宅就業推進事業」は、在宅就業希望者等 を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基 本的なノウハウを提供し、コーディネート等をする事業 であり在宅就業希望者等に必要な支援を行うもの。	・在宅就業について母子・父子自立支援員の就労相談においても 相談の実績はなく、ニーズは低い。	・平成30年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を 変えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は2.7%とニーズが低 い状況である。 ・市内においては、在宅就業を実施している企業を見つけるのが 難しい。また、パソコンを利用した在宅業務では経理データの入力 やホームページの作成など高いスキルが必要となるが、仕事量 が不確定のため収入の安定性が低い。	—	・現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業や データ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態に についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していく。 また、児童扶養手当の現況届出の機会に、ニーズの動きを把握して いく。	—
	2	⑥	66	雇用促進奨励金の活 用 H15. 4～	既存	商工労政課	・公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせ んにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主 に対し、雇用した月の翌月から賞金の10%(限度額 15,000円)を奨励金としてを交付することで雇用の促進 を図る。	・野田市雇用促進奨励金 ひとり親を雇用した事業主に対して4人の奨励金を交付した。 障がい者支援員 2人 事務職 2人	・ひとり親家庭の雇用促進として効果があると考えられるが、制度 の活用実績が少ない状況であるため、事業主に対してさらなる制 度の周知を図る必要がある。	3,000 (うち、ひとり 親297)	・市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図る ため、引き続き、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等 と協力し、制度の周知に努め、ひとり親家庭の雇用の促進に努め る。	3,091 (ひとり親以外の 高齢者、障がい 者を含む。)

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和3年度実績	評価及び課題	令和3年度 決算額(千 円)	令和4年度の事業内容	4年度当初予算額 (千円)
2 就業支援の 拡充	2	⑦	67	職業訓練の強化 H16. 1～	拡充	児童家庭課 商工労政課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施している。また、受講料にかかる経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮している。 元年度からは、パソコンだけではなく、他の資格についても実施している。	・就業支援講習会 【パソコン】 受講者数 10人 うち資格取得者数 ワード10人、エクセル9人 受講時の職場でスキルアップ 6人 (正規雇用 4人) (非正規雇用 2人) 【日商簿記3級】 受講者数 5人 うち資格取得者数 0人 【医療事務】 受講者数 6人 うち資格取得者数 4人 新規就業(資格を活用) 2人 (正規雇用 1人) (非正規雇用 1人) 受講時の職場でスキルアップ 1人 (正規雇用 1人)	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。 ・元年度からは、パソコンだけではなく、日商簿記3級及び医療事務についても実施し、多様なニーズに対応している。 ・日商簿記3級については、資格取得が難しく、講座のあり方を検討していく必要があると考える。	1,536	・就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を引き続き実施していく。また、パソコンだけではなく簿記3級及び医療事務についても引き続き実施し、多様なニーズに対応する。	1,764
	2	⑧	68	ひとり親家庭の雇用 への理解及び雇用促進 奨励金制度の啓発 活動の促進 H22. 5～	既存	商工労政課 児童家庭課	・市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭それぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めている。 ・平成28年7月から母子・父子自立支援員がひとり親家庭から就職希望の多い業種の事業所を選定・訪問し、ひとり親家庭への雇用への理解及び雇用促進奨励金制度の啓発活動を行い、就労相談の際に訪問した働きやすい環境の事業所などの情報提供を行っている。	・市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っているが、事業の見直しを行い、28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 ・訪問事業所数 28社	・事業の見直しを行い、28年7月から実施しているひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度については、認識が低いことから、周知を図る必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問件数が減少していることから、感染症の影響が少なくなった場合は、通常の訪問件数に戻す必要がある。	5,759 (会計年度 任用職員報酬、期末手当)	・ひとり親の雇用を促進するためには、雇用への理解と奨励金の活用 の啓発は必要であり、ひとり親に特化した訪問活動を行う。 ・引き続き、求人情報の提供や、職業紹介業務については、無料職業紹介所に協力してもらい、情報の提供に努める。 ・事業所の職種の選定については、ひとり親家庭就労支援に係る資格取得などにあわせ、収入増につながるような内容の収集に努める。 ・収集した事業所の情報については、自立支援プログラムの策定や窓口での就業相談等において情報提供を行う。	5,970 (会計年度任用職員報酬、期末手当)
	2	⑨	69	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業の活用 H29. 4～	新規	児童家庭課	・高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親及び児童に対し、高卒認定試験の講座受講に係る費用の一部(受講終了時給付金、合格時給付金)を補助することにより親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与している。	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金 1人 合格時給付金 実績なし	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、親の学び直し及び児童の進学を支援し、ひとり親家庭の自立及び福祉の増進に寄与するため、事業の周知に努める必要がある。	55	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、R4年4月から受講開始時給付金の創設及び受講修了時給付金の割合及び合格時給付金の割合が改正されたことから、さらに周知を図る。	150
3 子育て支援の 充実	3	①	70	ひとり親家庭等日常生活 支援事業の推進 H16. 4～ H23. 10～(拡充)	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っている。 また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施している。	・子育て支援 1人延べ4日 44時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) ・生活援助 実績なし	・パソコン講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えられるよう検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。 ・令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パソコン講習会等が平日夜間から土曜昼間へ変更となった。土曜日は保育所が開所しているため託児の利用者数が減少した。	148	・本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に、事業の一層の周知に努める。 ・利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報(資格、対応範囲、対応時間)をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 ・R2年4月から、定期利用の対象範囲が未就学児から小学生を養育する家庭まで拡大されたことから、さらに周知を図る。	1,203
	3	②	71	保育所、学童保育所 における児童の受入の円滑化 H15. 4～(保育所) S40. 12～(学童保育所)	既存	保育課 児童家庭課	・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき保育所の入所選考に当たっては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮をしています。また、休職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行っている。 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度の「教育・保育給付」においても、ひとり親家庭について優先的な基準により運用することとされている。	・保育所においては、27年度に引き上げた指数で利用調整を行い、ひとり親家庭の入所の円滑化を図った。 ・学童保育所において、求職中や職業訓練中の家庭での児童の保育状況等を加味し、2か月間単位の入所を認めている。 ・ひとり親家庭の入所実績 保育所 260人(R4.3.1在籍児童) 学童保育所 304人	・保育所においては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行った。 ・学童保育所について、求職中や職業訓練中の家庭の児童は2か月間の入所が認められている。また、過密化している学童に入所希望をしている場合は、空きのある学童への入所となるが、希望者は全て入所することが出来ている。	—	・保育所において、今後もひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中において柔軟な受け入れを行うとともに必要度の高いひとり親家庭については、幹旋等を行う。 ・学童保育所について、引き続き求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行い、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図る。	—

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和3年度実績	評価及び課題	令和3年度 決算額(千 円)	令和4年度の事業内容	4年度当初予算額 (千円)
3 子育て支 援の充 実	3	③	72	保育所、学童保育所 における延長保育の 充実 H13. 4～(学童保育 所) H15. 4～(保育所)	既存	保育課 児童家庭課	・全保育所において、午前7時から午後7時まで延長保 育を実施している。また、指定管理の保育所、私立保 育所では午後8時まで、一部の保育所では午後8時以 降の保育を実施している。 ・直営の学童保育所の閉所時間を延長し、すべての学 童保育所の閉所時間を午後7時に統一している。	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的 保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた 時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) (短時間認定) 午前8時30分まで — 490人 午後6時まで — 1,369人 午後7時まで 1,559人 8,154人 午後8時まで 115人 1,690人 午後9時まで 0人 389人 午後10時まで 0人 106人 計 1,674人 12,198人 私立 (月極利用) 午後7時まで 1,016人 午後8時まで 84人 計 1,100人 ・学童保育所児童延べ数 委託学童 11,808人(18施設) 直営学童 5,645人(14施設) 計 17,453人(32施設)	・保育所における延長保育の実施時間の拡大については、今後 の利用状況や実施に係る人材確保の状況を見極めながら検討す る。 ・短時間認定保護者が午前8時まで、または16時以降に保育を利用 しても延長保育料を徴収されず、標準時間認定保護者との比 較において不公平な運用となっていたため、規則改正を行い、令 和3年度から徴収をした。	—	・引き続き全保育所で延長保育を実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られてい るが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績や実 施に係る人材確保の状況を踏まえ、今後の利用ニーズを検討す る。	—
	3	④	73	保育所における休 日、一時保育、病児・ 病後児保育の充実 H15. 4～(休日) H15. 11～(病児・ 病後児) H18. 4～(一時保 育)	既存	保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で 保育することが困難な場合となった乳幼児の保育を行 う休日保育を2保育所で実施している。 ・保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的 に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立 保育所において実施している。 ・病児又は病気回復期のため集団保育ができず、家庭 での保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保 育を実施している。	・休日保育 コピーブリスクール あたご保育園 延べ 511人 尾崎保育所 延べ 166人 ・一時保育 コピーブリスクール せきやど保育園 延べ 85人 アスク七光台保育園 延べ 2人 コピーブリスクール さくらのさと保育園 延べ 213人 ・病児・病後児保育 小張総合病院「ひばりルーム」 延べ 0人	休日保育・一時保育 ・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家 庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実 を図る必要がある。休日保育の利用減少については、新型コロナ ウィルス感染拡大防止のため登園自粛要請を発令した影響が考 えられる。 病児・病後児保育 ・令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため小張総合病院「ひばりルーム」における病児・病 後児保育の利用を停止し、利用人数は0人となった。 ・「ひばりルーム」が再開できないことから、新たに令和4年4月1 日に開設する「しみず空と杜の保育園」の保育所併設型病児・病 後児保育事業として「フォレストルーム」を令和3年度に整備し、市 民の利便性の向上を図った。 ※「ひばりルーム」は令和3年度末に廃止。	0	休日保育・一時保育 ・多様な保育サービスの周知を図り、利用促進に努める。 ・利用児童数の推移を注視しながら、保育無償化の影響を踏ま え、利用ニーズを把握し、定員や実施施設について検討する。 病児・病後児保育 ・令和4年4月1日に新たに、「フォレストルーム」を開設したが、開 設間もないことから、積極的な広報活動をし、本事業についての 周知を図る。	13,771
	3	⑤	74	児童の居場所づくり H14. 7～(委託)	既存	児童家庭課 学校教育課	・親の就労時間中等に親不在の状態で家庭にいること の多いひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、子 ども館などの地域の社会資源や人的資源を活用した 児童の居場所づくりの推進に努めている。	子ども館利用者人数 27,029人 内、委託日(月・火・祝) 5,239人	・ひとり親家庭の児童の見守りなども含め、放課後の過ごし場所と して、子ども館などの利用促進を図る必要がある。	—	・子ども館で、異年齢の交流を深めるための行事を検討し、より利 用しやすい環境を構築する。 ・子どもの居場所づくり、貧困対策として、NPO法人等の実行委員 会が実施している「こども食堂」について、食材提供の協力依頼な どの支援を行う。	—
	3	⑥	75	招待事業の充実	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の児童の福祉の向上のため、母子寡婦 福祉会が実施するひとり親家庭等の児童などの招待 事業(親子ふれあい研修)への参加を推進している。	親子ふれあい研修(年2回) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・母子寡婦福祉会の事業により、ひとり親家庭等の交流が図られ ている。 ・ディズニーランド等は人気があり、参加者も多く、チケット代の補 助などを行っているが、さらに、参加費の徴収額を減らすなど、会の 魅力を高め、会員増につなげるなど検討が必要である。 ・近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっ ていることから、場所の選定等、子どもの年齢を考慮していく必要 がある。	215	・ひとり親家庭等の児童の福祉の向上を図るため、母子寡婦福祉 会において実施している招待事業の推進を引き続き図る。 ・参加費の徴収額を減らしたり、子どもの年齢を考慮した場所の選 定など、会員増につなげるための施策を検討する。 ・親子ふれあい研修(年2回)の実施予定。 (第1回)横浜・八景島シーパラダイス(R4.8.7) (第2回)未定	215
	3	⑦	76	ファミリー・サポート・ センターの利用促進 の強化 H14. 1～	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立 を支援するファミリー・サポート・センター事業の周知を 図るとともに、市町村民税非課税世帯等を対象にした 利用料助成制度の周知を行うことで、事業の活用促進 に努めている。平成23年度からは、ひとり親家庭(ひと り親家庭等医療費助成金受給資格者)に対しても利用 料助成の対象としている。	利用料助成登録世帯 24世帯 (うちひとり親世帯 15世帯) 延利用 1225.5時間 (うちひとり親世帯 571.5時間)	・ひとり親家庭の子育てに係る負担の軽減に効果をあげていると 思われるが、助成利用者が固定、長期化する傾向があるため、新 規利用者開拓のため、引き続き制度の周知を図る必要がある。あ わせて利用会員の児童年齢が小学6年生までに拡大されたこと についても周知する。	431	・制度の周知を広く一般に向けて市報に掲載するほか、既にファミ リー・サポート・センター会員である方にも改めて機関紙を通じて事 業内容を周知し、利用の拡大に努める。 ・登録手続きの簡素化、市窓口での申請受理、利用会員の児童年 齢を小学6年生まで拡大したことについて周知を図る。	315

令和3年度 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第4次改訂版)進捗状況調査表

資料3

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業 名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和3年度実績	評価及び課題	令和3年度 決算額(千 円)	令和4年度の事業内容	4年度当初予算額 (千円)
4 居住支 援の充 実	4	①	77	市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保 H5. 4～	既存	営繕課	・市営住宅において、ひとり親家庭向け住戸を確保する。	・3年度において6戸のひとり親家庭向け住戸の募集を行ったが、応募は無かった。 ・年度末の入居済みのひとり親家庭向け住戸は14戸となった。	・ひとり親向け住戸確保し、入居しても該当世帯が退去したり子供が20歳になり、ひとり親家庭でなくなるケースがあるので、当該住戸の状況を把握して市営住宅募集時にひとり親家庭向けの住戸を適切に割り振っているいく必要がある。	—	・募集戸数に応じて、ひとり親向け住戸を用意する。 ・4年度第1回目の募集において、全35戸中2戸を予定している。	—
	4	②	78	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	既存	営繕課	・一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討する。	【6月募集 入居状況】 世帯状況(当選者/応募者)当選率(%) ・母子父子世帯(1/1) 100% 【12月募集 入居状況】 ・母子父子世帯(1/2) 50%	・3年度の応募者で落選されたひとり親家庭は1件でした。 なお、現時点では、過去に多数回落選した応募者はいない状況です。 今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えた場合は、同じように落選した他の住宅困窮者(高齢者、障がい者)との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する。	—	・応募状況により優遇措置について引き続き検討する。	—
	4	③	79	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 H17. 8～	既存	営繕課	・家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施している。	・相談件数 1件 (内ひとり親家庭 0件) ・利用申込状況 0件 ・相談等により賃貸借契約を締結した件数 0件 ・入居保証料助成利用件数 0件	・現在は不動産店の取り扱い債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることから利用者が少ない状況となっている。	0	・引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供する等、継続して支援を実施する。	20
	4	④	80	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 H17. 4～	既存	営繕課	・緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図る。	・相談件数14件 ・助成件数11件 (内訳) ひとり親家庭11件	・賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担の軽減を図ることができた。	1,176	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	1,067
	4	⑤	81	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進 H22. 4～	既存	子ども家庭総合支援課	・同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図る。	母子生活支援施設利用実績なし 【参考】 ・市のDVシェルター入所 1件 うち1件が同伴児あり(1人)	・同伴児を抱えるDV被害女性は、単独での自立が困難で、かつ本人の子育て能力が低下していること等を踏まえ、生活再建を図るため、母子生活支援施設への入所等、段階的継続的な支援が求められる。 そのため、本人の入所意思及び自立意欲等を見極めつつ、個々のケースに応じたきめ細やかな対応とともに、母子生活支援施設の活用を図ることが必要と考えられる。 なお、平成25年度以降利用実績はない。	0	・引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるDV被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図る。 なお、予算措置に関しては、近年の利用実績を踏まえ0円としているもので、利用が必要な場合は対応する。	0
5 養育費確保のための支援策の推進	5	①	82	養育費等相談体制の充実 H16. 1～	拡充	児童家庭課	・養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じる。また、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 ・子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、教育費以外の相談についても積極的に対応する。	・母子寡婦福祉会による法律相談 ○無料法律相談 [R3年度実績] 実施 :12回 相談者:31名 相談員:法律専門家1名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得するための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。	—	・母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と母子・父子自立支援の相談や養育費等個別法律相談会と連携させ引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の促進に努める。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・また、無料法律相談を、母子・父子自立支援員による相談への切り替えの検討も含めて、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう県の講習会等を活用し、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努める。	—
	5	②	84	広報、啓発活動の推進 H16. 1～	既存	児童家庭課	・養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努める。	・窓口において「養育費のしおり(野田市版)」と「無料法律相談」のチラシを配布 ・個別法律相談の市報及びホームページ掲載 ・離婚届を配布及び受理する市民課窓口に「別居・離婚時」のパンフレットを設置	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、引き続き養育費を安定して取得するための施策が必要である。 ・養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等に繋げていくために戸籍担当部署とひとり親支援担当部署の更なる連携強化の推進が必要である。	8	・児童扶養手当の窓口で「しおり」や市民課窓口で「パンフレット」を配布し、引き続き、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握する。	8

令和3年度 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第4次改訂版)進捗状況調査表

資料3

基本 目標	事業番号		掲載 頁	事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	令和3年度実績	評価及び課題	令和3年度 決算額(千 円)	令和4年度の事業内容	4年度当初予算額 (千円)
5 養育費確保のための支援	5	③	85	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施 H19. 2～	拡充	児童家庭課	・養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 平成25年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談なども併設した内容とした。	・養育費等個別法律相談会 〔R3年度実績〕 3回実施 実施日:3年10月1日(金) 相談者:5名 相談員:弁護士1名 実施日:3年12月12日(日) 相談者:3名 相談員:弁護士1名 実施日:4年2月18日(金) 相談者:3名 相談員:弁護士1名	・平日及び休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子・父子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、より的確にニーズに応えることができた。また、30年度から開催回数を1回から3回へと複数回に増やしたことにより、的確にニーズに応えることができた。なお、平日に開催してほしいとの意見もあるため検討する必要がある。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるため、児童扶養手当の窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	75	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、引き続き、相談回数を増やし複数回開催する。なお、平日に開催してほしいとの意見に応え、引き続き平日開催も実施する。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	75
	6	①	86	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 S37. 1～ H15. 4～H22. 7 (父子手当)	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。 ・平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしている。	・児童扶養手当 受給者数1,163人 ・養育者支援手当 受給者5人	・児童扶養手当等の的確な情報提供を行うと同時に、居住実態、同居人などの状況を判断し適切に支給する必要がある。また、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。	585,368	・適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金の対応に努める。 ・返還金の滞納について、督促の通知や電話連絡の他にも、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は、封入の上不在通知連絡を行い、接触の機会、納付を促していく。 ・令和3年3月分(令和3年5月支払)から、障害年金を受給しているひとり親家庭が児童扶養手当を受給できるように見直す制度改正がされたことから、周知するとともに適正な支給を行う。 ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親家庭等に対する支援の必要性を注視していく。	597,065
	6	②	87	母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進 S28. 4～	既存	児童家庭課	・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立や児童の修学などに様々な用途に重要な役割を果たしている母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行う。 ・貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めている。 ・平成26年10月から父子家庭についても貸付の対象となった。	・母子寡婦福祉資金貸付件数 新規申請: 1件	・貸付金を効果的に活用するため、高等職業訓練給付金などの就業支援事業等と組み合わせた利用を推進する。 ・全国的に返済金の滞納が増加している報道もあり、相談者には制度の説明をしっかりと行い、計画的な返済に協力してもらう必要がある。 ・円滑に資金の貸付業務を行うため、県の審査機関である健康福祉センターと密に連携する必要がある。	—	・ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付金を効果的に活用できるよう返済計画の作成や他の制度の紹介なども組み合わせた相談を行い、きめ細かな支援を行う。 ・また、貸付業務については、県の審査機関である健康福祉センターと連携し、円滑な貸付対応に努める。 ・令和2年4月より、福祉資金貸付金の拡充により、修学資金等の貸付限度額の引上げ等がされたことから、更なる活用促進を図る。	—
6 経済的支援の推進	6	③	88	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 S46. 4～(学童保育所) H16. 4～(保育所)	既存	保育課 児童家庭課	・ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合がある。 また、学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っている。	・ひとり親家庭となった減額された件数 保育所保育料 18件 学童保育料 1件 ・ひとり親家庭で保育所保育料が年収約360万円未満で軽減が適用された件数 後期保育料賦課時実績33件 (令和元年10月から3歳児以上及び2歳児以下の住民税非課税世帯は保育料無償化) ・ひとり親家庭で学童保育所保育料が減額された件数 195件	・未就学児のうち3歳以上の全ての子ども及び住民税非課税世帯の3歳未満の子どもについては、令和元年10月から幼児教育・保育無償化を開始しており、ひとり親家庭の負担軽減となっている。 ・無償化の対象外となった住民税課税世帯の3歳未満の子どもの保育所保育料については、ひとり親になった場合の減免措置として、ひとり親家庭になった申出の翌月分から保育所等保育料の見直しを行うので、入所案内等において周知を図っている。	—	・無償化対象外の子どもについて、ひとり親家庭になった場合には、保育所保育料の減額、学童保育料の減免措置について、入所案内、市報、ホームページなどの情報媒体で周知していく。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し減免制度の周知に努める。 ・未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用(みなし寡婦控除)については税制改正により令和3年8月分(令和2年度住民税による計算)までの保育所保育料及び学童保育料保育料へ適用となる。以後の保育料等の算定には住民税の計算において【寡婦・ひとり親控除】があるため上記申し出不要となる。	—
	6	④	89	ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し S52. 4～ H22. 4～(見直し)	既存	児童家庭課	・医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病気などで受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めている。	・ひとり親家庭等医療費助成金 現物給付 16,335件 償還払 2,185件 合計 18,520件	・令和2年11月診療分から現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正し、ひとり親家庭等の福祉の向上を図った。	60,275	・令和2年11月診療分から、現物給付を実施し、自己負担金を300円に改正したことから、周知を図る。	60,973
	6	⑤	90	未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用 H27. 9～	既存	保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	・税法上、不利な扱いとなる未婚の母・父について、保育所保育料、学童保育所保育料、市営住宅家賃などの寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施している。	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直しが行われ、婚姻歴にかかわらず未婚のひとり親に対しても同一の「ひとり親控除」が適用され、令和2年度をもって未婚のひとり親に対する不利な扱いはなくなった。		—	・令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われ、未婚のひとり親について不利な扱いがなくなったことから、周知を図る。	—

保育施設の確認にかかる利用定員の変更・設定について

1. 目的

「子ども・子育て支援制度」では、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、「あらかじめ市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこと」とされています。

また、利用定員の変更については、法的義務はありませんが、利用定員の設定に準じて審議会のご意見を伺っております。

令和4年4月の利用定員の一部変更について、令和4年3月の児童福祉審議会でご意見をお伺いすることで予定しておりましたが、審議会が開催されなかったため、今回の審議会に報告し、あわせて、令和5年4月1日に開設する保育所型認定こども園（仮称）コビープリスクールつつみの（新設）の利用定員の設定について報告し、ご意見を伺うものです。

2. 令和4年4月定員変更の概要

（1）野田市立尾崎保育所

① 定員・利用定員変更の概要

野田市立尾崎保育所の定員は150名となっています。しかし、現在2歳以上児の入所児童が少なく、定員に達していない状況となっています。

このことから、過去5年間及び現在の入所状況に即し、2・3・4・5歳児の定員・利用定員を引き下げと0歳児の定員・利用定員の引き上げを行ったものです。

② 変更事項 定員・利用定員

変更前 定員・利用定員150名 (人)

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人数	9	18	30	31	31	31	150

(過去5年間の平均) (人)

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人数	8	20	22	27	27	28	132

変更後 定員・利用定員135名 (人)

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
人数	12	18	24	27	27	27	135

③ 変更年月日 令和4年4月1日

④ 変更理由

過去5年間及び現在の入所状況に即し、定員・利用定員を変更するものです。

(2) 事業所内保育所 ひばり保育園

① 利用定員変更の概要

ひばり保育園の現在の定員数は60名、うち従業員枠が45名、市民が利用できる地域枠は15名となっておりますが、従業員枠について利用率が低下してきていることから、充足率の低い従業員枠の一部を保育需要の高い地域枠の0～2歳児に振り替えることとし、従業員枠を40名、地域枠を20名に変更したものです。従業員枠と地域枠の合計定員は変更ありません。

② 変更事項 利用定員

変更前 利用定員 (従業員枠45名) 地域枠15名 (人)

時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
従業員枠	5	6	7	10	10	7	45
地域枠	4	5	6				15
合 計	9	11	13	10	10	7	60

変更後 利用定員 (従業員枠40名) 地域枠20名 (人)

時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
従業員枠	5	6	7	8	7	7	40
地域枠	5	7	8				20
合 計	10	13	15	8	7	7	60

③ 変更年月日 令和4年4月1日

④ 変更理由

当該園の従業員枠の利用児童数を勘案し、充足率の低い従業員枠の一部を保育需要の高い地域枠の0～2歳児を増員することで、利用定員を変更するものです。

【参考】

(1) 保育施設の整備【保育施設における定員数の確保（実績値）】 (人)

年月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
27年4月	1,261	120	589	1,970
27年10月 ※1	1,261	124	600	1,985
28年4月 ※2	1,291	151	667	2,109
29年4月 ※3	1,312	160	706	2,178
30年4月 ※3	1,341	160	706	2,207
31年4月 ※3	1,349	160	708	2,217
31年7月 ※4	1,421	169	756	2,346
2年4月 ※5	1,454	175	788	2,417
2年4月 ※6	1,436	167	797	2,400
2年10月 ※7	1,432	170	798	2,400
3年4月 ※8	1,451	170	798	2,419
3年4月 ※9	1,451	173	814	2,438
3年4月 ※10	1,480	173	814	2,467
3年4月 ※11	1,452	175	820	2,447

※1 ひばり保育園開設（地域枠 15 人）

※2 既存 7 保育所の定員増（70 人）、すくすく保育園分園開設（54 人）

※3 聖華未来のこども園開設（29～31 年まで段階的に定員増）
（29 年度 69 人、30 年度 29 人、31 年度 10 人）

※4 のだのこども園開設 令和元年 7 月（129 人）

※5 やなぎさわ幼稚園・保育園開設 0 歳 6 人 1・2 歳 32 人 3 歳以上 33 人

※6 聖華未来のこども園 0 歳 1 人 3 歳以上 11 人
やまざき杜の保育園 0 歳▲9 人 1・2 歳 9 人
のだのこども園 4・5 歳▲29 人

※7 アートチャイルドケア東部みどり保育園開設（東部保育所から移管）
0 歳 3 人 1・2 歳 1 人 3 歳以上▲4 人

※8 やなぎさわ幼稚園・保育園 3 歳以上 19 人

※9 柳沢くくる保育園開設 0 歳 3 人 1・2 歳 16 人

※10 のだのこども園 3 歳以上 29 人

※11 花輪保育所 0 歳 2 人 1・2 歳 6 人 3 歳以上▲28 人

(2) 施設認可定員 (令和4年4月1日)

(人)

区 分		3歳以上	0歳	1・2歳	計
① 保育量(入所実績+待機児童)R3.4.1		1,438	137	834	2,409
② 市計画	既存施設認可定員 ※令和3年4月時点	1,452	175	820	2,447
	アートチャイルドケア野田 東部みどり保育園	4	—	4	8
	やなぎさわ幼稚園・保育園	17	—	▲2	15
	しみず空と杜の保育園	42	3	15	60
	尾崎保育所	▲12	3	▲6	▲15
	ひばり保育園		1	4	5
	②の合計	1,503	182	835	2,520

3. 令和5年4月開設の保育所型認定こども園の定員設定の概要

社会福祉法人コビーソシオが、コビープリスクールのだ保育園をつつみ野に移転させ、保育所型認定こども園(仮称)コビープリスクールつつみのとすることについて、現在、国及び県からの補助内示を受け、新園舎等の工事施工に向けて準備を進めているところでございます。

当施設の整備により、現在の保育定員60人から、保育定員72人、教育定員18人の計90人定員となり、新たに30人分の入所枠を確保することができ、また、教育・保育の一体的提供による、利便性の向上も見込んでおります。

(1) 利用定員

○令和5年3月31日 コビープリスクールのだ保育園(廃止) (人)

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	▲10	▲8	▲10	▲10	▲11	▲11	▲60

○令和5年4月1日 保育所型認定こども園(仮称)コビープリスクールつつみの(新設) (人)

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所人数	6	12	12	14	14	14	72
幼稚園人数	—	—	—	6	6	6	18
合計	6	12	12	20	20	20	90

(2) 施設概要

事業者名	社会福祉法人コピーソシオ
設置場所	野田市つつみ野1丁目10番1
敷地面積	2553.75 m ²
延床面積	園舎 818.71 m ²
構造	木造 2階建て
開園予定日	令和5年4月1日（予定）

4. 令和5年4月の利用定員変更について

既存園についても令和4年12月までの年齢別入所状況を注視し、必要に応じて令和5年4月の利用定員の変更を検討します。令和5年4月に利用定員変更を行う場合は、令和5年2月の審議会に報告し、ご意見を伺う予定です。